

令和5年2月定例会

商工建設常任委員会会議録

令和5年3月3日・6日～7日・9日

場 所 第5委員会室

令和5年3月3日(金曜日)

午前10時4分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計予算
- 議案第9号 令和5年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第10号 令和5年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第11号 令和5年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第13号 令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第43号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)
- 議案第51号 令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第52号 令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第53号 令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 議案第55号 令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 議案第75号 工事請負契約の変更について
- 議案第76号 工事請負契約の変更について
- 議案第77号 工事請負契約の変更について

- 議案第79号 県道の路線廃止について
- 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
 - ・アジアゴルフツーリズムコンベンション(AGTC)2023の開催について
 - ・令和5年度商工観光労働部組織改正案について
 - ・みやざき産業振興戦略の改定について
 - ・宮崎県観光振興計画の改定について
 - ・みやざきグローバルプランの改定について
 - ・宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画の策定について
 - ・高潮浸水想定区域の指定について
- 閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	山 内 佳菜子
委 員	坂 口 博 美
委 員	二 見 康 之
委 員	野 崎 幸 士
委 員	山 下 寿
委 員	重 松 幸次郎
委 員	来 住 一 人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事 務 局 長	内 野 浩一朗
調 整 審 査 課 長	川 野 宏

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山 浩文	港湾課長	松山 英雄
商工観光労働部次長	米良 勝也	空港・ポート セールス対策監	岩切 靖考
企業立地推進局長	平山 文春	都市計画課長	黒木 正行
観光経済交流局長	山下 栄次	美しい宮崎づくり 推進室長	迫 節夫
商工政策課長	高橋 智彦	建築住宅課長	巢山 昌博
経営金融支援室長	島田 浩二	営繕課長	金子 倫和
企業振興課長	佐々木 史郎	設備室長	中武 英俊
食品・メディカル 産業推進室長	阿萬 慎治	高速道対策局次長	伊福 隆徳
雇用労働政策課長	児玉 珠美		
企業立地課長	松浦 好子		
観光推進課長	海野 由憲		
スポーツランド推進室長	那須 隆輝		
オールみやざき営業課長	吉田 秀樹		
工業技術センター所長	大衛 正直		
食品開発センター所長	平川 良子		
県立産業技術専門校長	有村 隆		

県土整備部

県土整備部長	西田 員敏
県土整備部次長 (総括)	日高 正勝
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	原口 耕治
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	境 光郎
高速道対策局長	廣松 新
管理課長	井上大輔
用地対策課長	鍋島 宏三
技術企画課長	中原 学
工事検査課長	斉藤 幸男
道路建設課長	加行 孝
道路保全課長	東 和俊
河川課長	山浦 弘志
ダム対策監	山田 清朗
砂防課長	行田 明生

事務局職員出席者

議事課主査	川野 有里子
議事課主任主事	木村 結

○西村委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程であります、お手元に配付の日程案を御覧ください。

本日は、補正予算関係議案等の審査に伴い、来週月曜日以降に当初予算関係議案等の審査を行うこととしておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方法についてであります。

お手元に配付の委員会審査の進め方を御覧ください。

当初予算の審査に当たっては、重点・新規事業を中心に説明を求めることとし、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります、今回の委員会は審査が長くなる

ことが予想されることから、商工観光労働部については2班に、県土整備部については4班に分けて審査を行い、最後に総括質疑の場を設けたいと思います。

審査方法については御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時6分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○内野労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。令和4年度2月補正予算について、座って説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

お手元の歳出予算説明資料の赤のインデックス487ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄にありますとおり、624万5,000円の減額をお願いするものでございます。この結果、補正後の予算額は、2つ右隣の欄の9,428万8,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。491ページをお開きください。

上から5段目の(事項)職員費につきましては、45万9,000円の減額であります。これは、その下の説明欄にありますとおり、私ども事務局職員の人件費の執行残に伴うものでございます。

また、その下の段の(事項)委員会運営費につきましては、578万6,000円の減額をお願いし

ております。これも下の説明欄にありますとおり、労働委員会委員の報酬や旅費、会議費などの労働委員会の運営に要する経費の執行残によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 特に質疑もないようでありますので、その他で、労働委員会に対して何かございませんか。

○来住委員 令和4年度はまだ途中なんですけれども、令和3年度に比べて令和4年度の労働相談は、全体として増えているのか、減っているのか教えてください。

○川野調整審査課長 労働相談の現況でございますが、令和5年の1月末現在で402件となっております。前年比で97件の減でございますが、年度末には500件ぐらいいはなるのではないかと思っております。

また、内容につきましては、パワハラや嫌がらせ、退職、年次休暇関係の相談が多くございます。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、

商工観光労働部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

1月31日から2月2日にかけて実施いたしました台湾でのトップセールスにつきましては、大変お忙しい中、県議会から中野議長をはじめ、西村委員長にも御参加いただきまして、桃園市等の関係機関等との意見交換や宮崎—台北線の早期再開の要望、県産品プロモーションイベント等を通じまして、経済交流・人的交流の回復に向けた働きかけや関係機関とのネットワークの強化を図ることができました。誠にありがとうございました。

今後、様々な分野において台湾との交流拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

常任委員会資料の表紙の裏の目次にありますとおり、1の予算議案としまして、新規事業等5つを含みます、議案第43号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）」や特別会計補正予算について説明をさせていただきますほか、2の特別議案としまして、議案第75号「工事請負契約の変更について」説明をさせていただきます。

また、3の、その他報告事項としまして、今月開催予定のアジアゴルフツーリズムコンベンション（AGTC）2023について御報告をいたします。

それでは、次の3ページを御覧ください。

議案第43号「令和4年度宮崎県一般会計補正

予算（第9号）」でございます。

今回の補正予算は、事業費の確定等に伴う減額補正や、後ほど御説明いたします5本の事業に要する経費につきまして予算を計上したところでございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の上から2段目、一般会計の行、左から補正額28億1,683万3,000円を減額し、補正前の額766億107万円から補正後の額737億8,423万7,000円となります。

4ページをお開きください。

債務負担行為の変更であります。令和4年度中小企業融資制度損失補償でありまして、限度額を4億5,000万円から3億1,400万円に変更するものでございます。

これは、後ほど担当課長から説明いたしますけれども、9月補正で新設しました、みやぎき再生支援特別貸付につきまして、後年度に見込まれる損失補償に係る経費を債務負担として設定したところですが、これまでの融資状況等を踏まえ、限度額を補正するものであります。

次に、5ページを御覧ください。

繰越明許費の追加として、7つの事業をお願いしております。

一番上の小規模事業者新事業展開等支援事業、1億2,977万4,000円は、今回新規事業として予算をお願いしている事業で、小規模事業者がポストコロナを見据えた取組を実施する場合に、その一部を補助するものであります。議決をいただいた場合に、事業実施が来年度となりますことから、繰越しをお願いするものでございます。

2番目の商工業者再建支援補助金、1億6,866万3,000円は、11月補正で予算を計上した事業で、今年9月の台風第14号により被災した商工業者

の再建を支援するためのものでありますけれども、物価高騰やコロナ禍の影響等によりまして、再建に係る資材の導入や工事の完成が、令和5年度まで期間を要すると見込まれる事例などがあることから繰越しをお願いするものでございます。

3番目のみやざき商店街等IT導入支援事業、1,947万5,000円でございますが、この事業は、今回新規事業として予算をお願いしている事業でありまして、キャッシュレス決済やPOSレジ等のITツール導入に取り組む商店街を補助するものでありますけれども、議決をいただいた場合に、事業実施が来年度となることから繰越しをお願いするものでございます。

4番目の県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業、10億1,770万円でございますが、この事業は、今回新規事業として予算をお願いしている事業でありまして、地域経済の回復を図るため、県と連携してプレミアム付商品券等を発行する市町村を補助するものでありますけれども、議決をいただいた場合に、事業実施が来年度となることから繰越しをお願いするものでございます。

5番目の観光みやざき回復支援事業、33億6,640万4,000円でございますが、この事業は、観光関連産業の事業回復を図るため、官公庁の補助金を活用して、県内宿泊等の割引支援や、県内限定で使用できるクーポンを付与するものでありまして、国において、事業実施が来年度まで延長される見込みでありますことから繰越しをお願いするものでございます。

6番目のポストコロナを見据えた観光誘客促進事業、2億1,884万8,000円でございますが、この事業は、県内経済の早期回復と誘客の定着化を図るため、旅行会社と連携した誘客などを

行うものであり、先ほど御説明しました観光みやざき回復支援事業を延長することに伴いまして、本事業の繰越しをお願いするものでございます。

7番目の新たなインバウンド観光コンテンツ構築事業、8,000万円でございますが、この事業は、今回新規事業として予算をお願いしている事業でありまして、インバウンド誘客を推進し、旅行需要回復や地域活性化を図るため、本県観光資源を活用した特別かつ新たな体験やイベント等の造成・販路開拓を行うものでありますけれども、議決をいただいた場合に、事業実施が来年度となりますことから繰越しをお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

議案第51号「令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」でございますが、これは、歳入・歳出予算につきまして、事業費の確定等に伴う増額補正を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

議案第52号「令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」でございますが、これは、歳入・歳出予算につきまして、執行残に伴う減額補正を行うものであります。

8ページをお願いいたします。

議案第53号「令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)」でございますが、これは、歳入・歳出予算につきまして、事業費の確定等に伴う増額補正を行うものでございます。

ここで、3ページにお戻りください。

これらの補正予算につきまして議決をいただきますと、表の一番右上になりますが、当部の予算額は、一般会計と特別会計の合計で782

億8,834万8,000円となります。

少し飛びまして14ページをお願いいたします。

議案第75号「工事請負契約の変更について」でございます。

4月の供用開始を目指し、整備を進めております屋外型トレーニングセンターの建設工事につきまして、請負契約の変更に当たり、議会の議決に付すものでございます。

詳細につきましては、それぞれ、各課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○西村委員長 商工観光労働部長の概要説明が終わりました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○高橋商工政策課長 議案第43号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）」につきまして御説明いたします。

お手元の令和4年度2月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、235ページをお願いいたします。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にございますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして21億2,256万円の減額補正をお願いするものであります。

補正後の額は、右から3列目の補正後の額の欄にございますとおり、673億5,389万7,000円となります。このうち、一般会計につきましては、補正額21億5,608万1,000円の減額で、補正後の額は、右から3列目でございますが、629億3,055万5,000円。特別会計は、補正額3,352万1,000円の増額でありまして、補正後の額は44億2,334万2,000円となります。

それでは、主な事項について説明いたします。

まず、一般会計について、238ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)中小企業金融対策費31億7,757

万円の減額であります。

このうち、まず、説明欄1の中小企業融資制度貸付金の18億441万7,000円の減額でございますが、これは、県融資制度におきまして、金融機関が融資を行う際の原資の一部として金融機関に貸付けを行うものでありまして、融資実績が見込みを下回ったことから減額するものであります。

その下の説明欄の2、中小企業金融円滑化補助金の1億6,232万円の減額でございますが、これは、中小企業が貸付けを受ける際に信用保証協会に支払う保証料について、事業者の負担を軽減するため、保証料の一部を信用保証協会へ補助をするものでありまして、保証債務残高が見込みを下回ったことから減額するものであります。

また、説明欄の3、信用保証協会損失補償金の1億4,269万3,000円の減額であります。これは、県の融資制度において、信用保証協会が行った代位弁済により生じた損失の一部を県が補償するものでありまして、代位弁済の額が見込みを下回ったことから減額するものであります。

説明欄の4、中小企業融資制度利子補給の1億2,219万円の減額であります。これは、国の貸付け制度で、令和2年度から令和4年度にかけて貸付が実行されました「新型コロナウイルス感染症対応資金」について利子補給を行うものでありまして、利子補給の件数が見込みを下回ったことから減額するものであります。

最後に、説明欄5の宮崎県物価高騰対策金融支援基金積立金9億4,595万円の減額ありますが、これは、コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響により、事業活動に支障が生じた中小企業者に対して信用保証料補助を行

うため、国の臨時交付金を活用した基金化が認められております令和5年度から令和9年度までの補助に必要な経費の積立てを行うものでありまして、貸付実行件数が見込みを下回ったことから減額するものであります。

続きまして、239ページを御覧ください。

中ほどでございますが、(事項)小規模事業者対策費8,167万3,000円の増額であります。

主なものといたしまして、まず、説明欄1の小規模事業者経営支援事業費補助金、(1)人件費の2,641万8,000円の減額であります。これは、商工会議所や商工会等に設置する経営指導員等の人件費に対して補助を行うものでありまして、職員の退職、育児休業等に伴い減額するものであります。

また、説明欄3の販路開拓等事業者支援事業の1,482万1,000円の減額であります。こちらは採択者数が積算見込みを下回ったことから減額するものであります。

その下の、説明欄4の新規事業、小規模事業者新事業展開等支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

次に、一番下の(事項)中小商業活性化事業費9億6,593万7,000円の増額であります。

240ページをお願いいたします。

主なものといたしまして、まず、説明欄の4、みやざき応援消費拡大支援事業の5,459万円の減額であります。これは、市町村が実施する地域の実情に応じた消費喚起事業等への補助を行うものでありまして、一部市町村で実施したキャッシュレス決済に係るポイント還元の実績が見込みを下回ったことなどにより減額するものであります。

説明欄5の、みやざき商店街等にぎわい回復応援事業の1,524万8,000円の減額であります。

これは、事業を実施した商店街等の数が見込みを下回ったことから減額するものであります。

なお、説明欄1の新規事業、みやざき商店街等IT導入支援事業及び説明欄の6にございます県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業につきましては、それぞれ常任委員会資料で後ほど御説明させていただきます。

242ページをお願いいたします。

次に、小規模事業者等設備導入資金特別会計について御説明いたします。

まず、中ほどの(事項)小規模事業者等設備導入事業助成費7,007万9,000円の増額であります。

主なものといたしましては、説明欄1の貸付事業9,059万6,000円の増額であります。これは、前年度の貸付原資の執行残が確定したことにより、今年度の貸付原資となる歳入が増額となることから、その歳出見合い分を増額するものであります。

次に、一番下の(事項)元金3,655万8,000円の減額であります。

主なものといたしましては、説明欄1の高度化資金借入金元金償還の2,911万7,000円の減額でございます。これは、中小企業基盤整備機構から借り入れた貸付原資の償還につきまして、高度化資金借受者からの償還額が確定したことに伴い減額するものであります。

次に、債務負担行為の変更について御説明いたします。

資料が替わりまして、常任委員会資料の4ページをお願いいたします。

令和4年度中小企業融資制度損失補償につきまして、限度額を4億5,000万円から3億1,400万円に変更するものであります。

これは、9月追加補正において、みやざき再

生支援特別貸付を創設したことに伴い、限度額を4億5,000万円に引き上げていましたが、融資実績が見込みを下回ったことに伴い減額変更するものであります。

ページ飛びまして、常任委員会資料の9ページをお願いいたします。

引き続きまして、2月補正案としてお願いしてございます当課の新規事業の詳細につきまして御説明いたします。

新規事業、小規模事業者新事業展開等支援事業であります。

予算額といたしましては、1億2,977万4,000円、財源は宮崎再生基金であります。

事業の目的でございますが、小規模事業者に対しまして、新事業展開など、ポストコロナを見据えた取組を促すことで、小規模事業者の事業の継続・発展、自ら変革する力のある事業者の増加を図るものであります。

事業の概要でございますが、まず①といたしまして、小規模事業者が商工会議所等の支援を受けながら、新事業展開や販路開拓に取り組むための経費について、補助率3分の2、上限額50万円以内を補助するものであります。

また、事業内容②といたしまして、県商工会議所連合会等が新事業展開や販路開拓に取り組む小規模事業者を対象に、商談会を実施するための経費を補助するものであります。

成果指標といたしましては、対前年売上高5%増加の事業者数、130者としてございます。

引き続き、10ページをお願いいたします。

2つ目の新規事業でございますが、みやざき商店街等IT導入支援事業であります。

予算額といたしましては、1,947万5,000円、財源は一般財源であります。

事業の目的でございますが、キャッシュレス

決済やPOSレジ等のITツールの導入に要する経費等を補助することにより、デジタル技術を活用した生産性向上に取り組む商店街等を支援することとしてございます。

事業の概要でございますが、(2)の事業内容を御覧ください。

まず、①といたしまして、商店街等を構成する複数事業者が商工会議所等と連携して行う会計・受発注・決済等ソフトやタブレット・パソコン等の導入に要する経費を、商工会議所等を通して、事業者等に対して支援することとしてございます。

なお、類似する事業といたしまして、国のほうでIT導入支援事業というものを導入してございますが、この国の事業では10者以上を対象としているのに対しまして、本事業では国の事業でカバーしておりません5者以上の事業者を主に支援させていただくことを想定してございます。

また、②といたしまして、ITツールの導入を行う事業者に対して、商工会議所等とともに助言等を行うアドバイザーの設置等に要する経費を補助することとしてございます。

また、最後に③といたしまして、①の取組に併せまして、商工会議所等が行う事業者への支援等に要する経費を商工会議所等に補助することとしてございます。

本事業につきましては、予算額1,900万円ほどございまして、予算の範囲内ということを考えますと、大体、商工会議所と商工会を合わせまして4団体程度を想定して支援してまいりたいと考えてございまして、そうした4団体等を選定して、今後モデルを創出し、横展開も図っていくことで、成果指標にもございますような目標をしっかりと達成してまいりたいと考えて

おります。

次に、11ページをお願いいたします。

3つ目の新規事業でございますが、県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業であります。

予算額といたしましては10億1,770万円、財源は地方創生臨時交付金であります。

事業の目的でございますが、市町村と連携したプレミアム付商品券等の発行により、県民の負担を軽減しつつ消費需要を喚起し、落ち込んだ地域経済の回復を図るというものであります。

事業の概要でございますが、市町村が地域の実情に応じて行うプレミアム付商品券等の発行などに係る経費2分の1以内について、市町村に対して補助をするものでございます。

これにより、プレミアム付商品券のほか、地域限定クーポン、地域通貨ポイントなど、市町村による幅広い消費喚起策の実施を支援してまいります。県内の事業者全体へ効果が行き届くよう、県としてしっかりと取り組んでまいります。

なお、ただいま御説明いたしました3つの事業の期間につきまして、いずれも令和4年度としてございますが、商工団体や市町村における準備期間なども勘案した結果でございますが、本議会において併せて来年度への繰越しを御提案させていただいているところであります。

○佐々木企業振興課長 企業振興課の2月補正予算について御説明いたします。

令和4年度2月補正歳出予算説明資料の企業振興課のインデックスのところ、243ページをお開きください。

今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、1億542万9,000円の減額補正でございますが、補正後の額は、右から3列

目の欄にありますとおり19億7,818万4,000円でございます。

それでは、主な事項について御説明いたします。

同じく245ページをお開きください。

中ほどの(事項)職員費1,394万4,000円の増額でございます。これは、昨年度に比べまして、当課の関連の職員数が増員しましたほか、異動によりまして、職位の高い職員の割合が増えたことなどによりまして、所要見込額が増加したことによるものでございます。

次に、一番下の(事項)新事業・新分野進出支援事業費、661万3,000円の減額でございます。

主なものといたしましては、説明欄の3、地域産業技術開発促進・新事業創出推進事業でございますが、これは、産学官グループ等が行う新製品や新技術の研究開発の取組を支援するものでございまして、補助金の申請が当初の見込みを下回ったことによるもののほか、交付決定後に事業内容が縮小したことなどによりまして455万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、246ページをお開きください。

上から2段目の(事項)地域企業再起支援事業費3,072万9,000円の減額でございます。

主なものといたしましては、説明欄の5、ものづくり企業等コロナ対策総合支援事業ですが、これは、県内企業が将来的な事業の新展開を図るために行う生産設備等の改修や、デジタル化推進のために行うICT技術導入の取組を支援するものでございまして、このうち、ICT技術導入の補助事業につきましては、補助金の申請が当初の見込みを下回ったことによるもののほか、補助金申請後の辞退があったことなどによりまして、1,007万1,000円を減額するものでございます。

次に、247ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)産業集積対策費5,241万3,000円の減額でございます。

主なものといたしましては、説明欄の5、ポストコロナを見据えた食品製造業支援事業でございますが、これは、食品製造事業者の第三者認証取得や機械導入等への支援のほか、県内企業への支援体制を整備するため、食品開発センターへ機器の導入等を行うものでございまして、機器の導入補助について、申請件数は当初の想定は超えたものの、事業規模が想定よりも小規模なものが多かったことにより執行残が生じたことに加えまして、食品開発センターへの機器導入の入札残などにより4,803万7,000円を減額するものでございます。

次に、下から2段目の(事項)工業技術センター総務管理費から、次の248ページ、一番下の(事項)食品開発センター研究開発費につきましては、備品購入の入札残をはじめ、工業技術センター及び食品開発センターの管理運営費等の執行残でございます。

○児玉雇用労働政策課長 雇用労働政策課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の令和4年度2月補正歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、249ページをお開きください。

今回の補正は、補正額にございますとおり3億858万円の減額補正であります。補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように11億6,954万8,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

251ページをお開きください。

一番下の(事項)地域雇用対策推進費1億3,136万8,000円の減額であります。

これは、説明欄2(1)の外国人技能実習生等受入事業者支援事業において、国の新型コロナウイルス感染症の水際対策の措置に伴い、待機期間中の宿泊費や交通費など、県内で外国人技能実習生などを受け入れる企業等の負担の増加に対する支援を実施し、その負担の軽減を図ることとしておりましたが、当初予算をお願いした時点では14日間でありました入国後の待機期間が段階的に短縮され、令和4年10月11日以降は待機の必要がなくなるなど、水際対策が緩和されたことなどにより、申請件数が当初の見込みを下回ったこと、また、252ページ、一番上の(2)ウクライナ避難民採用企業支援事業において、就労を希望するウクライナ避難民の方を採用した県内企業を支援するため給付金を支給いたしました。支給人数が見込みを下回ったことによる執行残等によるものでございます。

次に、253ページを御覧ください。

一番上の(事項)認定職業訓練費666万6,000円の減額であります。

これは、説明欄1の認定職業訓練助成事業費補助金において、認定職業訓練を行う職業訓練法人等に対し、運営費等を補助するものでありますが、開校コース数の減などによる国庫補助決定に伴う補正でございます。

続きまして、一番下の(事項)県立産業技術専門校費1億5,400万5,000円の減額であります。

説明欄を御覧ください。

主なものは、7の離職者等訓練事業において、離職者の再就職に向けて各種の職業訓練を実施しておりますが、対象者が見込みを下回ったことなどによる減額であります。

○松浦企業立地課長 企業立地課の補正予算について御説明いたします。

令和4年度2月補正歳出予算説明資料の企業

立地課のインデックスのところ、255ページをお開きください。

当課の補正額は3億2,940万1,000円の減額補正であります。

補正後の額は、右から3番目の欄にありますように7億5,979万1,000円となります。

主な事項について御説明いたします。

257ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)企業誘致活動等対策費88万円の減額であります。

説明欄1の情報収集整備事業であります。これは、企業誘致活動に係る職員の旅費や役員費等の執行残であります。

続きまして、ページ一番下の(事項)立地企業フォローアップ対策費3億2,276万円の減額であります。

説明欄1の企業立地促進補助金につきましては、立地企業の新規雇用や設備投資などの実績に応じて補助するものですが、令和4年度に補助金の申請を予定していました企業のうち、一部の企業が申請を見送ったことや、申請額が当初の見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

○海野観光推進課長 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和4年度2月補正歳出予算説明資料の259ページ、観光推進課のインデックスのところをお開きください。

ページ一番上の行、左から2番目の欄になりますが、一般会計と特別会計を合わせまして1億8,041万1,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄になりますが、60億8,293万8,000円となります。このうち一般会計につきましては、補正

額は1億6,181万円の増額で、補正後の額は60億216万9,000円となっております。

また、中ほどにあります特別会計につきましては、補正額は1,860万1,000円の増額で、補正後の額は8,076万9,000円となっております。

主な補正内容ですが、262ページをお開きください。

ページの中ほど、(事項)観光・MICE誘致促進事業費1,196万3,000円の減額であります。

説明欄の1、MICE推進強化事業において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等によりまして、各種会議等が中止・延期されたことから、MICE開催支援補助金の申請額が当初の見込みより少なくなり、減額するものであります。

次のページ、263ページを御覧ください。

一番上の(事項)観光交流基盤整備費2億100万3,000円の増額であります。

主なものとしましては、説明欄の2、みやざきユニバーサルツーリズム推進事業につきましては、みやざきユニバーサルツーリズムセンターの設置や、宿泊施設等のユニバーサルデザイン化に向けた改修費等を補助するものであります。補助金の交付額が当初の見込みより少なかったことなどにより減額するものであります。

次に、説明欄の3、ポストコロナを見据えた観光誘客促進事業につきましては、九州や大都市圏をターゲットに、本県の強みをフル活用した観光プロモーションを強化することにより、効果的な誘客を図るものであります。国内の交通機関との連携したプロモーションや教育旅行を推進するための貸切りバス費用、企画開発費に執行残が生じたことにより減額するものであります。

次に、説明欄の4、観光みやざき回復支援事

業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、説明欄の5、宿泊事業者原油高騰等緊急支援事業につきましては、宿泊事業者がコスト削減に資する省エネルギー機器やシステム導入等への取組を支援するものでありますが、補助金の交付申請が当初の見込みより少なかったことなどにより減額するものであります。

次に、下から2つ目の(事項)国際観光宣伝事業費7,961万8,000円の増額であります。

主なものとしましては、説明欄の3、新規事業、新たなインバウンド観光コンテンツ構築事業でございますが、こちらにつきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、264ページをお開きください。

(事項)スポーツランドみやざき推進事業費8,226万5,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄の5、屋外型トレーニングセンター開設準備事業につきまして、令和5年4月の供用開始に向けて施設利用の受付業務を2月から開始するとともに、施設の運営に必要な資機材等の準備や、物価高騰等によるセンターの整備費用の増加に対応するものでありますが、センター工事請負変更契約の額の確定に伴い減額するものであります。

詳細につきましては、後ほど、特別議案、議案第75号「工事請負契約の変更について」において説明いたします。

265ページを御覧ください。

次に、特別会計についてであります。

当課では、えびの高原スポーツレクリエーション施設、いわゆるアイススケート場と県営国民宿舎えびの高原荘・高千穂荘の施設運営・管理を行っており、2つの特別会計を設定しております。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計であります。

補正額は29万4,000円の減額で、補正後の額は、右から3番目の欄4,499万2,000円となっております。

補正の内容ですが、(事項)県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費29万4,000円の減額であります。

左から4番目、その他特定財源の欄にあります繰入金につきましては、施設運営に係る、えびの高原アイススケート場の維持・補修費等に執行残が生じたことにより減額するものであり、また、その下の繰越金については、昨年度の繰越金確定により減額となったものであります。

次に、266ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計であります。

補正額は1,889万5,000円の増額で、補正後の額は、右から3番目の欄、3,577万7,000円となっております。

主な補正内容ですが、(事項)国民宿舎「えびの高原荘」運営費630万5,000円の増額と、その下の(事項)国民宿舎「高千穂荘」運営費1,259万円の増額であります。共に左から4番目のその他特定財源の欄にあります、繰越金について、昨年度の繰越金確定により増額となったものであります。

続きまして、常任委員会資料の12ページを御覧ください。

観光みやざき回復支援事業であります。

補正額は、右上にありますとおり2億5,767万6,000円であり、全額国庫であります。

事業の目的であります。国の地域観光事業支援を活用し、県内宿泊等の割引支援や県内限定で使用できるクーポンを付与するものであります。

今回、観光庁から、現在のみやざき割に必要な財源として追加で内示をいただいたことから、増額補正をお願いするものであります。

事業期間は、一番下にありまして令和4年度となっておりますが、翌年度へ繰り越して実施することとしております。

次に、事業内容としましては、(2)の①にありますとおり、1人当たりの県内宿泊等代金の最大20%、交通付旅行商品は上限5,000円、それ以外は上限3,000円の割引を実施するとともに、②にありますとおり、県内で使用可能なクーポンを1人当たり、平日は上限2,000円、休日は上限1,000円を付与するものであります。

この事業の実施により、延べ48万人の宿泊を見込むとともに、宿泊業をはじめ、幅広い観光関連産業の活性化につなげてまいります。

次に、13ページを御覧ください。

新規事業、新たなインバウンド観光コンテンツ構築事業であります。

予算額は8,000万円、財源は全額国庫であります。

事業の目的であります。本県の観光資源を活用した特別かつ新たな体験やイベント等の造成・販路開拓を行うことにより、インバウンド誘客を推進し、コロナ禍からの旅行需要回復や地域活性化を図るものであります。

事業概要であります。①の事業スキームは、県から民間事業者への委託を想定しております。

(2)の事業内容は、①にありますとおり、インバウンド誘客に知見のあるアートディレクター等の企画・監修により、県内の各観光地とアートや人物を掛け合わせた、映える、フォトジェニックな撮影スポットを整備するとともに、②にありますとおり、①で整備した撮影スポッ

トを活用し、デジタルマップによるスタンプラリー、ハッシュタグキャンペーン等を実施し、誘客の強化、周遊性の向上を図ることとしております。また、海外向けSNS等による情報発信を行うとともに、韓国、台湾、香港など海外の旅行会社と連携した商品造成にも取り組んでまいります。

事業の期間につきましては令和4年度ですが、こちらについても令和5年度に繰り越して、令和5年度に実施したいと考えております。

次に、14ページを御覧ください。

議案第75号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

1の事業概要であります。事業名は、屋外型トレーニングセンター整備事業、所在地は、宮崎市山崎町浜山であります。整備内容は、サッカー・ラグビーグラウンド、多目的グラウンド、室内練習場などあります。

2の工事請負契約の概要ですが、(1)の契約の金額は18億2,600万円でありましたが、変更する契約金額は18億5,250万7,110円となり、2,650万7,110円の増額となります。

(2)の契約の相手方は、吉原・和広・NTTファシリティーズ屋外型トレーニングセンター整備事業特定建設工事共同企業体であります。

(3)の工期であります。令和4年3月25日から令和5年3月31日までとなります。

3の変更理由ですが、屋外型トレーニングセンターの整備に係る建設資材等の物価上昇の影響による費用の増加となります。

○吉田オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の令和4年度2月補正歳出予算説明資料、オールみやざき営業課のインデックスの簡

所、267ページをお願いいたします。

当課の補正額は7,915万2,000円の減額補正でございます。

補正後の額は、右側から3番目の欄になりますけれども、9億4,399万円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

269ページをお願いいたします。

まず、ページ中ほど、(事項)国際交流推進事業費2,446万1,000円の減額でございます。

主なものとしましては、説明欄6の協定締結都市等との交流促進事業441万7,000円の減額でありますけれども、これは、新型コロナウイルスの影響によりまして、高校生や民間団体等による台湾との往来交流がほとんど実施できなかったことに伴う減額でございます。

また、7の外国人材受入環境整備事業1,419万4,000円の減額でありますけれども、日本語教育の開催等に係る経費について、新型コロナウイルスの影響によりまして各種会議や視察等をオンラインに切り替えたことなどによる減額でございます。

次に、ページ下から3行目、(事項)海外技術協力費238万7,000円の減額でございます。

これは、世界との絆、国際協力推進事業において、新型コロナウイルスの影響によりまして、県費留学生の受入数を縮小したことによる減額でございます。

次に、270ページをお願いいたします。

ページ下から6行目(事項)県産品販路拡大推進事業費、4,683万2,000円の減額でございます。

主なものとしましては、まず、説明欄1の県産品振興事業、557万5,000円の減額でありますけれども、これは、物産貿易振興センター委託

料の所要額が見込みを下回ったこと等による減額でございます。

また、2のふるさと宮崎応援寄附金拡大事業、4,096万5,000円の減額でありますけれども、これは寄附金額が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○山内副委員長 歳出予算説明資料238ページの中小企業金融対策費の1の中小企業融資制度貸付金について、融資が見込みを下回ったということに関してはどういうふうに分分析をされているのかをお伺いします。

○島田経営金融支援室長 見込みを下回った件につきましてですが、本年度は中小企業を取り巻く経営環境が非常に厳しく、6月、9月と補正をお願いしまして、特別貸付を設定し、資金繰り支援を行ってまいりました。

この有利な特別支援を設けましたことで、例年御用意している既存の資金メニューの利用が、より有利な制度に流れて、その分減っているという状況でございます。

既存分だけで比較しますと、令和3年度に134億円ほど融資をしておりましたが、令和4年度は有利な貸付けを利用されたことに伴いまして、1月末現在で約56億円となっております、その分の必要な預託に伴う貸付けが不要となったことから、減額をしたものでございます。

○山内副委員長 有利なほうに流れているということ聞いて、ちょっと安心しました。何か制度上、使い勝手が悪いのかを心配していたんですが、今の説明で納得いたしました。

あと、247ページの産業集積対策費の5番の、ポストコロナを見据えた食品製造業支援事業に関しての御説明の中で、機械の導入に関して、

申請件数は見込みを超えたんだけど、事業規模が小さい方の申請が多くて、総額的には見込みを下回ったという部分に関して、もうちょっと詳しくお伺いしたいのと、食品開発センターの機械導入を予定していたが、入札残があったという部分に関して、もう一度、御説明を詳しくお願いします。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 ポストコロナを見据えた食品製造業支援事業について、先ほどお話がありました補助金と設備の導入の関係ですけれども、まず、補助金につきましては、課題の解決や人材の育成を支援するための補助金を2種類用意しております。1つは、設備整備等の改修等を行うための補助金といたしまして上限100万円、新たな機器を整備するものといたしまして上限500万円という2種類の補助金を用意したところでございます。それぞれ100万円の改修を10件程度、機器の整備を20件程度予定しております、予算額としましては、1億1,000万円を確保したところでございます。

これにつきまして、それぞれ、100万円の改修は14件、機器の整備は26件の交付決定をしましたが、先ほど説明もありましたように、上限を下回るような申請が多かったものですから、約3,300万円の執行残を出したところでございます。

それから、食品開発センターの支援機能を強化するというので、5つの機器の整備をお願いしております、予算額で約6,000万円を確保しましたが、それぞれ執行残が出まして1,100万円の執行残となったところでございます。

○山内副委員長 まず、1つ目の設備の導入に関しての補助金については、小さなお店の方がいろいろ小規模でやる件が多かったというイメージでよろしいですか。どういう業種の方がど

ういうことに使われたのかを、もうちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 この事業は、食品製造業者を対象としておりまして、施設の改修は上限100万円で行いました。例えば、食品を加工するところの、水たまりができる老朽化した床の張り替えであったりとか、衛生面では換気扇であったりとか、外からの虫の混入等を防ぐための処理をするための設備を導入するとか、そういったものを対象としたものでございますけれども、対象期間が実際に、半年、最長で7～8か月しか取れなかったということもありまして、事業者がその範囲内でできる改修を捉えたということになっております。

○山内副委員長 分かりました。

また、後ほど詳しくお伺いしたいと思います。

食品開発センターの機械に関しては、5つとも機械は全部買って、それぞれ安く買うことができたというイメージでよろしいのでしょうか。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 食品開発センターで購入させていただきましたのが、予定しておりました5つの製品につきましては、それぞれ予算を確保するときに見積もり等を取りまして、適正な予算措置をしたところとございまして、このうちの1件、真空凍結乾燥装置、いわゆるフリーズドライを作成する機械でございますけれども、これが当初予定していた価格よりもずいぶん安く入ったものですから、約1,000万円近く減額となったものでございます。

○山内副委員長 分かりました。ちゃんとしたものを安く買えたならいい結果だったのかと感じました。

○坂口委員 今回の知事の重点施策で、ポストコロナでのフードビジネスをかなり増強して加

速していく、そこらも見据えてのそういった試験研究関係のハード面の整備ということで、それでもなおかつ減額で大丈夫ということなんですか。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 今年度、この食品開発センターには、ポストコロナを見据えた食品製造業支援事業といたしまして、5つの事業を当初予算でさせていただいたところですが、歳出予算説明資料の食品開発支援機能強化事業は6月補正で追加いたしまして、機器4点の追加購入を、今年させていただきました。あわせて、今年度、食品開発センターに9つの機器、約1億円近くのを整備させていただいたところでございます。

これにつきましては、納期の関係で年度末に入ってくるということがあったものですから、例えば気流式製粉機は、先日、事業者を集めてセミナー等を開催いたしまして、使用方法や特徴を説明したところでございます。

また、今後、導入しました9つの機器の説明会等を順次行ったり、この機器を使った商品開発を支援していきたいと考えております。

○坂口委員 本会議の知事答弁の中でも、そういった6月の肉付けも含めての今後ということだったけれども、既にその方向で、今年度予算で計画されていたものの中にそれは含むべきじゃなかったのかというような気もしたものですから、あえて6月補正ってなると、またスタートがそれからになりますし。

これは別に関係ないんですけれども、やっぱり、今年度予算を確保しながら、そこでやれなかったのかという気がしたもんだから、6月の補正分を既に今年度やれる見通しがあるときに立っていなかったのかと思って。必要なものなのでしょう。でも、そのさなかで知事は選挙で

フードビジネスをうたわれて、そのときに既に頭の中になかったのかなと思って。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 今年度につきまして、当初と6月補正と、予定どおりの機器を整備させていただきまして、導入も済みしましたので、御期待に応えられるよう、十分活用させていただきたいと思っております。

○坂口委員 あと、信用保証協会関係だけれども、代位弁済がかなり減額されています。当初幾らぐらい予定されていて、それがコロナ禍の中で、予定されていたものより影響が小さかったと取るべきなのか、そこらはどんなんですか。

○島田経営金融支援室長 信用保証協会損失補償金ということで1億4,269万3,000円減とさせていただいております。これも御承知のとおり、代位弁済をした場合に信用保証協会に県が損失の一部を保証するというものなのですが、前年度の実績が確定したものを算定しまして翌年度に補償金を支払うということになっています。令和3年度分は若干少なかったということで、補正の減額幅が大きくなっておりますが、県下の状況を見ますと、決して楽観視できる状況ではないと、引き続き支援を行っていかねばいけないと捉えております。

○二見委員 観光みやざき回復支援事業に関連してちょっとお伺いしたいんですけれども、今までもやっていることだと思うんですが、この事業には民泊とか、農泊の分野の人たちは入っていないんですよね。事業者の対象の確認なんですけれども、民泊事業者とかも入っているんですか。

○海野観光推進課長 農泊、民泊も、ホテル旅館業法関係ということで、一応、対象には入っております。

○二見委員 分かりました。

○山内副委員長 今の事業に関連してなんですけれども、例えばクーポンを使った方が、実際、どういうところに宿泊をしたのかとか、どういう交通手段を使って、どういうところに宿泊して、どんな行動をして、どういうところでクーポンを使ったのかみたいな、そういうデータの分析みたいなことってされているんでしょうか。

○海野観光推進課長 今現在の動向というのは、ちょっとまだ分析中なんですけれども、過去、どういったところでこのクーポンを使ったか、どこに宿泊したかというデータは取っておりますので、また、集約というか分析して御報告できるタイミングがあるかと思います。

○山内副委員長 コロナ禍とコロナが落ち着いてからとでは、また、動き方も違ってくると思うんですけれども、ぜひ、この事業で終わりじゃなくて、この事業で得たデータとか、分析とかを、また今後の観光回復につなげていただきたいと思いました。

○海野観光推進課長 この全国旅行支援等も含めて、観光戦略を立てる上で、そういう人流のデータだとか、人の動きについて分析していく必要があると、それが大事だと思っておりますので、来年度もデジタルデータを活用しながら、しっかり分析をしてみたいと思っております。

○山下委員 みやざき商店街等 I T 導入支援事業でお尋ねしたいんですが、県内に商工会議所は幾つ、そして、商工会は幾つ、数をまず教えてください。

○高橋商工政策課長 県内で申しますと、商工会議所が9、商工会が35でございます。

○山下委員 それで、先ほどの説明を聞くと、3団体、4団体でしたか、今、I T 導入で急いでやらなければならない事業ですよね。もっと

予算をつけて、もっとたくさんの方に助成ができるような事業にしないといけないのではないですか。

○高橋商工政策課長 委員おっしゃるとおりでございます。国全体といたしましても、国の I T 導入支援事業、そういった事業もございませう。一方で、県のほうでも、そういった国のほうで拾っていないような事業もしっかりとこの事業の中では拾っていきたくて考えてございます。商工会議所も関わらせていただいておりますのは、例えば単に I T ツールを導入するだけではなく、I T 導入から出たデータをしっかりと商工業者と共有させていただきながら経営指導にしっかりと活用してもらうとか、より高みを目指してもらおうような、そういった取組も含めてこの事業の中では支援をしてまいりたいと考えてございます。

また、今回、単年度事業という形でさせていただいておりますけれども、委員おっしゃるとおり、今後、より違う形での支援がある得るのかどうかを含めて、当然、6月補正、そういったような動きもございませうので、しっかりと検討していきたいと考えております。

○山下委員 まさにこのことは一丁目一番地です。ぜひ予算化をたくさんしていただいて、早急に支援体制を整えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋商工政策課長 特に、今後、I T の導入、デジタルトランスフォーメーション、いろいろな動きがございませう。一方で、事業者をみましても、デジタル化は自分はいいやとか、そういったようなマインドになりがちのところもございませう。しっかりと県として補助制度を敷くことによって、まず一步を踏み出してみよう、そういったような動きをしっかりと県として後

押ししていくことも重要な観点だと思っております。また、産業振興戦略の中でも自己変革——しっかりと前向きにマインドを醸成しているところも打ち出してまいりますので、どういったことが県としてできるのか、しっかりと検討していきたいと思っております。

○重松委員 関連なんですけれども、先ほど、単に機器を導入するのではなくて、キャッシュレス決済の経営支援というふうにおっしゃいましたが、どのような分析を考えて、それを還元されるのですか。

○高橋商工政策課長 今回、この事業を検討するに当たりまして、例えば、ほかの県の商工会や商工会議所で、どういったITツールを活用した支援をしているのか、そのような観点からもしっかりと事例を視察させていただいたところがございます。例えば、ある商工会議所では、事業者のほうでPOSレジによって、この時間帯であればこの商品が非常に売れるといったような、売れ筋、逆に売れない商品がデータを見ることによって一目瞭然で分かってくるので、より売れるタイミングで品をもっと出したほうがいいんじゃないかというような指導を実際にデータを活用しながらされておりました。そういったようなところを念頭に置いております。

○重松委員 分かりました。

ならば、ホストに使う端末というのは商店街に置くのではなくて、商工会議所、商工会とかに置かれるという意味でしょうか。商店街に置かれるのでしょうか。

○高橋商工政策課長 基本的には、その機器の導入につきましては、各商店に置かせていただきます。そのデータを商工会議所で共有させていただきますながら進めていくことを想定しております。

○二見委員 新たなインバウンド観光コンテンツ事業なんですけれども、委託先が民間事業者等となっているんですが、複数事業者を想定して取り組む事業なのでしょうか。

○海野観光推進課長 委託するのは民間事業者等なんですけれども、いろんなアイデアとかをもらったりするのは、県内の関係団体ということもありますので、一応、「等」と書いていますが、契約の相手方としては、民間事業者になってくると思っています。入札と企画コンペをして委託業者を決めていくということになります。

○坂口委員 観光推進課長、いろいろ今まで説明も聞いてきたんですけれども、この屋外型トレーニングセンターの工事請負契約の変更について、もともと設計・施工一括で発注をされています。こういう複雑なものになると、積算というのはプロがやっても難しいぐらい、最終的には積算資料まで見てみないと正しい金額が標準設計で出てこないんです。設計・施工となると、工法も中の資材も、施工する側が考えたものを入れていくわけでしょう。そこに、いろんな他意はなくても、選択、設計比較というのをまず中でやっていって、最も有利な方法をまず決めて、それから設計に入っていってと、すごく難しいんです。

ちょっとほかの意味に取らないでほしいんですけれども、例えばプロフェッショナルである営繕課あたりがやってもかなり難しい分野なんです。それを、あまりこういう作業に携わられない商工観光労働部サイドでやって、果たしてこれが適当だったのか。これは業者に悪意があるとか、どこに問題があるというんじゃないで、気づかない部分が出てくるんです。そして、最終的には、金額的な大小は別として予定していたものよりも幅が出てきたりとか、設計変更が

あたり——ここはすごく難しい分野ですから、この案件をどうこう言うんじゃないんですけれども——やっぱり一括発注の在り方というのは、県庁全体の中で1回詰められて、それが本当に間違いなく県民の利益につながる発注・契約であったということをしっかり担保するためにも、さらなる検証をしていく。これが悪いとか、問題があるというんじゃないんです。精いっぱいやって、結論はこれしかないというのは分かるんですけれども、これしかない結論を出すために、もっと中身を検証していく必要があるんじゃないかという気がするものですから。

○那須スポーツランド推進室長 今回の工事請負契約の変更なんですけれども、11月議会で補正予算を計上させていただきまして、建設事業費として約1億600万円余の増額という形で御審議いただいたところです。そのあと、やはりスライドの増額の申請がありまして、その申請自体が予算の積算時期よりも後になりましたので、対象となる残工事が減ったということで、額が縮減されたという点が1つと、委員おっしゃいましたように、業者のほうで見積もりの中で比較をされているんですけれども、設計・施工一括といったような形で、県の基準によらないものも非常に多い部分があります。そういった中で、今回、どこに、どれぐらいの増額が必要だったのかを内部で、県土整備部とも議論をしまして、一つ統一的な物価指数、このあたりを基準に、今回、算定をいたしまして、最終的にはJVのほうと合意に至って、この増額契約をお願いしている状況であります。

私も聞いているところでは、設計・施工一括の発注で、かつ、こういったスライドの申請とか、物価高騰による増額っていうのが、恐らく初めての事例でありまして、県土整備部ともい

ろいろ情報交換しながら、こういった形で行ってきたわけなんですけれども、委員おっしゃるとおり、そもそも設計・施工一括発注のときにこういった事案が発生した場合の積算の在り方についても、しっかり県土整備部にも情報共有しながら、また、今後の方向性あたりも一緒に検討していくような形でやりたいと思っております。

○坂口委員 なかなか難しく、これっていうのが言えないんですけれども、見積もり徴収の在り方についても、すごい工夫が要ります。その中で、また、今言われたように、物価資料から単価とかが決まってくるんですけれども、複雑なものになると、ここでそれがあつたかどうか分からないんですが、電線1本にしても、その芯の太さ、長さ、これによって物価本に出てくる単価、これをまた修正していかなきゃいけないという作業があるんです。

ここらは、まずあまり例がないんですけれども、こういう特殊なものになると、そこらもあるかも分からない。積算資料というのが単価資料のまだその内部にあるんです。そんなのはなかなか難しいと思うんです。一括発注ってなると、それをチェックするところがないんです。作る人が設計していく。良かれと思って一生懸命工夫してやっていく。当然、信用問題がありますから。でも、気づかない部分とかもあるし、県土整備部でも、自分が県庁にいる間に、そういう経験が1回あるか、2回あるかというぐらい少ないケースもある。これが設計と施工を別で入札するんだったら、そういうものに一番詳しい人たちが契約の相手方になってくる可能性があるから、ずいぶんそういうリスクは排除できるんですけれども。これを1回、庁内でしっかり検討される必要があるかと思えます。これ

がいい、悪いとか、そんなのを言っているんじゃないに一般論を言っているの、ぜひ研究してみてください。

○西村委員長 ほかにありますか。

ないようでしたら、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○海野観光推進課長 常任委員会資料の15ページを御覧ください。

その他報告事項、アジアゴルフツーリズムコンベンションAGTC2023の開催についてであります。

まず、1の大会概要であります。主催はイギリスに本部のあるIAGTO（国際ゴルフツアーオペレーター協会）であります。3月14日から16日の3日間、約40か国、300名の方が宮崎に集まり、フェニックス・シーガイア・リゾートを中心とした会場で、ゴルフツーリズムに関する商談や県内のゴルフ環境の視察等が行われます。

2の過去の開催実績であります。第1回のマレーシア大会から年に1回アジア各地で開催され、今回、日本初開催となる大会を本県で開催するものであります。

16ページを御覧ください。

3の参加国であります。こちらは1月17日時点の参加国数を書いております。

昨日、主催者のIAGTOから最新の情報をいただきましたので、その数字を申し上げます。

バイヤーである旅行会社が26か国・地域から、若干キャンセル等が出ております。26の国・地域から約130名、(2)サプライヤー、売り手でございますけれども、ゴルフ場やホテル等が22の国・地域から約190名、重複を除きますと、計35の国・地域から約320名の方が参加される予定です。

今回のAGTCの開催は、本県のゴルフ環境を世界に向けてPRできるとともに、本県の参加者も、ヨーロッパのバイヤーなどと対面で商談を行うことができる、またとない貴重な機会であると考えております。

下の写真は、過去の商談会の様子であります。左と真ん中が2018年のフィリピン、右が2019年のカンボジアのものでございます。

17ページを御覧ください。

4の開催日程であります。

3月11日から13日は、バイヤーの方々を対象に、AGTC大会前の宮崎県内のゴルフ場等を視察していただくツアーを予定しております。ゴルフ場でのプレーに加え、青島等の観光地を御覧いただく予定であります。

3月14日からAGTCがスタートいたします。3月14日は参加者の総合交流と親睦を深めるためのゴルフトーナメントやウエルカムパーティーを予定しております。

3月15日は開会式、その後、主催者や大会役員との共同会見を行い、商談会が始まります。3月15日の商談会終了後には、ニシタチ飲み歩きイベントを開催いたします。観光を含めたゴルフツーリズムとして、宮崎ならではの食や文化を楽しんでいただこうと企画するものであります。

3月16日は商談会の2日目でございます。商談会終了後はフェアウエルパーティーを予定しております。AGTCの日程はこちらで全て終了となります。

翌3月17日には、参加者の皆さんは宮崎を離れる予定であります。

今回のAGTCの開催を契機として、本県のゴルフ環境を世界に向けて発信するとともに、新たな市場を開拓し、国内外からの誘客につな

げてまいりたいと考えております。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○重松委員 すばらしいイベントだと思いますが、日本で初めてということで、なぜ宮崎県に決まったのか、ちょっと教えてください。

○海野観光推進課長 IAGTOも開催地を探しておりまして、IAGTOのピーター会長にもお越しいただきまして、こちらで開催したい、できないかというお話もございまして、あと、観光庁からの後押しもございまして、今回、宮崎県に決まったということでございます。

○西村委員長 私も聞いていいですか。

いろいろな旅行会社が各国から来られて、ゴルフ場関係者も各国から来られて、宮崎県でゴルフをしたり、商談会をするんでしょうけれども、みんながみんな、宮崎のゴルフツアーをしようというわけではなくて、例えばタイのゴルフ場の方が日本に来られて、日本とか、韓国とか、そういったバイヤーの方と相談して、タイのツアーを作りましょうとかというのを、お互いの国がやっていく大会というイメージでよろしいんでしょうか。

○海野観光推進課長 全くそのとおりでございます。

バイヤーというのが旅行会社——ゴルフ客を送り込んでくる皆さん方——がイギリスをはじめ、フランスとかからやってくるんですけども、サプライヤーというのが日本も含めてゴルフ場側で、世界から来られる旅行会社の方に向かって、ぜひ、うちのゴルフリゾートに誘客をお願いしますという売込み、商談会をするという形になります。

○西村委員長 もう1点、ゴルフ場側のサプライヤーが190人ぐらい、22か国でしたか、先ほど

そういう数字だったんですけども、うち、日本のサプライヤーの内訳はどうなっていますか。

○海野観光推進課長 すみません。判明することではありますけれども、現在、内訳までは、まだ主催者から情報をいただいております。

ちなみに、宮崎県からは事業者が3事業者で、宮崎県としてもPRのために加わるということで、合計4ということなんですけれども、民間事業者としては3事業者が参加されるということです。

その他の日本国内のものについては、まだ情報をいただけていないという状況です。

○西村委員長 宮崎県からは3つのゴルフ場が参加されて商談会に挑むということですね。

何が聞きたいかというところ、結局、宮崎でわざわざ開催して、宮崎のゴルフ場とか、食事を体験してもらったりして世界に帰ってもらうわけだから、せっかくだから、次からは3事業者以外にも20数個ゴルフ場があるわけだから、やっぱり我田引水じゃないけれども、全体的に波及できないものかと思ったものですから。

○海野観光推進課長 委員長おっしゃるとおりでございます。その参加団体の中には、ゴルフ場経営者協会が入っておりまして、そちらのほうで県下全域のゴルフ場をまとめて御紹介というか、セールスをするということになるかと思えます。

○西村委員長 ほかにございませんか。

それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上を持ちまして、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後1時0分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、
県土整備部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○西田県土整備部長 県土整備部でございます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

説明の前に御報告がございます。

先月3日、国土交通省より、東九州自動車道清武南一日南北郷間約17.8キロメートルが3月25日に開通ということが公表されました。

さらに、28日、これも国土交通省からですが、
けれども、国道10号の住吉バイパス——住吉道路が令和5年度の新規事業採択に向けて、その採択時の評価手続に着手するということが発表されたところであります。

ひとえに、県議会をはじめ、これまで御尽力いただいた国土交通省や関係者の皆様の御尽力のたまものと思っております。この場を借りて感謝を申し上げます。

今後とも、交通インフラをはじめ、社会資本整備の推進に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、どうぞ御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会に御審議いただきます
県土整備部所管の議案等について御説明をいたします。

お手元の商工建設常任委員会資料1ページの目次を御覧ください。

ここで訂正がございます。議案第56号の宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算につきまして、「令和5年度」と記載をしておりますが、正しくは「令和4年度」でございます。訂正をお願い

いたします。

それでは、説明を続けさせていただきます。

Iの予算議案につきましては、一般会計補正予算のほか、2件をお願いしております。

IIの特別議案につきましては、工事請負契約関係の議案など、6件をお願いしております。

IIIの報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて報告をさせていただきます。

最後に、IV、その他報告事項といたしまして、宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画の策定についてを報告させていただきます。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長等から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村委員長 県土整備部長の説明が終わりました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○井上管理課長 県土整備部の2月補正予算の概要について御説明させていただきます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

まず、部総括であります。太線で囲んでおります。2月補正額、C欄の一番下の行の合計欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせました県土整備部の2月補正額は、115億6,504万2,000円の減額であります。

主な内容としましては、補助公共・交付金事業や災害復旧事業の国庫補助決定等に伴うものであります。その結果、右から3列目の2月補正後予算額D欄の一番下、合計欄にありますとおり、一般会計と特別会計の合計は1,053億4,375万9,000円で、対前年度比で29.7%の増となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

2、補助公共・交付金事業であります。

補正額は、Cの欄の一番下にありますとお

り、63億1,892万8,000円の減額であります。

内容としましては、国庫補助決定等に伴うものであります。

次に、4ページを御覧ください。

3、直轄事業負担金であります。

補正額は、Cの欄の一番下にありますとおり、17億6,146万円の増額であります。これは、国の直轄事業費が確定したことによるものであります。

次に、5ページを御覧ください。

4、災害復旧事業であります。

補正額は、Cの欄の下から3番目の行でございますが、65億4,391万5,000円の減額であります。今年度の災害復旧事業の国庫補助決定などに伴うものであります。

続きまして、6ページを御覧ください。

5、課(局)別内訳であります。これは、今回の補正予算の金額を課ごとに集計したものであります。

続きまして、7ページを御覧ください。

繰越明許費補正集計表であります。

太線で囲んでおります2月議会申請分の欄が、今回の申請額であります。

追加の19事業と、変更(増額)の29事業を合わせまして、291億8,758万4,000円の増額をお願いしております。

以下、8から9ページが繰越明許費補正の追加分、10から12ページが同じく繰越明許費補正の変更分の一覧表となります。

繰越しの主な理由は、関係機関との調整に日時を要したこと等によるものであります。

続きまして、13ページを御覧ください。

債務負担行為補正であります。

これは、ダム施設整備事業の松尾ダム・ダムメンテナンス事業につきまして、材料費や輸送

費等が物価高騰の影響などで増大したことから、限度額の変更をお願いするものであります。

次に、14ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計の繰越明許費であります。

繰越しの主な理由は、用地交渉等に日時を要したこと等であります。

次に、15ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の繰越明許費補正であります。

繰越しの主な理由は、関係機関との調整に日時を要したこと等によるものであります。

県土整備部の補正予算の概要は、以上であります。

続きまして、管理課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の341ページをお願いいたします。

当課の補正予算額は、左から2列目にお示ししておりますとおり、1億1,335万8,000円の減額であります。

右から3列目の補正後の額は、18億338万2,000円となります。

以下、補正の内容につきまして、主なものを御説明いたします。

343ページをお願いいたします。

表の5行目、(事項)職員費であります。

補正額は、1億862万6,000円の減額であります。これは、人件費の執行残等によるものであります。

次に、中ほどの(事項)建設技術センター費であります。

補正額は、178万5,000円の減額であります。

これは、建設技術センターの空調設備更新に係る設計費等の執行残に伴う減額であります。

そして、表の一番下の（事項）建設業指導費であります。補正額は248万6,000円の減額であります。これは、建設業許可や経営事項審査、建設産業振興対策等に要する経費の執行残に伴う補正減であります。

○鍋島用地対策課長 当課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の345ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で6,040万8,000円の減額、公共用地取得事業特別会計で7,079万7,000円の減額、合わせまして1億3,120万5,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計が4億5,688万9,000円、特別会計が4億9,651万5,000円、合わせまして9億5,340万4,000円となります。

補正の主な内容につきまして、御説明をいたします。

347ページをお開きください。

まず一般会計であります。

ページ中ほどの（事項）収用委員会費であります。委員会が収用裁決を行うに当たって、参考人への意見聴取や専門家による鑑定等に要する費用の執行残など、1,360万4,000円の減額となります。

続きまして、一番下の（事項）特別会計繰出金であります。公共用地取得事業特別会計への繰出金につきまして、事業費が確定したことに伴い、4,102万9,000円の減額となります。

349ページを御覧ください。

次に、公共用地取得事業特別会計であります。

中ほどの（事項）公共用地取得事業費であります。九州中央道、五ヶ瀬高千穂道路の先行取得に要する事業費等が確定したこと、また先行取得用地の引渡しに伴う一般会計への繰出金

が確定したことによりまして、7,079万7,000円の減額となります。

○中原技術企画課長 歳出予算説明資料の351ページをお開きください。

当課の補正予算額は4,838万5,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は4億4,971万円となります。

以下、補正の主な内容について御説明します。353ページをお開きください。

中ほどの（事項）土木工事積算管理検査対策費であります。これは、1の労務及び建設資材単価の調査に要する経費のうち、委託料の執行残により170万7,000円の減額や、3の公共工事情質確保推進事業に要する経費のうち、委託料の執行残により350万円の減額などによるものであります。

次に、表の一番下の（事項）新土木積算システム構築事業であります。

354ページをお開きください。

新土木積算システム構築事業に要する経費につきましては、入札により委託料が減額したことから、4,476万円の減額をお願いするものであります。

○加行道路建設課長 お手元の歳出予算説明資料の355ページをお開きください。

当課の補正予算額は33億9,930万5,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は225億473万9,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。357ページをお開きください。

まず、上から5段目、（事項）直轄道路事業負担金であります。

これは、国が実施する道路事業に対する負担金でありまして、国の事業費の確定に伴う2億5,610万7,000円の増額であります。

次に、その下の(事項) 公共道路新設改良事業費であります。

これは、県が管理している国県道の整備費でありまして、国庫補助決定に伴う35億6,361万2,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項) 道路建設受託事業費であります。

これは、都城市と新富町から事業を受託する予定のものがありましたが、関係する事業が延期され、受託事業が実施できなかったことに伴う9,180万円の減額であります。

続きまして、議案第70号を御説明をいたします。

委員会資料の16ページをお開きください。

議案第70号は、国道327号佐土の谷工区で施工する、(仮称) 3号トンネル工事(1工区)に関する工事請負契約の締結についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、東臼杵郡諸塚村大字セツ山から東臼杵郡椎葉村大字松尾間で実施している道路改良事業で、延長が3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費が約120億円であります。

次に、2の工事概要であります。

17ページを御覧ください。

左上に平面図、右上にトンネルの断面図を示しております。

トンネルの全体延長は1,000メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8メートルで、当工事は、椎葉村側から延長535メートルを掘削する工事です。

現道は、幅員が狭く、線形も悪い状況であり、右下の写真にありますように、対向車との離合が困難な状況であります。このため、トンネルを整備することで、走行時間の短縮及び円滑な

交通の確保を図ることとしております。

16ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は17億4,314万7,164円、契約の相手方は矢野・九建・湯川特定建設工事共同企業体、工期は契約発効の日から令和7年3月25日までであります。

続きまして、委員会資料の18ページを御覧ください。

議案第71号は、主要地方道高城山田線王子橋工区で施工する(仮称)王子橋橋梁上部工工事に関する工事請負契約の締結についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、都城市高城町で実施している道路メンテナンス事業で、延長760メートル、車道幅員6.5メートル、全幅12.5メートル、全体事業費が約53億円です。

次に、2の工事概要であります。

19ページを御覧ください。

上から平面図、側面図、右側に断面図を示しております。

王子橋につきましては、平面図、断面図にありますように、橋長が257.8メートルの鋼製桁の橋であります。

現在の橋梁は、建設から60年以上が経過し老朽化が進んでいること、また車道幅員も狭く歩道もないことから、車道幅員を確保するとともに、両側に歩道のある橋梁へと架け替えることで、歩行者の安全も含め円滑な交通を図ることとしております。

18ページを御覧ください。

次に、3の工事請負契約の概要であります。

契約の金額が16億4,010万円で、契約の相手方

は、日橋・清本特定建設工事共同企業体で、工期は、契約発効の日から令和8年3月25日までであります。

続きまして、委員会資料の20ページを御覧ください。

議案第76号であります。

これは、国道448号石波工区で施工する、(仮称)石波トンネル(2工区)に係る工事請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、串間市大字市木で実施している道路改良事業で、延長が3,200メートル、車道幅員6メートル、全幅7.5メートル、全体事業費が約170億円であります。

次に、2の工事概要であります。

21ページを御覧ください。

平面図とトンネルの横断図を示しております。トンネルの全体延長は2,555メートル、車道幅員が6メートル、全幅8.5メートルで、当工事は、日南市側から延長1,044メートルを掘削する工事であります。

20ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が55億5,764万5,755円、変更契約の金額が59億6,612万2,120円で、4億847万6,365円の増額であります。

契約の相手方は、前田・坂下・山崎特定建設工事共同企業体で、工期は、令和3年3月8日から令和7年10月31日までであります。

4の変更理由であります。

インフレスライド条項の適用及びトンネル掘削工において、当初想定していたよりも脆弱で湧水の多い地質区間が現れたことにより、掘削中の安定対策の追加変更が必要となったことから、請負代金の変更を行うものであります。

その内容について御説明をいたします。

22ページを御覧ください。

まず、インフレスライドによる変更でございます。

インフレスライドの内容につきましては、前回の11月議会でも御説明したところでありますが、今回のインフレスライドも前回同様、令和4年3月1日の新単価適用でございます。

対象工事の条件といたしましては、残工事の工期が2か月以上あること、新単価適用後の残工事請負額が1%以上増加することであり、本工事では、スライド基準日の令和4年6月1日以降、残工事が3年5か月であり、新単価適用後の残工事の請負額が4.5%増となったことから、今回、請負代金額の変更を行うものであります。

次に、23ページを御覧ください。

上の図はトンネルを横で見たものであります。

石波トンネル(2工区)の施工延長は1,044メートルで、①の赤着色の2つの区間、合計277メートルにおいて支保工の変更を、②の青枠の区間において、湧水処理対策による安定対策の追加変更を行うものであります。

まず、①の支保工の変更について説明をいたします。

中段の写真と断面図を御覧ください。

これはトンネルの掘削断面を示しておりますが、一般的にトンネル工事では、掘削時に地山を安定させるために、ロックボルトや吹きつけコンクリートを行い、地質の脆弱さによりH形鋼を用いて、鋼製アーチ支保工などを追加施工することとしており、地質の状況に応じて支保工を設定しております。

今回、当初想定していたよりも脆弱な地質であったことから、中段右の赤着色の図のように

支保工を変更するものであり、鋼製アーチ支保工の鋼材規格の変更や、吹きつけコンクリート厚の変更、またトンネルの安定性をより高めるために、トンネル底面部にも鋼製アーチ支保工を追加しております。

なお、支保工の変更に当たりましては、学識者の意見も参考に適切な支保工を採用しております。

次に、②の湧水処理対策の追加であります。

下の左の写真にありますように、トンネル掘削時において、湧水が非常に多い区間が確認されたことから、その右の写真のように、湧水を排水溝に集水する対策として、トンネルのアーチに沿って排水シートを追加しております。

続きまして、委員会資料の24ページを御覧ください。

議案第77号であります。

これは、主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区で施工する、(仮称)波帰之瀬橋梁下部工(P1)工事に関する工事請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、西臼杵郡高千穂町大字河内から、五ヶ瀬町桑野内で実施している道路改良事業で、延長1,000メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費は約48億円であります。

次に、2の工事概要であります。

25ページを御覧ください。

上から平面図、側面図を示しております。

波帰之瀬橋につきましては、高千穂町と五ヶ瀬町を結ぶ橋長412メートルの橋であり、本工事は、高千穂側のP1橋脚の工事で、高さ57.5メートル、基礎形式は、深礎ぐい基礎、直径13.5メートル、くい長が17メートルであります。

24ページを御覧ください。

次に、3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が8億7,510万600円、変更契約の金額が11億5,548万6,006円、2億8,038万5,406円の増額であります。

契約の相手方は、山崎・戸敷・矢野特定建設工事共同企業体で、工期は令和元年12月11日から令和5年3月25日までであります。

4の変更理由であります。

インフレスライド条項の適用及び橋脚の施工段階に対応した建設機械の変更等により、請負代金額の変更を行うものであります。

その主な内容について御説明いたします。

26ページを御覧ください。

まず、インフレスライドによる変更であります。本工事では、令和3年3月1日と、令和4年3月1日の2回、新単価を適用しており、残工事請負額が1回目のスライドで2.9%、2回目のスライドで4.8%増となったことから、今回、請負代金額の変更を行うものであります。

次に、27ページを御覧ください。

橋脚躯体工のクレーン規格の変更でございます。

橋脚躯体の足場、鉄筋、型枠、コンクリート打設時に、資材搬入において橋脚が立ち上がることにより、標準規格の25トンクレーンが届かなくなる範囲が確認されたことから、この範囲について50トンクレーンを使用することとしたものであります。

次に、28ページを御覧ください。

深礎工及び橋脚躯体工の機械式鉄筋定着工法採用による変更でございます。

今回の工事では縦方向に直径51ミリの太い鉄筋を複数列並べ、横方向に直径29ミリの鉄筋を組み合わせることから、密集した鉄筋になりま

す。

横方向の鉄筋の端部は、中央の図面の上段に示しておりますように、フック状に折り曲げて定着させる構造となっておりますが、フック状に折り曲げた鉄筋が干渉し、施工が困難であることから、中央の図面の下段に示す、密な配筋でも容易に施工できるような鉄筋の端部に定着具を取り付けた機械式鉄筋定着工法を採用したものであります。

○東道路保全課長 お手元の歳出予算説明資料の359ページをお開きください。

当課の補正予算額は、14億582万4,000円の減額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は、191億351万7,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

361ページをお開きください。

中ほどの(事項)道路管理費であります。

これは、県管理道路の管理に要する経費でありまして、道路台帳修正業務の執行残などによる2,191万5,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共道路維持事業費であります。

これは、交通安全施設の整備や橋梁・トンネル等の点検・補修などを行う事業でありまして、国庫補助決定による13億6,726万5,000円の減額であります。

362ページをお開きください。

中ほどの(事項)道路受託事業費であります。

これは、歩道橋の整備に係る高千穂町からの受託や、道路の無電柱化工事に伴う受託を行うもので、受託事業費の決定による658万5,000円の減額であります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の30ページを御覧ください。

議案第79号「県道の路線廃止について」、御説明いたします。

1の廃止の理由であります。

道路法第7条第1項の規定による、県道の認定要件を満たさなくなった2路線を廃止するものであります。

次に、2の廃止路線の概要であります。

1路線目は、高千穂鉄道の廃止に伴う県道早日渡停車場線の廃止、2路線目が、県道稲葉崎平原線の一部を延岡市へ移管することに伴う県道延岡停車場線の廃止であります。

31ページを御覧ください。

県道早日渡停車場線の位置図を掲載しております。

この路線は、図の中央、赤色で示しているとおおり、旧高千穂鉄道早日渡駅前から県道北方高千穂線までの延長149.7メートルの県道であります。

高千穂鉄道の廃止後、県道の認定要件を満たさなくなり、延岡市と市道移管の協議を継続してきたところでありますが、橋梁の補修を行うことにより、市道移管の合意が得られ、今年度、橋梁補修工事が完了したことから、県道の路線廃止を行い、延岡市道へ移管するものであります。

32ページを御覧ください。

県道延岡停車場線の位置図を掲載しております。

この路線は、赤色で示しているとおおり、JR延岡駅前から県道稲葉崎平原線までの延長65.6メートルの県道であります。

図の青色の実線で示した路線は、慢性的な交通渋滞を解消するために整備された市道富美山通線でありまして、県道認定要件の一つである、

主要都市の中心市街地の環状を形成する道路の一部として位置づけられていることから、今回、県道稲葉崎平原線として引き受け、同時に、延岡駅前の緑色の実線で示した県道稲葉崎平原線の一部を延岡市道として、延岡市へ移管する予定であります。

県道延岡停車場線は、終点地点の県道稲葉崎平原線が市道となることにより、県道の認定要件を満たさなくなるため、県道の路線廃止を行い、延岡市へ移管するものであります。

30ページに戻っていただき、3の今後のスケジュールであります。県議会の議決を得た後に路線廃止の公示を行い、いずれも延岡市へ移管する予定であります。

路線廃止に関する説明は、以上であります。

次に、委員会資料の34ページを御覧ください。

議案第82号「工事請負契約の締結について」、御説明いたします。

昨年台風第14号により被災した、国道327号野地工区の道路災害復旧工事（その1）に関する工事請負契約の締結であります。

まず、1の事業概要であります。

当工区は、国道327号東臼杵郡椎葉村大字松尾の道路災害復旧工事で、復旧延長86メートル、幅員3.5から5メートル、全体事業費約11億円の事業であります。

35ページの位置図を御覧ください。

工事箇所（被災箇所）は赤字で記載しておりますが、現在整備が進められている国道327号、佐土の谷工区の椎葉側に位置しております。また、右側の青字で記載している被災箇所が、現在、国の権限代行事業で仮復旧工事を行っている松の平地区になります。

36ページを御覧ください。

工事の概要についてであります。

上から平面図、その右側に標準断面図、その下に被災状況写真をお示ししております。

被災状況写真に赤く旗揚げしているように、今回の被災区間は2か所に分かれており、諸塚側の47メートル区間が今回の契約案件（その1）工区であります。

工事の概要としては、右側の標準断面図にありますように、道路の川側に鋼管ぐいを特殊な機械を用い、連続して打ち込み、擁壁を構築した後に背面の盛土と舗装を行い、復旧する工事となります。

また、椎葉側の（その2）工区は、先月契約を完了しており、今後は諸塚村側と椎葉村側からの両方から工事を進め、早期復旧を図ることとしております。

34ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約の金額は6億5,598万5,000円で、契約の相手方は旭建設株式会社、工期は契約発効の日から令和5年12月25日までであります。

○山浦河川課長 お手元の歳出予算説明資料の363ページをお開きください。

当課の補正予算額は58億1,762万円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は318億9,949万7,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明します。

365ページをお開きください。

一番下の（事項）公共河川事業費であります。

この事項は、国の補助を受けて、河川掘削や堤防の整備などの河川改修を行う事業であり、国庫補助決定などにより、3億2,596万5,000円の減額であります。

次に、366ページをお開きください。

中ほどの（事項）直轄河川工事負担金であります。

これは、国が実施する大淀川などの直轄区間の河川改修や岩瀬ダム再生事業に対する県の負担金であります。事業費の確定により、9億8,016万9,000円の増額であります。

次に、367ページを御覧ください。

一番下の(事項)公共土木災害復旧費であります。国庫補助決定等により65億6,590万3,000円の減額であります。

○行田砂防課長 お手元の歳出予算説明資料の369ページをお開きください。

当課の補正予算額は、5億9,222万9,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、103億5,173万1,000円となります。

以下、補正の内容につきまして、主なものを御説明いたします。

371ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)公共砂防事業費であります。

これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備を行う事業であります。

国庫補助決定などに伴いまして、4億7,071万3,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。

これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工・のり面工などの整備を行う事業であります。国庫補助決定などに伴いまして、2億235万5,000円の減額であります。

372ページをお開きください。

中ほどの(事項)直轄砂防工事負担金であります。

これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために、国が実施する直轄砂防事業に対する負担金であります。事業費の確定に伴いまして8,096万6,000円の増額であります。

○松山港湾課長 当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の373ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で1,119万4,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計で84億6,131万8,000円、港湾整備事業特別会計で12億2,478万4,000円、合わせまして96億8,610万2,000円となります。

以下、補正の内容について主なものを御説明いたします。

375ページをお開きください。

中ほどの(事項)空港整備直轄事業負担金であります。

これは、宮崎空港の耐震対策等に係る直轄事業に対する負担金であります。事業費の確定により1億410万5,000円の増額であります。

次に、376ページをお開きください。

中ほどの(事項)直轄港湾事業負担金であります。

これは、細島港及び宮崎港の防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金であります。事業費の確定により735万円の減額であります。

次に、その下の(事項)公共港湾建設事業費であります。

これは、国庫補助・交付金事業により、防波堤や岸壁などの整備を行うための経費であります。国庫補助決定により7,500万円の減額であります。

次に、377ページを御覧ください。

(事項)直轄災害復旧事業負担金であります。

これは、宮崎港の南防波堤の台風第14号における災害復旧に係る直轄事業に対する負担金であります。事業費の確定により1,422万円の増

額であります。

○黒木都市計画課長 当課の補正予算について御説明します。

歳出予算説明資料の379ページをお開きください。

当課の補正予算額は、2億9,042万8,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目にあります31億3,322万8,000円となります。

以下、補正の内容について主なものを御説明します。

381ページをお開きください。

下から2番目、(事項)住みよいふるさと広告景観づくり事業費であります。

これは、屋外広告物監視員がパトロールを行い、監視指導するための経費などではありますが、この屋外広告物監視員に欠員が生じた期間があったことなどによる456万3,000円の減額であります。

次に、その下、(事項)都市計画に関する基礎調査実施事業費であります。

これは、都市計画の適切な見直しを行うために実施する調査で、都市計画区域内の人口や土地利用、建築物の現況等について調査・分析するための経費ではありますが、調査・分析に要する委託料の入札残などに伴う688万円の減額であります。

382ページをお開きください。

上から2番目の(事項)公共街路事業費であります。

これは、国の交付金を受けて街路の整備を行うものでありますが、国庫補助決定に伴う1億7,974万円の減額であります。

次に、その1つ下の(事項)公共都市公園事業費であります。

これは、国の交付金を受けて、老朽化した都市公園施設の更新などを行うものでありますが、国庫補助決定に伴う8,220万円の減額であります。

○巢山建築住宅課長 当課の2月補正予算について御説明します。

歳出予算説明資料の385ページをお開きください。

補正予算額は1,394万4,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は23億4,401万8,000円となります。

以下、補正の内容について主なものを御説明します。

387ページをお開きください。

一番下の(事項)建築確認指導費で570万円の減額であります。

388ページをお開きください。

これは、主に2の建築確認指導事業及び3の建築確認審査強化事業において、建築行政関連の全国会議や、建築確認審査能力向上のための各種講習会等が中止またはリモート開催となったことに伴う、旅費等の執行残によるものです。

次に、一番上の(事項)建築物防災対策費ですが、2,017万4,000円の減額です。

これは、主に3の木造建築物等地震対策加速化支援事業において、耐震改修等の補助を行う市町村の実績見込み件数が当初の見込み件数を下回ったこと等によるものです。

389ページを御覧ください。

一番上の(事項)県営住宅管理費です。

これは、県内に約8,800戸あります県営住宅の管理に要する経費で、維持修繕費や事務費の執行残等により576万3,000円の減額です。

次に、中ほどの(事項)公共県営住宅建設事業費ですが、4,384万5,000円の増額です。

これは、国庫補助決定等によるものです。

390ページをお開きください。

一番上の(事項)住まいづくり対策費ですが、715万6,000円の減額です。

これは、主に1の旧住宅供給公社資産管理事業において、公社の解散により県で引き継いだ資産管理のための維持修繕費や事務費の執行残等によるものです。

○金子宮繕課長 歳出予算説明資料の391ページをお開きください。

当課の補正予算額は1,444万7,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は2億9,833万3,000円となります。

以下、補正の内容について、主なものを御説明いたします。

393ページをお開きください。

上から5番目、(事項)職員費であります。

これは、今年度の人事異動により職員数が増となったことによる1,497万1,000円の増額であります。

○廣松高速道対策局長 歳出予算説明資料の395ページをお開きください。

当局の補正予算額は2億2,161万5,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は28億1,609万8,000円となります。

以下、主な補正の内容について御説明します。

397ページをお開きください。

3番目の(事項)高速自動車国道等直轄事業負担金であります。

これは、国が実施する高速自動車国道等事業に対する県の負担金で、国の事業費確定により2億2,324万3,000円の増額であります。

○西村委員長 以上で、執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○坂口委員 常任委員会資料18ページの請負契約ですが、メンテナンス事業。これは企業がどれぐらい入札に参加したんですか。

○加行道路建設課長 今回の参加企業は1者でございました。

○坂口委員 落札率はどれぐらいですか。

○加行道路建設課長 94%ぐらいでした。

○坂口委員 これは総合評価ですよ。そのときに地域性の加点というのはあるんですか。

○加行道路建設課長 地域要件としては、地元優先ということで設定をしております。

○坂口委員 これはなかなか大変な作業になるというか、可能性がどうか分からないですけれども、地域性を加点すればどうしてもメタルはそういう傾向にありますよね。かなりの作業をやって参加しても、ちょっと可能性が低そうだとすれば入札への参加を警戒しますよね。そうなったときに、競争性とかを確保するのにどうしても技術移転——県内業者でそういう技術を持っているところを増やしていくという作業が求められるんじゃないかなという気がするんですよ。

これに限らずですけれども、そういった地域性なり、あるいは総合評価で頭から点数差が出るようなときに、ある程度JVも含めて数をそろえる、言わば満点が取れるような業者をそろえていく。そうすると技術移転あるいは経験の積上げというのが必要になると思うんです。

今回議案で上がってきたから、たまたまこの工事を例に出しましたけれども、そういったところに対しての大きな考え方というのはどうなんですかね。将来に向けて重要課題になっている、企業の育成・確保というか、そういう視点からの技術なり経験の移転に対しての考え方。

極端に言ったら、競争性がなかったら99%で

もいけるわけですよ。しかしながら、本来は自分のところが一生懸命やって、ぎりぎりこれいけるよというもので競争していただくというのが、納税者側からの求めというか、考えはそこにあると思うんです。そこらに対して、どうやってその条件を満たしていくか、言わば参加してそこで満点が取れるような高い評価をもらえるような業者の育成、メタルは特にそれが多いかなと思うんですよ。

○加行道路建設課長 鋼製橋梁の上部工については、地域要件もありますけれども、桁を1か所1基、工場で作成をする、それに対して実質的に品質管理もすることも含めまして、自社工場を有する企業であることを条件に今やっております。県内企業に関してはそれが極めて少ないですが、品質管理の問題もあるので、今のところその要件は崩さず競争性を出すために、県外業者の入札意欲を高めるよう地域要件をどう考慮していくか、狭めていくか。今少しずつ縮めています、結果として、応札者が少ないというところもあるようなので。

委員の言われるように県内業者の育成もできればしていったら、そこでの競争を私たちが非常に望むところであります。そこで、品質管理の問題について、どういった形で品質管理が保てるか、別の方法として、そういったところを踏まえながら検討を進めていきたいなと思っております。

○坂口委員 コンクリートも含めてですけども、プレテンション方式、ポストテンション方式と両方あるから。よそでつくって運んでくるとなると、なかなか今度はコストの問題で限界があるかなと思うんです。例えば、どうしても今の仕組みだと、入札で勝つのに県内の1者が条件的にはすごく有利だよ。そうなったとき

に、これ縁起が悪いけれども、そこが仮にその事業を辞めたとき。これから未来永劫続けていくとは限らないんですよ。

だから、地域要件を問わないで、県外の方もそこにかんがいの経費をかけて、積算なりをやって人手をかけて参加すれば、場合によってはそれは仕事になるよというような、そういう入札の在り方も。

僕は総合評価方式というのは、特に重大物件というか複雑なものとか高度なもの、それから県内全体の経済を考えたときにはすごくいい方法だとは思いますが、でも、あえて将来を見据えたときに、担い手3法でも、将来にわたって維持管理をしっかりやっていけることを義務づけますよという見直しもされました。

そうなったときに、やっぱり県外からでもやっていく。あるいはさっきのように自社製作で品質管理までやって、近くから経費をかけずに持ってきて、そこにのつける方法とか、あえて政策的に、そこに限らず自社工場を持たなくても何らかの形で品質が確保できるとか、部分的に今、それなりの実質的な管理ができれば下請けも認められてますから、そういったものを総合的に知恵を出して、いかなることがあっても、ちゃんと維持管理、メンテナンスも含め責任を持てるよという将来にわたっての維持管理の担い手ですかね。そういったものを含めた参加要件の中で戦える条件づくりで複数に参加できる工夫が一つ。結果的にその人たちがまた今の方法でも勝ち残れる可能性を持つという、いわゆるこれからの担い手育成というのが一つ必要かなという気がするんですよ。これなかなか現実には難しいと思うんです。ぜひそこらも意識しながらやっていただけると、という気がします。

○来住委員 素朴な質問ですけども、技術企

画課、353ページ一番下の(事項)新土木積算システム構築事業費というのがあって、補正前の予算が8,976万円だったんですよね。これが4,476万円減額をされて、補正後は4,500万円になるんですけれども。

僕が心配なのは半分になってるわけですよね。そうすると初期の目的を達成できるのかなというのが一つと、もともと予算を組むときがどうだったのかなと。ちょっとそこを教えていただければありがたいと思います。

○中原技術企画課長 もとものの予算額8,900万円程度、この金額の算定に関しましては、システムの調達仕様書とか予算額を設定するために、技術提案書とか概算見積書の情報提供を県のホームページで公募を行いまして、2者応募いただきました。その2者の概算見積額の高いほうを今回予算額として計上しております。

実際の入札におきましては、情報システムの調達に係る総合評価——国のルールがあるんですけれども——これに基づいて入札手続を行っております。

この総合評価なんですけれども、技術点と価格点という2つの項目がありまして、技術点の割合が3、価格点が1という形で、技術点が高くないと落札できない。要するに金額を幾ら低く入れても技術力がないと落札できない、ダンピングを防止するような流れになっております。それもヒアリングしながら、確認しながら、最終的にはかなり低い額で入札をされているんですけれども、業務を履行する力というのはしっかり確認した上で業者を決定しているところでございます。

○来住委員 事業としては何も心配ないということになるんですね。

○中原技術企画課長 業務を履行する技術力は

十分有していると、この金額で十分やれるというふうに確認しております。

○坂口委員 勉強のためにということで、常任委員会資料の28ページです。この設計変更、鉄筋の定着工法関係ですけれども、これは一番太い鉄筋が入ることになるのかなと思うんです。これとコンクリート打設の関係ですけれども、間が狭いからということでの設計変更だったんですが、この間とコンクリートの打設口ですよ、ホースの。これとの関係というのはちゃんと必要な間隔が取られているんですか。鉄筋を外に押し曲げて打設なんかしたら、これは必ず戻るから、かなり大きな心配が残るんですけれども、この変更ではその間隔は確保できるんですか。

○加行道路建設課長 型枠と鉄筋との間のかぶりですか。

○坂口委員 そうですね、かぶりが広ければ大丈夫だと思うんですけれども。

○加行道路建設課長 当初のフックでは、コンクリートの入りが悪い部分もありましたが、今回のTヘッドは、大分入りがよくなるということで、前より改善できると思っております。

○坂口委員 そしたら打設時は鉄筋が動いたりするような必要はもうないんですね。

○加行道路建設課長 それはございません。

○坂口委員 それじゃ安心です。

あと、もう一ついいですか。あくまで勉強のためです。道路保全課のアンカー付きの鋼管打ち込みですけれども、最終的な仕上がりでは鋼管自体が一番外面になっていくんだと思うんですよ、それを被覆するようなことはないと思うんですが。その時鋼管と鋼管の間というのは全ての間がぴたっとくっついて一体的な構造物になってしまうんですか。

○東道路保全課長 標準断面図にお示ししておりますけれども、くい径は1メートルございます。それを1メートル20ピッチで打ちますので、鋼管と鋼管の間が20センチ空くんですが、ちょっと図面のほうは掲載できておりませんが、山側のほうに小さい鋼管を打ちます。まずは大きい鋼管をずっと打って、追っかけて今度は小さい鋼管を打って行って、そこで土を留めるといった形の工法になっています。

○坂口委員 いや、径間が1メートルで、間隔1メートル20センチの図面になっているから間がどうなるのかな。そこに土留めはすることですか。

○東道路保全課長 はい。

○坂口委員 そうなったとき、アンカーで打ち込みますよね。持てる緊張というのが全てのくいと一緒にあったらいいけれども、万が一そこにばらつきがあると、仮に土が動き出したときにそこに全て負荷が集中してくるというような、それに対して特定のアンカーが設計以上の力を受けるような心配というのは将来ないんですか。

○東道路保全課長 鋼管と鋼管の間、2本を1組に1本のアンカーで押さえていくことにしております。今、委員がおっしゃるように連続してつないでおりませんので、そういったところのおそれはなきにしもあらずといったところがございます。

ただし、中に入れる小さい鋼管ぐいととの連結がされておりますので心配ないのかなと思っています。ただ、県内で初めての工法になります。施工後のその辺の状況をしっかり点検確認しながら、管理していかないといけないのかなとは思っています。

○坂口委員 やっぱり一つ一つ打っては移動するという作業になると間隔が空くというのとで、

僕らじゃなかなか分からないんですけども、できれば一体的に構造物は全ての負荷を全体で受け止めるというのが一番強いかなという気がしたものですから。そこらを気をつけながら施工の確認をして行っていただくことが必要かなという気がしました。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○東道路保全課長 委員会資料の38ページを御覧ください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、物損事故11件でありまして、ナンバー1から次ページのナンバー11までが当課の報告案件になります。

事故の内容について御説明申し上げます。発生日、発生場所等につきましては、資料の左から2列目の欄に記載のとおりであります。

番号1の穴ぼこ事故につきましては、車道上に発生していた穴ぼこにロードレース用自転車の後輪がはまって転倒し、後輪アルミフレームを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注意の過失がありますので、5割の過失相殺を行っております。

番号2、6、7の枝落下事故につきましては、車道上空から落下した枝により、番号2は右側フロントバンパーを、番号6はフロントガラスを、番号7はバンパー、スライドドアなどをそれぞれ損傷したものであります。

本件は、いずれも事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

番号3の段差事故につきましては、民有地から県道へ出る際に車道路肩部と歩道の擦り付け部分で車体をこすり、車両底部を損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

番号4の支障木接触事故につきましては、車線上に伸びていた樹木に接触し、アンダーミラーを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

番号5、8、次ページの番号9、10の穴ぼこ事故4件につきましては、車道上に発生した穴ぼこに車両が落ち込み、番号5、8、10はタイヤを、番号9はタイヤ及びホイールを損傷したものであります。

本件は、いずれも被害者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

番号11の路上障害物事故につきましては、車道上に落ちていたコンクリート片に乗り上げ、タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は81万6,822円となっておりますので、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。今回報告いたしました番号8、9、10の都城北郷線で発生した穴ぼこ事故に関しては、台風第14号の影響により都城と宮崎を結ぶ幹線道路や都城と日南を結ぶ国道222号が通行止めとなり、当路線が迂回路として利用されたことも一つの要因であったと思われれます。

今後は、このような事案が発生した場合、道路パトロールの頻度を見直すなど適切な道路管

理に努めるとともに、引き続き道路の異常箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○**巢山建築住宅課長** 委員会資料の39ページの12番から16番を御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

事故の内容について御説明申し上げます。

資料の左側の欄に記載のとおり、令和4年9月18日に台風第14号の通過に伴う暴風の影響で、県営住宅野田団地の入居者用の屋外倉庫1棟が倒壊したことにより、入居者に損害を与えたものであります。

資料に沿って、個別に被害内容を御説明いたします。

まず12番の方については、倉庫に収納していたストーブガードが倉庫の倒壊により損傷したほか、当該入居者所有の軽自動車が、風で飛ばされた倉庫の扉により損傷したものであります。

これ以降の方については、いずれも倉庫に収納していたものへの損害となりますが、13番の方については、こたつ机の破損、14番及び15番の方は、自転車のタイヤフレーム等の破損、16番の方は、原動機付き自転車のかご等の破損となっております。

今回の事故におきましては、発生当時、延岡市内は台風第14号の暴風域に入っておりましたが、風速の観測データ等から猛烈な風が吹いたとは考えにくく、倉庫の強度に何らかの問題があったと判断したものであります。

このため、当該事故により生じた損害について県が賠償することとして、令和4年12月20日に専決処分を行い、合計19万7,675円の賠償金の

支払いを行ったところであります。

なお、事故発生直後に、県内全域の県営住宅の屋外倉庫の一斉点検を行ったところであり、今後は引き続き日常点検において劣化の状況を確認しつつ、特に台風到来時期の前には重点的に点検を行った上で適切な対策を講じることとしております。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

一点、先ほど損害賠償で3番の日向市のケースですが、民有地から道路に出てきたところの段差で下を擦ったということで、過失割合があるにしても県が補償する場合、県側にどういった過失があるのでしょうか。そういう場面はよく出くわすと思うんですが、こういう損害賠償を認めるほどの事案になったことはちょっと聞いたことないものですから、どんな落ち度があったのですか。

○東道路保全課長 当箇所は細島港の近くでありまして、道路がカーブしている区間です。道路の傾斜は車道の片方が高くなっていて、そこに歩道がついている箇所で、舗装の補修をする際にオーバーレイをしているんですけれども、ちょっと急に擦り付けていまして、この方は、船の修理工場みたいなところに入って、帰るときに物を積んでいたかどうか分からないんですけども、帰りにまたこすっているということでした。

現場を確認しましたら、何回もこすった跡がありましたので、当然道路管理者としては、その出入りに関して、しっかり道路利用者の方に安全に道路を利用していただくような擦り付けをやっておかないといけないといったところで、そこに過失がありました。

傷跡はかなりありましたので、いろいろ情報

等を頂いた折に補修等も早めにやりたいところだったんですけれども、そこが今回ちょっと遅かったといったところでございます。

○西村委員長 ちょっと分かったような分からないようなところがあるんですけれども、結局道路と歩道の間に勾配がきつい坂があって、そこに乗り上げるたびに何度も当たっていて、いよいよ壊れたときに損害賠償の運びになったということなんですが。

例えば事前にその方が、ここはいつも当たるんだけれどどうにかしてくれと言っていれば、その補修なり何なりをしてこういう事故にはならなかったということですか。

○東道路保全課長 そのとおりでございます。利用されている方も特定の方だけじゃなくて、船舶をそこに修理に出されてる方とか、この方だけじゃなくてほかの方もいらっしゃるのですが、その情報が入ってきていなくて対応が遅れたという状況でございます。

○西村委員長 例えが悪いですが、この方がある程度損害賠償金をもらったということで、今まで俺もぶつかった、俺もぶつかったみたいな感じで主張する方が出てきた場合というのは、後出しは駄目よということなんですか。

○東道路保全課長 まず、その事実確認と事故証明とか現地確認をしないとイケませんので、現時点で話があってもその辺の確認ができないといったところになります。

○西村委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○黒木都市計画課長 宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画の策定について報告しま

す。

常任委員会資料40ページを御覧ください。

まず、1の計画の背景と目的についてであります。

汚水処理事業に係る広域化・共同化計画は、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来などの課題を踏まえ策定するものであり、国土交通省や総務省などの連名により、全ての都道府県において令和4年度までに策定することが要請されています。

なお、本県における汚水処理事業につきましては、公共下水道事業など5事業がありますが、いずれも市町村及び事務組合が事業主体となって運営されております。

次に、2の策定の経過についてであります。

計画の策定に当たりましては、資料の右下の表にありますように、県内26市町村及び4つの事務組合を8つのブロックに分けて、令和2年11月から延べ32回、検討会を実施したところであります。

また、令和3年12月には、市町村の担当課長及び事務組合長を構成員とする広域化・共同化協議会を設立し、議論を重ね、令和5年1月に、この協議会に諮り本計画を策定したところであり、2月には環境審議会に報告したところであります。

今後のスケジュールといたしまして、県議会への報告を行った上で、今月中に公表を予定しております。

資料の41ページを御覧ください。

3の計画の概要についてであります。

右下の図にありますように、本計画は、複数の地方公共団体または複数の汚水処理事業が共同で利用できる施設の整備等について、5年程

度の短期的、10年程度の中期的及び30年程度の長期的なスケジュールを示したものであります。

取組内容としましては、まず、(1) 汚水処理事業の統廃合であります。これは、施設を集約・廃止することにより、改築更新や維持管理に係るコストを抑制するものであります。

ここで2つほど具体例をお示しいたします。

まず、①にありますように、し尿を下水処理場に持ち込み、下水処理場の施設を利用して共同処理を行う例が考えられ、延岡市では、し尿処理施設の延岡市衛生センターを廃止し、公共下水道の妙田下水処理場で共同処理することとしております。

次に、②にありますように、農業集落排水施設と公共下水道施設を接続する例が考えられ、都城市では、農業集落排水施設上水流地区の処理場を廃止して公共下水道の高城浄化センターに接続することとしております。

次に、(2) 維持管理の共同化についてであります。これは個別に委託している維持管理業務の共同発注や備品などの共同購入により、事務の軽減や維持管理コストを抑制するものであります。

また、(3) 災害時相互支援であります。これは大規模災害時に単独での対応が困難な被災自治体に対し、調査や応急復旧に関する支援を行う相互支援体制を構築するものであります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 特にないようですので、次に、その他で質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お

疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時26分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

月曜日の委員会は午前10時再開で、労働委員会事務局の当初予算の審査から行う予定になっております。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時26分散会

令和5年3月6日(月曜日)

午前9時59分再開

オールみやざき営業課長	吉田秀樹
工業技術センター所長	大衛正直
食品開発センター所長	平川良子
県立産業技術専門校長	有村隆

出席委員(7人)

委員長	西村賢
副委員長	山内佳菜子
委員	二見康之
委員	野崎幸士
委員	山下寿
委員	重松幸次郎
委員	来住一人

欠席委員(1人)

委員	坂口博美
----	------

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局長	内野浩一朗
調整審査課課長	川野宏

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山浩文
商工観光労働部次長	米良勝也
企業立地推進局長	平山文春
観光経済交流局長	山下栄次
商工政策課長	高橋智彦
経営金融支援室長	島田浩二
企業振興課長	佐々木史郎
食品・メディカル産業推進室長	阿萬慎治
雇用労働政策課長	児玉珠美
企業立地課長	松浦好子
観光推進課長	海野由憲
スポーツランド推進室長	那須隆輝

事務局職員出席者

議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	木村結

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○内野労働委員会事務局長 労働委員会事務局の令和5年度当初予算について、座って説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の赤のインデックス、527ページをお開きください。

表の左から2列目の当初予算額の欄でございますが、労働委員会事務局の当初予算は、1億208万8,000円をお願いしております。

右隣の欄の、令和4年度当初予算の1億28万7,000円と比較しますと、記載ございませんが、180万1,000円の増、率にしまして約1.8%の増となっております。

次に、当初予算の主な内容について御説明いたします。

531ページをお開きください。

労働委員会事務局の予算は、職員費と委員会運営費の2つの事項がありまして、まず、上から5段目の(事項)職員費でございますが、事務局職員10名分の人件費として、6,931万2,000円をお願いしております。

次に、その下の(事項)委員会運営費でございますが、3,277万6,000円をお願いしております。

す。

内訳といたしましては、説明欄にありますとおり、1つ目の委員報酬費は、労働委員会委員15名分の報酬として2,656万8,000円を、2の労働争議の調整や不当労働行為の審査などに要する経費として93万9,000円を、3のその他労働委員会運営費は、定例総会の開催や各種会議への参加などに要する経費として、526万9,000円を計上しております。

なお、当事務局におきましては、決算特別委員会の指摘要望事項はございません。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○西村委員長 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上で労働委員会事務局の審査を全て終了いたしました。ここで、今月末で退職される内野労働委員会事務局長、川野調整審査課長の2名を代表して、内野労働委員会事務局長より御挨拶をいただきたいと思います。

○内野労働委員会事務局長 発言の時間をいただき、ありがとうございます。今年度末をもって、私と川野課長が退職をいたします。

2人とも労働委員会事務局の在籍は、今年度1年間という時間でしたけれども、昨年6月には不当労働行為の救済命令も発出いたしましたし、また、労働相談も依然として高止まりの状況でありまして、その内容もいろいろと多様化してきております。私ども労働委員会事務局に対するニーズの高さというのを改めて実感しております。

労働委員会といたしましては、引き続き関係機関とも連携しながら、しっかりと制度が活用されるようPRも行いながら、労使紛争の解決に尽力していきたいと思っております。

最後に、委員の皆様、それから県議会議員の皆様には、いろいろと大変お世話になりました。ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

お礼の言葉をもって、挨拶に代えさせていただきます。お世話になりました。ありがとうございました。

○西村委員長 これまで長きにわたり県政発展に御尽力いただきまして、本当にありがとうございました。

今後は、健康に十分留意されて、県政を温かく見守っていただくとともに、御支援のほどよろしく願いいたします。本当にお疲れさまでした。

以上をもちまして、労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時6分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

では、早速でございますけれども、常任委員会資料の表紙の裏に、目次がございます。

本日は、1の予算議案としまして、令和5年度当初予算について御説明いたします。

また、2の特別議案としまして、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この使用料等の改正条例につきましては、後ほど各課長が説明いたしますけれども、大きく2つの項目がございます。1つ目は工業技術センター等の新規導入機器等の使用料につきまして、所要の改正を行うものでございます。2つ目は旅券法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、3のその他報告事項としまして、令和5年度商工観光労働部組織改正案について、みやぎ産業振興戦略の改定について、宮崎県観光振興計画の改定について、みやぎグローバルプランの改定について、の4つの事項について報告をさせていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。

当初予算についてでございます。

議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計予算」でございますが、令和5年度当初の商工観光労働部の一般会計歳出予算額は、表の2行目、令和5年度当初予算額の欄になりますけれども、625億7,118万2,000円でございます。その右側には、前年度の額を記載しております。

4ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加についてであります。

令和5年度設備貸与機関損失補償など3件となっております。

1つ目の設備貸与機関損失補償及び2つ目の中小企業融資制度損失補償は、県が貸付原資を拠出しております事業者向けの融資について、後年度に債務不履行となった場合に、損失補償を行う経費として計上しているものでございます。

3つ目の離職者等再就職訓練事業は、離職者等に対する再就職訓練におきまして、複数年にわたる訓練課程を設定するに当たり、その費用を計上しているものでございます。

5ページ以降の議案第9号から議案第11号につきましては、それぞれ特別会計予算についてでございます。

そのうち、この5ページの議案第9号「令和5年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」につきましては、6億8,668万8,000円と、昨年度の43億8,000万円余から大きく減少しておりますけれども、これは、令和4年度に実施しました宮崎カーフェリー株式会社に対する高度化資金貸付が終了したことに伴うものでございます。

続きまして、8から15ページは、令和5年度の商工観光労働部の主な新規・重点事業を、宮崎県令和5年度当初予算案の概要でお示しした予算案のポイントに分類し、整理をしたものでございます。

なお、この表では、令和5年度への繰越しをお願いしております令和4年度2月補正事業も併せて整理をさせていただいております。

まず、1つ目のポイント、宮崎再生、コロナ禍、原油価格・物価高騰等からの再生・復興でございます。

コロナ禍、原油価格・物価高騰で大きな影響を受けている本県経済を再生するため、需要の喚起や事業継続のための支援、生活者に対する支援、国内外との交流回復や本県の魅力の発信などに取り組んでまいります。

次に、12ページをお願いいたします。

中ほど3つ目のポイントであります。活力ある未来のみやぎづくりでございます。

本県の未来を活力あるものとするため、本県への移住・定住の促進、地域経済の成長促進・活性化、ICT化などデジタル変革の推進、ゼロカーボン社会づくりなどに取り組んでまいります。

これらの事業によりまして、コロナ禍からの本格的な経済回復や社会経済活動の変化に対応し、新たな成長につなげていきたいと考えております。

16ページ以降には、各課の主要な事業について個別に掲載させていただいております。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明いたしますので、どうぞよろしく御願いたします。

○西村委員長 商工観光労働部長の概要説明が終わりました。

引き続き説明をお願いいたしますが、2班に分けて議案等の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明につきましては、重点事業・新規事業を中心に、簡潔明瞭に行い、併せて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課の審査を行います。

議案に対する説明を求めます。

○高橋商工政策課長 まず、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計予算」について御説明いたします。

お手元の令和5年度歳出予算説明資料の商工政策課の青いインデックスのところ、247ページをお願いいたします。

商工政策課の当初予算額は、左から2列目の

当初予算額の欄にございますとおり、一般会計、特別会計合わせまして、568億4,138万7,000円をお願いするものであります。

このうち、一般会計は561億5,469万9,000円、特別会計は6億8,668万8,000円であります。

まず、一般会計について、主な事項について御説明いたします。

250ページをお願いいたします。

中ほどの(事項) 地場企業振興対策事業費につきまして、807万6,000円をお願いするものであります。

このうち、説明欄2の新規事業、宮崎県地域経済振興100年企業顕彰事業は、創業100年を超える長年の企業活動を通して、本県経済の振興や発展に貢献した県内企業を県が顕彰することによりまして、県民の県内企業への理解促進を進め、本県経済の活性化を図ろうとするものであります。

その下の(事項) 中小企業金融対策費543億369万5,000円につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

251ページをお願いいたします。

中ほどの(事項) 組織化指導費につきまして、1億1,630万8,000円をお願いするものであります。

このうち、説明欄3の新規事業、中小企業団体中央会九州大会開催事業費補助金は、本県経済を支える中小企業者の発展・振興を図るとともに、本大会の開催を通じまして、本県の歴史や特産品等の情報発信にもつなげるため、来年度に本県での開催が予定されております大会開催経費の一部を補助するものであります。

次に、その下の(事項) 小規模事業対策費につきまして、12億7,348万5,000円をお願いする

ものであります。

主なものといたしまして、まず、説明欄1の小規模事業経営支援事業費補助金は、小規模事業者の経営支援等を行う商工会、商工会議所等の人件費や各種事業を支援するものであります。

なお、説明欄3の改善事業、商工会事務局体制強化事業は、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)中小商業活性化事業費につきまして、3,587万7,000円をお願いするものであります。

252ページをお願いいたします。

一番上の説明欄の1の改善事業、地域をつなぐ!みやざき商店街人材育成事業は、地域の関係者をつないで、商店街を含めた地域の課題解決をリードする人材の育成を図るものであります。

説明欄3の改善事業、インターネット販売成長促進事業は、インターネット販売事業に取り組む事業者に対しまして、コンサルティングやセミナー等を実施し、インターネット販売の事業活動強化を図ろうとするものであります。

なお、説明欄2の改善事業、みやざき商店街の新たな魅力開発等支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)地域経済活性化支援事業費につきまして、5,994万8,000円をお願いするものであります。

このうち、説明欄1の改善事業、プロフェッショナル人材戦略拠点事業は、企業の人材ニーズを掘り起こし、都市部のプロフェッショナル人材と県内企業とのマッチングによりまして、企業の人材確保を支援することで企業の成長を促進しようとするものであります。

説明欄3の改善事業、中小企業経営改善計画策定緊急支援事業は、コロナ禍や物価高騰の影響を受けた県内中小企業の経営改善を図るため、経営改善計画策定に係る事業者負担分を補助するものであります。

なお、説明欄2の改善事業、事業承継・引継ぎ応援補助金につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

253ページをお願いいたします。

一番上の(事項)新事業・新分野進出支援事業費につきまして、2,674万円をお願いするものです。

このうち、説明欄3の改善事業、みやざき地域課題解決型起業支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

254ページをお願いいたします。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして、主な事項を御説明いたします。

まず、中ほどの(事項)小規模企業者等設備導入事業助成費につきまして、4億7,071万1,000円をお願いするものであります。

主なものといたしまして、説明欄1の(1)高度化資金貸付金は、中小企業組合等が実施する事業に対しまして、長期低利の融資を行うものであります。

また、(2)のみやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等の設備投資を促進するため、宮崎県産業振興機構が行う貸付事業に必要な原資の貸付を行うものであります。

続きまして、主な事業につきまして、常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の16ページをお願いいたします。

1つ目の改善事業、みやざき商店街の新たな

魅力開発等支援事業であります。

予算額といたしましては、1,100万円、財源は宮崎再生基金であります。

事業の目的であります。商店街等が新たな魅力開発・発信等のために、持続的に実施するモデル的な取組を支援し、県内商店街・地域商店街の活性化を図ろうとするものであります。

(2) 事業の概要でございますが、商店街等が持続的に実施するモデル的な取組を市町村が支援する場合に、その費用の一部を、2分の1以内の補助率で補助するものであります。

具体的な例といたしましては、イメージに記載させていただいておりますけれども、地域資源、例えば特産物を活用したオリジナル商品の開発やそのPR、また、空き店舗等を活用したコワーキングスペース、宿泊スペース等の拠点の創出などを想定しております。

この事業の成果指標でございますが、この事業の実施により、波及効果を認められた商店街として、令和8年度までに累計で6件達成することを目標とさせていただきます。

事業の期間といたしましては、令和5年度としてございます。

次に、17ページをお願いいたします。

2つ目の改善事業、みやざき地域課題解決型起業支援事業であります。

予算額といたしましては、2,495万円、財源は国庫及び一般財源であります。

事業の目的でございますが、デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組む起業家への支援を行い、本県の地域社会が抱える課題解決及び地域経済の活性化を図るものであります。

(2) 事業の概要でございますが、起業家の起業に必要な経費につきまして、補助率2分の

1以内、上限額200万円を補助するとともに、②でございますが、事業計画の指導、販路開拓等の支援、起業後のフォローアップ支援を行うこととしてございます。

この事業の成果指標でございますが、この事業の実施によりまして、当該事業に基づく起業家数、年間10者を目標とさせていただきます。

事業の期間は、令和6年度までの2か年度であります。

次に、常任委員会資料の18ページであります。

改善事業、商工会事務局体制強化事業であります。

予算額といたしましては、2,601万6,000円、財源は一般財源であります。

事業の目的でございますが、商工会の事務局体制の強化による質の高い支援体制の構築及び市町村をはじめとする関係機関との連携強化による地域経済の維持・活性化を図ろうとするものであります。

(2) 事業の概要でございますが、事務局長設置基準に満たない商工会について、商工会事務局コーディネーター設置費を補助する市町村に対し、補助率2分の1、上限額162万6,000円を補助するものであります。

同様の事業につきましては、令和3年度より実施してございますが、これまでの既存の事業からの改善点といたしましては、大きく2つございます。

資料には記載をしてございませんが、1つ目といたしましては、既存事業において対象外となっていた4つの商工会、具体的には、平成の合併前に市へ編入された地区を管轄する商工会でございますが、これを新たに、この事業の対

象に追加してございまして、県全体の支援体制の底上げを図ることとしてございます。

2つ目の改善点といたしましては、米印のところに記載させていただいておりますとおり、対象商工会が市町村と共同で、経営指導の在り方や地域振興事業に係る目標などを盛り込んだ事務局体制強化計画を作成し、目標に向けた取組を実施することで、組織率の向上など商工会の体制強化、ひいては、より効果的な経営指導の充実につなげてまいりたいと考えております。

この事業の成果指標でございますが、この事業の実施によりまして、経営改善等に係る指導件数30%増加を3年後の目標として設定させていただいております。

事業の期間は、令和7年度までの3か年度であります。

次に、常任委員会資料の19ページであります。

改善事業、中小企業金融対策費であります。

予算額といたしましては、543億369万5,000円、財源は記載のとおりであります。

事業の目的であります。厳しい経営環境にある企業や新事業に積極的に取り組む企業に対しまして、事業資金を安定的かつ円滑に供給することにより、中小企業の活性化、経営の安定化を図ろうとするものであります。

事業の概要であります。

まず、①の中小企業融資制度貸付金につきましては、金融機関が貸付けを行うために必要な原資の一部を、金融機関に預託するものであります。

この融資制度につきましては、情勢の変化等に応じまして、毎年度メニューの見直し等を行ってございます。

令和5年度は、2つのメニューを創設するこ

ととしてございます。

1つ目の、創業・新分野進出支援貸付（再チャレンジ応援）につきましては、廃業等を乗り越え、再チャレンジする中小企業者の資金繰りを支援するものであります。

2つ目の、みやざき成長産業育成貸付（みやざきゼロカーボン応援）につきましては、ゼロカーボンへ向け、積極的に取り組む中小企業者の資金繰りを支援するものであります。

②の中小企業円滑化補助金及び③の信用保証協会損失補償金は、融資に付随する信用保証協会への補助等を行うとともに、④の中小企業融資制度利子補給につきましては、新型コロナウイルス感染症対応資金について、国庫負担により、事業者への利子補給を行うものであります。

本事業の成果指標でございますが、新規融資枠154億円とさせていただいております。

事業の期間は、令和5年度であります。

常任委員会資料20ページをお願いいたします。

改善事業、事業承継・引継ぎ応援補助金であります。

予算額といたしましては、1,800万円、財源は一般財源であります。

事業の目的であります。事業承継に要する費用負担を軽減するとともに、事業承継を契機とした新事業展開・後継者育成に係る取組を支援することで、地域に必要とされる中小企業の廃業を防ぎ、安定的な雇用の場の確保・地域経済の成長を図ることとしてございます。

事業の概要でございますが、親族承継、役員・従業員承継、第三者承継、いわゆるM&Aに積極的に取り組む事業者に対して、市町村とともに支援するものであります。

(2)の①の事業承継・引継ぎ応援事業につ

きましては、第三者承継等に要する費用を補助する市町村に対し、30万円を上限に、2分の1以内を補助することとさせていただきます。

②の後継者新事業展開支援モデル事業につきましては、後継者が実施する新事業展開に係る費用について、100万円を上限に、2分の1以内を補助することとしております。

③の後継者育成支援事業は、後継者候補等の育成に係る費用について、20万円を上限に、2分の1以内を補助することとさせていただきます。

資料には記載していませんが、既存事業からの改善点といたしましては、新たに支援対象として、親族承継や買手側企業を追加するとともに、後継者の新事業展開や後継者候補等などの育成支援を加えることによりまして、さらなる事業承継の加速化を図ることとさせていただきます。

本事業の成果指標でございますが、この事業の実施によりまして、令和7年度までに、事業承継計画策定件数は35件、成約件数は55件を目標とさせていただきます。

事業期間は、令和7年度までの3か年度でございます。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして御説明いたします。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の8ページをお願いいたします。

(3) 商工建設分科会⑦のとおり、小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして、「小規模企業者等が原油高・物価高騰等の苦境を乗り切ることができるよう、債務者個別の事情に即した対応を進めながら、貸付事業の健全化に向けて、引き続き収入未済額の縮減に努めること」との指摘要望があったところでございます。

債権回収につきましては、債務者等の個別の

事情や原油高・物価高騰等をはじめとした社会的な影響を踏まえながら、債務者等の過度な負担とならないよう回収を進めていくことが重要であると認識してございます。

このため、延滞債権が発生した場合には、文書による督促・担保物権の売却等により回収を図ることとなりますが、債務者等に対しましては、現時訪問等によるヒアリングや所得状況等の調査を行い、それぞれの債務者等の置かれている状況や収入・資産といった点について丁寧に確認し、回収を進めているところであります。

今後とも、各債務者等の個別事情などを踏まえながら回収を行うとともに、所在調査等も進めながら、要件を満たしたものについては不納欠損を行うなど、収入未済額の圧縮を図ってまいります。

○佐々木企業振興課長 続きまして、企業振興課の当初予算について御説明いたします。

令和5年度歳出予算説明資料、青い企業振興課のインデックスのところ、255ページをお開きください。

企業振興課の令和5年度当初予算額は、左から2列目でございますとおり、13億9,853万7,000円でございます。

それでは、主な事業について御説明いたします。

257ページをお開きください。

一番下、(事項)新事業・新分野進出支援事業費、2億1,447万2,000円でございます。

258ページをお開きいただきまして、一番上の説明欄3の新規事業、脱炭素化技術研究開発支援事業及び説明欄5の新規事業、みやざきスタートアップ創出・成長促進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

説明欄4の改善事業、知財等活用ビジネスプロデュース事業でございますが、これは、宮崎県産業振興機構を通じまして、県内企業が持つ知的財産や企業独自の技術等を活用した新事業の創出や販路開拓を支援することで、県内企業のビジネス上の競争力強化を図るものでございます。

続きまして、259ページを御覧ください。

中ほどの(事項)産業集積対策費9,357万6,000円でございます。

このうち、説明欄1の改善事業、ものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業、及び説明欄3の新規事業、半導体等先端技術振興プロジェクト事業、及び説明欄8の改善事業、食品の安全認証取得等販売力強化事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

説明欄4の改善事業、企業との協働型人材育成事業は、県内企業と学校が連携し、高校生や大学生を対象とした企業の現場体験など、実践的な人材育成に取り組むことで、次世代の人材の育成・確保を図るものでございます。

また、一番下の(事項)工業技術センター総務管理費から、261ページの(事項)食品開発センター研究開発費につきましては、工業技術センター及び食品開発センターの試験研究や管理運営等に要する経費でございます。

それでは、当初予算の主な事業について御説明いたします。

常任委員会資料の21ページをお開きください。

改善事業、ものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業でございます。

予算額は、735万8,000円で、財源は一般財源でございます。

この事業は、事業の目的にございますとおり、

アフターコロナにおける海外ビジネスの本格的な再開を見据えて、県内ものづくり企業の海外展開を支援することにより、海外との取引を拡大させ、外貨を稼ぐ企業を育成することで、本県経済の活性化を図るものでございます。

事業の概要でございますが、下の四角囲み(2)①にありますとおり、県内ものづくり企業が取り組む海外販路の開拓や拡大に要する経費を補助するものでございます。

②は、①で支援した企業へ海外販路コーディネーターを派遣いたしまして、現地取引先候補企業やパートナーの発掘などを行うものでございます。

(3)の成果指標でございますが、この事業の実施により、支援した企業の取引成約件数として、令和5年度に2件、令和6年度に4件、令和7年度に5件を目標としております。

事業年度は、令和7年度までの3年間でございます。

次に、22ページを御覧ください。

新規事業、半導体等先端技術振興プロジェクト事業でございます。

予算額は、783万4,000円で、財源は一般財源でございます。

この事業は、事業目的にございますとおり、半導体、電気自動車、蓄電池あるいは航空宇宙産業などの先端技術産業への参入や活性化等に対応するため、産学官が一体となった研究会によるセミナー等を行うことで、新技術の開発や新産業の創出を推進するものでございます。

事業の概要ですが、(2)の①ものづくり企業先端技術振興プロジェクト事業といたしまして、先端技術分野の活性化や人材育成のため、セミナーや情報交換、研究会等の開催をするもので

ございます。

②の先端技術新展開に係る調査事業といたしまして、このような先端技術分野における国内のニーズ調査や情報収集のほか、県内企業の動向や可能性を調査するものでございます。

(3) 成果指標といたしましては、この先端技術分野での新規取引件数といたしまして、令和5年度から令和7年度の各年度において、3件を目標としております。

事業年度は、令和7年度までの3年間でございます。

続きまして、次の23ページを御覧ください。

新規事業、みやざきスタートアップ創出・成長促進事業でございます。

予算額は、2,356万1,000円で、財源は一般財源でございます。

この事業は、事業目的にございますとおり、県内における先進的な技術・アイデアを活用したスタートアップ創業を促進し、事業の急成長を支援することで、本県産業の活性化を図るものでございます。

事業の概要ですが、下の四角囲いの中ですけれども、(2)の①スタートアップの創出・発掘といたしまして、起業セミナーやワークショップ、県内外の大学等が有する技術シーズの発表会などを通じまして、起業家や県内経営者、学生等の交流により、県内におけるスタートアップ創業の気運醸成を図ってまいりたいと考えております。

②のスタートアップの成長促進といたしまして、県内スタートアップ企業の成長を促進するためのプログラムの実施や、投資家等とのマッチング機会によるピッチイベントなどを通じまして、資金調達等による企業の急成長を後押し

するものでございます。

(3)の成果指標でございますが、この事業の実施により、支援した企業における投資家等からの資金調達件数といたしまして、令和5年度に4件、令和6年度に5件、令和7年度に6件を目標としております。

事業年度は、令和7年度までの3年間でございます。

次に、24ページをお開きください。

新規事業、脱炭素化技術研究開発支援事業でございます。

予算額は、812万6,000円で、財源は開発事業特別会計及び一般財源でございます。

この事業は、事業の目的にありますとおり、新エネルギーを活用した脱炭素に資する研究開発を行う産学共同研究グループを支援することで、県内における脱炭素関連産業の振興を進めるとともに、県内企業の脱炭素化の取組を促進するものでございます。

事業の概要ですが、(2)の脱炭素化技術研究開発費補助金といたしまして、産学共同研究グループ等が新エネルギーを活用した脱炭素化に資する技術の研究開発に必要な経費を補助するものでございます。

(3)の成果指標ですが、この事業の実施により、令和5年度から令和7年度の各年度において、2件の支援を目標としております。

事業年度は、令和7年度までの3年間でございます。

次に、25ページをお開きください。

改善事業、食品の安全認証取得等販売力強化事業でございます。

予算額は、1,500万円で、財源は一般財源でございます。

この事業は、事業の目的にありますとおり、HACCPに沿った衛生管理の義務化のほか、コロナ禍におけるバイヤーや消費者の衛生意識の向上及び物価高に対応するための県内企業の取組を支援することで、県外・海外に向けた販路開拓や取引拡大につなげ、食品製造業の振興を図るものでございます。

事業の概要ですが、(2)の①は、食品の安全管理に関する認証取得や、工場への危害要因を低減する施設改修に要する費用を補助するものでございます。

②は、食品開発センターの機器・ノウハウを活用し、商品開発などの伴走支援を行うものでございます。

(3)の成果指標ですが、この事業の実施により、翌年度以降に付加価値額が増加した事業者数として年7者、食品開発センターにおける技術移転件数といたしまして、年23件を目標としております。

事業年度は、令和7年度までの3年間でございます。

当初予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書では、67から84ページにかけて記載しておりますが、委員会資料で御説明したいと思っております。

委員会資料の40ページをお開きください。

まず、1の改正の理由でございますが、工業技術センター、食品開発センター、機械技術センターでの設備・機器の利用に係る使用料及び手数料につきまして、機器の新規導入や更新・処分に伴い、それぞれ項目の新設や変更・削除

を行うものでございます。

次に、2の、改正の内容についてでございますが、詳細は、次の41ページを御覧ください。

(1)の使用料につきましては、①機器の新規導入に伴いまして、多目的エックス線回析装置など10件の新設を、②機器の更新に伴いまして、電子線マイクロアナライザーなど4件の変更を、③老朽化した機器の処分等に伴いまして、3件の削除を行うものでございます。

続いて、42ページをお開きください。

(2)の手数料につきましては、同じく機器の新設・更新に伴いまして、5件の変更を行うものでございます。

これらの改正の施行期日は、令和5年4月1日からでございます。

○児玉雇用労働政策課長 当課の当初予算について御説明いたします。

令和5年度歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、263ページをお開きください。

当課の当初予算額は、14億269万8,000円であります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

265ページをお開きください。

下から2番目の(事項)女性・高齢者雇用促進費1,205万円でございます。

これは、説明欄1のシルバー人材センター支援事業におきまして、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会の運営費等への支援と、2のとおり、九州・山口生涯現役社会推進大会宮崎大会の経費をお願いするもので、本大会は、九州・山口各県の県民、企業、労働者、NPO・ボランティア団体、行政等が参加し、九州・

山口における生涯現役社会の必要性とその取組を、九州・山口各県及び全国に発信しているもので、本年10月に本県で開催予定であります。

次に、一番下の(事項)若年者就労促進費1億752万1,000円であります。

これは、若年者の就職支援や県内就職の促進に要する経費でありまして、説明欄2の改善事業、中・高校生の県内就職促進事業、説明欄3の改善事業、宮崎で働く魅力発信事業、及び次の266ページが一番上、4、改善事業、外国人材受入支援事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

その下の5、改善事業、就職説明会等開催事業におきましては、県内外の大学生や一般求職者と県内企業の出会いの場として、県内及び県外での対面での就職説明会や、オンライン形式の就職説明会を開催することとしております。

次に、その下の(事項)地域雇用対策推進費5,852万2,000円あります。

これは、U I J ターン就職の促進と、県内各地域の雇用対策に要する経費であります。

説明欄2の改善事業、就職氷河期世代就労支援事業では、就職氷河期世代の就職を促進するため、面接会の実施や出張相談による支援を実施することとしております。

また、3の改善事業、県外学生U I J ターン就職サポーター事業では、県外学生の県内企業への就職促進のため、県内の就職情報の提供や、県内企業への就職相談対応を行うほか、県内企業へのU I J ターン就職の調査分析や、県外学生の採用を希望する県内企業の人材確保への支援を行うこととしております。

次に、2つ下の(事項)働きやすい職場環境づくり整備事業費5,256万円あります。

これは、働きやすい職場環境づくりの促進に要する経費でありまして、説明欄1の労働相談事業では、県内の中小企業の労使双方からの相談事業の実施に要する経費、説明欄2の働き方改革促進事業では、仕事と生活の両立応援宣言と、働きやすい職場「ひなたの極」認証制度の普及啓発に要する経費や、働き方改革に関するセミナーの開催経費などをお願いしております。

説明欄3の改善事業、女性と高齢者の就業支援事業につきましては、後ほど委員会資料にて説明させていただきます。

最後に、268ページを御覧ください。

一番下の(事項)県立産業技術専門校費7億1,245万7,000円あります。

これは、下の説明欄にありますように、県立産業技術専門校において、技能労働者の養成等を行う経費や、離職者等の再就職を図るための職業訓練などに要する経費であります。

続きまして、主要事業について御説明いたします。

常任委員会資料の26ページをお開きください。

改善事業、中・高校生の県内就職促進事業であります。

予算額は、4,204万5,000円をお願いしております。

事業の目的ですが、高校生や中学生、その保護者や教職員に、宮崎で働くよさや県内企業の魅力を知る機会を提供し、県内企業への理解を深めてもらうことで、高校生の県内就職を促進するものであります。

事業の概要ですが、(2)事業内容①の企業情報等提供事業では、宮崎大学内にある産業人材育成プラットフォーム事務局が運営する高校生向けの就職総合情報サイトの充実を図ってまい

りますとともに、②の応募前ジュニアワークフェア開催事業におきまして、高校3年生を対象とした、対面による企業説明会を県内4地区で開催し、③の業界交流・企業説明会等開催事業では、中学生とその保護者向けの県内事業者との意見交換会、高校生とその保護者向けの就職体験ガイダンス、中高生の保護者や教職員向けの県内企業見学会及び研修会等への企業の講師派遣を行うこととしております。

(3) 成果指標でございますが、高校生の県内就職率を令和7年3月卒業生において65.5%とすることを目標としています。

事業期間は、令和7年度までです。

次に、27ページを御覧ください。

改善事業、宮崎で働く魅力発信事業であります。

予算額は、1,395万4,000円をお願いしております。

事業の目的ですが、県内外の大学生等に対し、インターンシップや就職に関する情報のほか、県内企業の魅力や本県で働く魅力を発信し、県内企業への就職を促進するものであります。

事業の概要ですが、(2)の事業内容の①県内企業インターンシップ支援事業では、学生と県内企業のインターンシップマッチングサイト「みやざきインターンシップNAVI」の運用や、令和5年度からの制度変更に合わせて、県内企業へのインターンシッププログラム作成支援等を行うこととしております。

また、②の就職情報発信事業については、大学生向け就職情報サイトによる情報発信や、学生の就職に影響のある保護者に、県内企業情報などを郵送で届ける取組等により、県内外の大学生の卒業後の県内就職の促進につなげてい

きたいと考えています。

(3) 成果指標ですが、インターンシップをはじめとするキャリア形成支援に取り組み、学生を受け入れた企業・団体数を、令和7年度に年85社とすることを目標としています。

事業期間は、令和7年度までです。

次に、28ページをお開きください。

改善事業、外国人材受入支援事業です。

予算額は、674万7,000円をお願いしております。

事業の目的ですが、外国人留学生の県内企業等への就職を支援するとともに、人手不足の解消や、グローバル展開を目指す県内企業等の留学生の採用や定着に向けた支援を行い、外国人材から選ばれる受入れ環境の整備を促進するものであります。

事業の概要ですが、(2)①のとおり、県内企業等向け支援としまして、採用に関する相談対応、受入れ環境整備や人材定着を支援するセミナーの開催等を行います。

また、②のとおり、留学生向けの支援としまして、本県での生活・就職活動における支援体制などの紹介や、県内企業等への就職に関する相談対応を行いますとともに、③の県内企業等と留学生のマッチング支援としまして、留学生向けインターンシップや企業見学の実施、留学生と県内企業双方の希望を聞き取り、面談会を実施することとしております。

(3)の成果指標ですが、留学生と県内企業等とのマッチング回数を、令和7年度に年45件とすることを目標としています。

事業期間は、令和7年度までです。

次に、29ページを御覧ください。

改善事業、女性と高齢者の就業支援事業です。

予算額は、4,579万3,000円をお願いしております。

事業の目的ですが、女性と高齢者それぞれに相談窓口を設置し、求職者と求人企業のマッチングによる就業支援などを行うとともに、県内企業の働きやすい職場環境の整備を支援し、女性と高齢者の就業促進を図るものであります。

事業の概要であります。②の(A)女性と高齢者への就業支援では、女性と高齢者それぞれの就業支援センターを設置し、それぞれのニーズに合わせた相談対応やセミナー等の開催、人材バンクによるマッチングにより、相談から就業までを一体的に支援していくほか、(B)職場環境整備のための支援では、①にありますとおり、働き方改革に取り組んでいる県内企業に対し、専門的なアドバイスができる人材を派遣し、職場環境の整備を支援し、②、③では、働きやすい職場づくりに積極的な企業を認証する「ひなたの極」認証制度において、引き続き普及推進員の配置と取組事例集の作成、先進事例の発信により、働きやすい職場づくりを推進してまいりたいと考えております。

(3)の成果指標ですが、この事業の実施により、令和6年度に、年間の女性の新規就業者数を100名、高齢者の新規就業者数を160名、「ひなたの極」認証企業数を年15社とすることを目標としています。

事業年度は、令和6年度までです。

当初予算については、以上であります。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に対する対応状況について御説明いたします。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の冊子の9ページを御覧ください。

⑧の「外国人留学生の就職・採用支援につい

て、本県で働くことの魅力が十分に伝わるよう、より積極的な広報を行うとともに、関係団体と連携しながら外国人労働者の確保に努めること」の指摘要望がございました。

本県が外国人留学生から就職先として選ばれるためには、外国人留学生に本県で働くことの魅力を十分に伝えることが重要であります。このため、県では、外国人留学生等就職・採用支援事業において、キャリア面談を行った留学生等に対し、本県の自然や食の豊かさはもとより、観光や外国人の方のための生活情報に関するパンフレットなどを活用しながら、本県で暮らす・働くための支援制度や魅力について発信を行っております。

また、九州7県、九州経済産業局、九州経済連合会により設立された九州グローバル人材活用促進協議会が運営している九州の企業と留学生をつなぐマッチングサイト「Work in Kyushu」においても、登録している九州内の留学生に対し、本事業や本県の魅力の周知に取り組んでいるところでございます。

さらに、本県で働く外国人材の好事例等を紹介する冊子を作成し、学校の就職ガイダンスや企業見学会などの場において、説明・配布するなど、本県の魅力のPRをする取組を行うこととしております。

今後とも、本県の魅力を十分に伝えるとともに、関係団体と連携しながら外国人留学生等の確保に取り組んでまいります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○二見委員 中身の質問に入る前に、今回、タブレット等を導入して御説明いただくようになったわけなんですけれども、今、3課からお

話しいただいた中で、こっちの歳出予算説明資料の順番と、こちらのタブレットの説明資料の順番が、雇用労働政策課は順番どおりに上から流れてきたんですけれども、前の2課は行ったり来たりしていたところがあったんですが、その順番の決め方とかについて、こだわりか何かがあったんでしょうか。

○高橋商工政策課長 私、今説明をしておりまして、確かにこの歳出予算説明資料と、この順番が、ちょっと違っていたなというのは、正直感じたところがございます、そこは大変申し訳ありません。

○二見委員 別に謝ることはないと思うんですけれども、初めてのことですからね、今後のこの説明の仕方について、やっぱり重要なものから説明資料があったのかなとも感じていたし。要するに、執行部から議会に対するプレゼンですから。どういうやり方をされるかは、どっちかというところと皆さん方がこだわりを持ってやってほしいなというところもあります。細かいことですが、今後、全体の流れにつながるかなと思ったので、部での御検討をお願いしたいと思います。

○西村委員長 ほかにありませんか。

○二見委員 まず、21ページのものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業についてお伺いしたいんですけれども、今回、①の経費支援は補助率が2分の1以内、上限が50万円ということで、②はコーディネーターを民間企業に委託してパートナーの発掘等をされるということなんですが、成約件数の目標は、令和5年度は2件ということになっていますけれども、それぞれ①、②について、どれくらいの数を見込んでの予算組みになっているのか、教えてください。

○佐々木企業振興課長 まず、スタートとして①のほうで、各企業の取組を補助していくわけですが、ここで今のところ支援しようと考えている企業数は、一応7社を考えております。

その7社の取組について支援をした上で、それらの企業について、②の海外販路のコーディネーターによる現地取引先候補企業だとかパートナーの発掘をするということでございます。

なお、②の民間委託企業ですけれども、大手の商社等で営業していた方々が退職した後に、いろんな企業の支援をしている企業がございまして、そちらへの委託を今のところは考えております。結果、②についても、その7社を対象にするというふうに考えております。

○二見委員 もう大体、その数が7社ということでの目標だということだと思んですが、あと分野的なところ、県内のものづくり産業の中でも、どういった分野を県としてやっていこうとしているのか。何せ、ものづくりの弱い宮崎県ですが、ある程度ターゲットを絞ってのことかなと思うんですけれども。

○佐々木企業振興課長 事業としては、特にターゲットに制約をかけているわけではございませんが、一つには、いわゆるフードビジネス関係、食品に関しては、ほかのいろんな支援もあるということもありまして、この事業では、一応、それ以外の業種、例えば、私どもの課でやっているものとしては、メディカル関係で、いろんな製品を作っている企業だとか、なるべく最終的に製品として、形を作って販売している、要は、部品とかではなくてですね。これまでの事例を見ていると、中間の部品などは、なかなか海外には売りづらいというか、なかなか成約が取りづらいというところもありますので、

なるべく最終製品を作っているような企業を対象に、支援をしてみたいと考えております。

○山下委員 決算特別委員会の指摘要望事項のことでお尋ねしたいんですが。

まず最初に、小規模企業者等の設備導入資金特別会計について、これは要するに、機械を買う人に融資をするということでしょうけれども、この「文書による督促、担保物件の売却等により回収を図ることとなりますが」と書いてあるのは、貸付けした機械を担保に取っているということなんですかね。

○島田経営金融支援室長 この小規模企業者等設備導入資金特別会計につきましては、高度化事業と宮崎県小規模企業者等設備導入資金貸付け、2つの貸付け制度がございます、それぞれの制度で必要な担保を取らせていただいているという状況でございます。

○山下委員 ならば、その担保物件を取ったところで、未収に相当するような額は、なかなか難しいということですね。

○島田経営金融支援室長 今現在、未収として残っているもの、かなり古いものも含まれておりまして、この未済として上がっているもの全て、会社が既に倒産、操業停止し、あるいは解散している案件でございます。連帯保証人等に調査をさせていただいた上で返済をお願いしているという状況でございます、それぞれの事情をお伺いしながら回収に努めているという状況でございます。

○山下委員 要するに、なかなか回収は難しいということではないんですか。

○島田経営金融支援室長 正直、回収が難しいものが含まれておりますというか、それぞれ回

収が、かなり困難な事案が残っていると御理解いただければありがたいと思います。

○山下委員 それでは、もう一つ、この外国人留学生の就職のことでお尋ねしたいんですけども。外国人留学生が就職したい、それを世話するということですが、こういう就職をしたいという人の職種なり、希望についての名簿はあるのでしょうか。

○児玉雇用労働政策課長 留学生の名簿とかいうのは特になく、留学生は割と広域で探されますので、私どものこのマッチングの事業を広く広報しまして、留学生の方から宮崎県のこういう仕事で働きたい、どの辺りで働きたいとかいう情報をいただいて、もう一方で、外国の方を受け入れたいという県内の企業に登録していただいております。場合によっては、留学生からのニーズに応じて県内企業に呼びかけたりして個別なマッチングをしている状況でございます。

こちらに、「Work in Kyushu」を御紹介したんですけども、おっしゃるとおり、なかなか留学生の名簿や企業の名簿はないんですが、この「Work in Kyushu」において、本県だけではなく九州各県で、受け入れたいという企業の登録が98社ございまして、本県でも11社程度でございます。また、本県を含む九州各県の留学生の方の登録は今のところ82名程度あって、そのサイトの中で、企業情報を見ていただいております。けれども、なかなかリストがあってマッチングをするという状態ではなくて、それぞれの方から細かく、本県のどこで働きたいかと、企業側のニーズをお聞きして、細かなマッチングが必要な状態でございます。

○山下委員 例えば、どういう業種に就きたいんだとか、どういう職種に就きたい希望者の人がいるかというデータは分かるのですか。

○児玉雇用労働政策課長 一人一人の状態によってマッチングをするものなので、どういう仕事に就きたいかというところも、なかなかデータがない状態です。

ただ、県内では、専門学校とかで、ホテル向けの授業をされているところもございまして、そういうところに通われている学生は、観光関係の職業に興味があられるので、そのような企業とマッチングを試みているところがございます。

あとは、やっぱり日本語の程度も、それぞれの留学生の方がどれぐらい日本語をお話しになれるかや、今後の御希望によって、業種については細かく御希望が異なるという状態がございます。

○山下委員 ならば、やっぱりなかなかマッチングも難しいわけですね。例えば、宮崎大学とか、宮崎の大学に海外から研修や勉強に来られていて、そういう方々は日本で仕事がしたいというような方は、あまりいらっしやらないのか。

○児玉雇用労働政策課長 宮崎大学の場合は、割と農業系のことを学ばれる学生が多いとはお聞きしております。もちろん、当事業で宮崎大学に対しても、事業紹介をしています。宮崎大学の学生は、割と農業系のことを学んで本国に帰られる方が多いというような状況は、お聞きしているところでございます。

○来住委員 商工政策課、250ページのちょうど真ん中辺りに、新規事業として、宮崎県地域経済振興100年企業顕彰事業というのがあるんですけども、私の記憶では、創業100年になった企

業名が、宮崎日日新聞か何かで出たような気がします。予算は96万5,000円ですが、具体的なこの顕彰事業の内容について、もう少し教えていただきたい。

○高橋商工政策課長 今、委員おっしゃったとおり、この宮崎県地域経済振興100年企業顕彰自体は、今年度から既に実施してございまして、今年度は、合計180社程度を創業100年ということで顕彰させていただいていたところでありませう。

例えば、一番古かったのは、西都市の「さどわら店」というところで、既に宮崎日日新聞にも載っておりますし、また県のホームページでも公表しているところでございます。この事業自体は、100年しっかりと頑張っていた、それを県民の皆さんに知っていただく、またこういった企業にぜひ頑張ってもらいたい、そういう企業の前向きなマインドを醸成していく観点から非常に重要だと考えてございます。来年度以降も、今回、新規として上げさせていただいてございますけれども、この事業によりまして、引き続き顕彰という形でさせていただければと考えております。

○来住委員 もう少し具体的に顕彰の内容を教えてください。

○高橋商工政策課長 内容といたしましては、100年しっかりと事業活動をやられてこれられて、ほかの企業の模範となるような、モデルとなるような企業を顕彰しておりまして、具体的な顕彰の中身は、表彰状とともに、例えば副賞を県として授与することによって、頑張っていたということ、形としても残すというものです。

○来住委員 単純に、創業100年を超えたのが180

社ですかね。今年はその180社に対して顕彰していくということになるのかなと。具体的に顕彰する基準としては、まさに創業が100年超えたというだけ、それが基本になるのですか。

○高橋商工政策課長 この顕彰の対象となる企業につきましては、今年度は、まずは、いろんな関係する団体の皆様からの推薦をいただきます。例えば、商工会議所連合会や商工会連合会とか、いろんな団体から推薦を募りました。その中から、ただ顕彰基準として100年というところだけではなく、模範となるような企業か、それ以外にも、例えば暴力団関係者じゃないとか、欠格条項も勘案しながら、最終的に177社。実際は、推薦団体からいただいたものは全て、特に欠格に当たるようなところがなかったですので、結果として177社になっております。

○来住委員 そうすると、今後は毎年、少しずつでしょうけれども増えますよね。今年だけは177社か。多分、来年度は、ちょっと少なくなるのかなと思うんですけども、毎年、そうやって顕彰していくということになるんですか。

○高橋商工政策課長 この顕彰自体は、今年度初めて行った関係で、非常に多かったんですけども、来年度以降につきましては、現時点で創業90年から99年の事業者、概数で申しますと400社ぐらいいらっしゃいまして、単純に割ただけでも、1年間40社程度になりますので、来年度以降、恐らく数としては下がってくるだろうと。ただ、今後、推薦団体から推薦いただくことになりますので、多少減ってくるだろうと予想はしてございます。

○来住委員 最後にもう一つ。具体的にその表彰する、それは一堂にやるのか、それともブロックごとに分けてやるのか、どうされるんでしょうか。

うか。

○高橋商工政策課長 正直、推薦者の数がどれぐらいになるのかというところが気になっていきます。例えば、今年度は、新型コロナの影響もございまして、県の講堂に177社が一堂に集まっていたのはかなり難しかったですので、その中から一部、20社、30社程度選抜して、お呼びさせていただきました。

ただ、来年度以降は、コロナの状況にもよりますけれども、できる限り、実際、来ていただいて、知事が直接表彰状を授与することによって、今後しっかり頑張っていこう、そういったマインドを持っていただけるような仕組みにしていきたいと考えております。数次第だとは思っています。

○西村委員長 関連でいいですか。今、来住委員が指摘をされた中で、私もこの100年企業は、昔から少しどうだろうかと思うところがあって。今、10年目でも20年目でも、しっかりしている新規企業もたくさんある中で、100年という老舗だけを持ち上げていくのがどうかなというところもあるんですけども、これ一度始めたらやめられないですよ。今の話で、90年のところが、あと10年待ったらもらえると思って、じゃあ10年後にやめたら、89年のところは、あら、うちはもらえるはずだったのにとということがあるかもしれない。

その継続性ということに関して、軽く始めて、もうこれは終わりが無い事業になってしまうことがどうなのかということと、かつては、100歳以上の高齢者があんまりいないから表彰していたんですけども、今、市町村が100歳になった人に、いろんな表彰状配ったり、副賞を配ったり、ものすごい大変な事業になっていますよね。

企業ですから、そこまでは起こらないにしても、なかなかこれが負担になっていくのではないかなとも思うんですが、どのぐらいのウエートを持って、この事業を始められて——始めたときに、私は課長に、「こういうの始めて大丈夫ですか」と言ったんですけれども——新年度もやっていくことに関してどうなのか、ちょっと伺いたいです。

○高橋商工政策課長 委員長から御指摘をいただいたことは承知をしてございまして、おっしゃるとおり、もともとこの100年企業顕彰を始めたきっかけといたしましては、新型コロナ、物価高騰、いろんな影響がある中で、やっぱり各企業にとってより前向きなマインドをしっかりと持っていただくこと、これが本当に重要だなと。いろんな商工団体からも御提案をいただいたこともきっかけといたしまして、させていただいたところでございます。

実際、新規事業として、記載はございませんが、現状では3か年度事業という形で上げさせていただいてございますけれども、委員長がおっしゃったとおり、今後、今創業90年のところは期待もするんじゃないか、そういったこともございますので、基本的に、この事業は、当面は続けていくよう考えていくのが筋だろうなと。それがひいては、前向きマインドの醸成という観点からも非常に重要だなと、私自身も思っておりますので、続けていくような形で考えております。

○二見委員 宮崎県地域経済振興100年企業顕彰事業は、これをやることによって、本当に何を伝えるかですよね。100年たった企業にとっては、県が表彰するというより、そこからみんなに学んでもらうこと、伝えたいこと、何を引き

出してくるかというところだと思うんです。もう100年も続く企業ですから、我々が何をしなくても立派なものを持っているわけです。そこを見出していないと、この事業って全く意味をなさない。表彰されているところは、結構喜んでいるところも聞きます。やっぱりこうやって光を当ててもらったというところ、自分たちの努力にスポットを当ててくれたということについて、非常に喜んでいらっしゃる場所もある。そういう100年続く企業の文化というものが、ほかの県内の企業とかに何を波及をしていくのかというところを、この事業を通じて、もっと広げないと意味がない事業なんですよ。そこまでしっかり検討して、今年度の事業の中に入っていないといけないのかなと思うんですけれども、そこら辺は何か取組事業、内容というのはあるんでしょうか。

○高橋商工政策課長 この事業で、今年度177社顕彰させていただいてございまして、一旦顕彰して終わりというわけではなくて、各企業ごとのプロフィールをまとめて、ホームページでも公表させていただいているところでございます。

正直、私自身、この100年企業のプロフィールを見る中で、非常に痛感しているところが一つございまして、本当に100年、ずっと同じ業種で頑張ってきているところ、まさしく各地域にとって、ずっと普遍的なニーズに対応してこられた企業もいる一方で、少なからぬ企業では、創業したときの事業からいろいろ変わって、新しいものにどんどんチャレンジされて今がある、本当にいろんな企業がいらっしゃるなと感じたところであります。

いろんな企業がこれだけ長く生き残るすべとしても、本当にいろんな手法があるんだなと感

じたところをごさいます、当然、委員おっしゃるとおり、どういったようなことを、より県民に対して伝えていくべきなのか、そこはしっかりと意識をさせていただきながら、来年度以降、取り組んでいきたいと考えております。

○二見委員 いろんな広報の中で言う、ホームページに載せたというのは、公表者だけで、一般の人たちには伝わっていないです。見ませんからね、そこまでの中身というか、自分たちがやるこの事業の思いというものを、しっかり届けていくということが大事なので、しっかりお願いしたいと思います。

中身、みんなが知らないことが分かるということは、いいことではあると思うんです。

別件で、就職関係で教えていただきたいんですけども、今回、中高生の就職、そして、その次の、宮崎で働く大学生向けの内容並びにUIJターンの中で県外学生向けの事業というものもあると思うんですが、その使い分け、UIJの学生といったら、普通に大学生の支援になるのかなとも思うんですが、目的の違いとか、事業の中身について教えてください。

○児玉雇用労働政策課長 まず、中高生の就職促進の事業につきましては、教育委員会とのすみ分けなどもさせていただきながら、学校現場における取組と私たち雇用のほうが持つ事業と、まず分けながら、ほかにも民間企業のほうで就職説明会とかもされていたりしますので、時期や対象がかぶらないように調整しながら進めているところです。

26ページの(2)の事業内容を御覧いただきますと、まず①が「アオ活！」という高校生向けの情報サイトを運営しております、こちらに県内の高校を卒業して県内の企業で働いてい

らっしゃる方たちの動画とか、企業のインタビューなどを載せたり、また、教育委員会では公立高校に対して就職支援の方を置かれているんですが、私どもは私立学校向けに同じような活動をする方を、県央・県南に1名、県西に1名、県北に1名置いておまして、就職支援ガイドンスとかを、学校の要望に応じながら支援をさせていただいているところをごさいます。

応募前ジュニアワークフェアは高校3年生を対象として、企業説明会を県内4地区で開催しております、今年度も開催したんですけれども、おおむね7月ぐらいに県央、都城、延岡、小林に企業に来ていただいて、それぞれの学校から、バスとか自転車とかで来ていただいて、187社、1,011人の方たちに、今年度は参加していただいたところをごさいます。令和5年度も同じように開催したいと考えています。

③の業界交流・企業説明会につきましては、まず、中学生と保護者のところなんですけれども、学校現場の御意見もお聞きしまして、中学2年生とその保護者を対象に、学校に企業などに来てブースを作ってもらって、生徒が希望するブースを回って、直接その企業の話聞いてもらうという取組をしたいと考えています。これは15校程度実施できたらと考えております。

職業体験ガイドンスにつきましては、高校1・2年生と、その保護者を対象に、学校側の授業内容、工業系とか商業系、農業系、普通科系、いろいろございますので、学校の御希望等も聞きながら20社程度来ていただいて、可能なものは体験をしていただけるような形で企業への理解を深めてもらいたいと考えています。5校程度実施できたらと考えております。

県内企業見学会と研修会への企業の講師派遣

につきましては、教員の方たちの研修会とか、保護者の方たちの集まりとか、そういう場を活用させていただきまして、グループ内でどういう企業の話を知りたいとか、場合によっては、U I J ターンされた方たちの話、U I J ターンされた方たちがどのように帰ってこられたかとか、今どんなふうに感じていらっしゃるかとかというような話を聞いていただいて、御家庭で子供と一緒に話などをさせていただきたいと考えています。できれば10回程度開催したいと考えているところでございます。

27ページの宮崎で働く魅力発信事業ですけれども、県内企業のインターンシップの支援事業になっております。来年度から、インターンシップの在り方が見直されまして、一部のインターンシップにおいては、もちろん広報開始後にはなるんですが、採用活動に使ってもいいということで制度が変更になりました。

これは今年度もやっているんですけども、現在、インターンシップを実施されている会社別に見ますと、9割程度のところが該当しないプログラムで実施されています。なので、中小企業の人手の確保につなげるために、新しいインターンシップ制度で、採用活動に認められるものへの移行を進めたいと考えているところでございます。

あわせて、採用活動に使えるものは幾つか要件があるんですが、長期休暇前に実施するという要件もありますので、長期休暇前にインターンシッププログラムの説明会も開催したいというふうに考えています。

大学生向けの情報提供については、今やっている「CHOICE」による関連情報の発信とか、県内外の大学に進学される際に、一度学校

を通じたアンケートをさせていただいておまして、今後、県内の就職情報や企業情報をお届けしてよろしいでしょうかということで、同意をいただいた方たちに対して、文書で県の就職の説明会であったりとか、企業情報をお届けするような取組を行っております。それも引き続きやっていきたいと考えています。

大学生のU I J ターンは、歳出予算説明資料の266ページの地域雇用対策推進費の3に、県外学生U I J ターン就職サポーター事業というふうに載せていますが、そちらで実施しております。サポーターを置きまして、学生の相談対応などに当たっていただいたり、大学側とコンタクトを取っていただいて、宮崎県で就職したいという学生がいれば、そのフォローをしていただいております。来年度からは、県内の企業で県外の学生を採用したいという企業の相談対応も、併せてしていきたいと考えています。

これではないですが、就職説明会開催事業で、県外での対面の就職説明会も福岡県と東京都でやることにしております。そちらの案内も大学生にしたいと考えているところでございます。

○二見委員 もう1点、今度は企業振興課で話が出たと思うんですけども、259ページの産業集積対策費の中で、企業との協働型人材育成事業というの、企業と生徒との連携みたいなことをされるということだったと思うんですが、これもやっぱり就職につながるような内容としてやっているんですか。

○佐々木企業振興課長 企業との協働型人材育成事業でございますが、今、委員からお話がありましたとおり、特にうちの課ではものづくり企業に学生を連れて行って、現場を見せて、企業の人とお話をしたりしていただいて、学生の

県内就職につながるような取組をしております。

個別に企業を回るようなものと、テクノフェアみたいな、イベント的に企業を集めまして、そこに工業高校の学生に来ていただいたり、学校で勉強したものを発表していただいたり、そういうものを通じて、県内のものづくり企業への理解を深めていただいて、将来地元に着いていただけるような考えを持ってもらえるものややっていきたいなと思っております。

○二見委員 雇用労働政策課は、何か地理的なもの、県内なのか、県外なのか、都市部なのかというようなところと各世代における情報提供の在り方、企業振興課では、ものづくり分野という特定の内容ですけれども。宮崎の場合は、進学とかで県外に出ていった先からこっちに戻ってきてもらうために、UIJの中でもそれぞれの分野があると思います。一括的に大学生といっても、理系なのか工業系なのか、文系なのかとか、いろいろな業種もあるので、それらのニーズに対応できる情報を、宮崎県としては持っておかないといけないと思うんですが、そこをしっかりと作り上げた上での就職説明になっているのかなと、ちょっと感じたところです。もちろん教育委員会との連携もあるし、企業振興においても工業系も、どうしても大手に一回引っ張られてしまうけれども。その後、戻ってきたいという人たちもいるわけなので。

今のUIJの中だと、若い人たちに特化になっているけれども、もうちょっと熟練した技術を持っている人たちが帰ってくるところも視野に入れた施策も必要なんじゃないかなと思うんですが、トータル的な人材募集のプランというのは、どんなふうになっているんですか。

○児玉雇用労働政策課長 今、委員がおっしゃ

いましたとおり、県内から県外に出られた場合に、大学生の意向もそれぞれでありますし、人生の節目節目で帰ろうと思われることもあられると思いますので、確かにその辺を視野に入れながら対策を検討していく必要があると思っています。

以前もお話ございましたけれども、高校生が、一回県外に出た場合に、また、宮崎県に帰ることを検討されるときに、どういう企業が宮崎県にあるかということを理解していただくということは、大変大事であると考えております。先ほど御説明したような事業とか、「ワクワクWORK!」という冊子で県内企業を紹介する事業とか、オンラインで高校生に県内企業の紹介をする事業とかもしておりますので、そういう事業を通じて県内の企業をよく知っていただいて、何か選択されるときに、ああいう企業があるということが頭に浮かんでいただけるようになるというふうに思っております。その辺の働きかけについては、私どもの事業の中でも、もちろん実業系ももちろんですけれども、普通科系も含めまして、取り組んでいきたいと考えているところであります。

もう一つは、県外に一度出られて、今度は県内に就職する大学生たちが、どういうところに就職をされているかとかということについても、来年度、研究をしてみたいと考えているところです。

○二見委員 いろいろな事業をせっかくやられているので、一回、全体的な青写真をしっかりと作り上げていったほうがいいかもしれないなと思いました。それぞれの世代の場合とか、また教育委員会とか、かなり横断的な話になってくるのかなと思いますから、農業分野だったり

か土木分野だったりとか、ここだけで完結できるような話じゃないので。宮崎県として県外の人材をしっかり引っ張ってこれる全体的な取組をやっている、それも一つのアピールになってくると思いますから、一度しっかり検討していただいたほうがいいかなと感じました。

この件については以上です。

続いて、就職氷河期世代としての思いがあつて伺いますが、この就労支援事業にも取り組んでいらっしゃるんですけども、ここら辺の実績はどうですか。話が出てきてから事業は進んでいるんですけども、あまり効果はまだ聞こえてこないものですか。

○児玉雇用労働政策課長 おっしゃるとおり、就職氷河期世代への就労支援というのはなかなか難しいところがございます。まず、どうやって情報を届けるかというところと、長く、非正規であったりとか仕事に就いていらっしゃるような方たちもいらっしゃいますので。私どもで就職氷河期世代を対象にした就職説明会を開催しておりますが、いろんな支援機関とプラットフォームを形成しておりますので、そういう支援機関やひきこもりがちな方、お子さんを抱える保護者の集まりの会に情報提供をしたり、今年度の同じような事業では回覧板に説明会の情報を入れたり。できるだけ周知に努めているところですが、その就職説明会は、今年度9月10日に宮崎市で開催したときに15社に対して38名、10月29日に都城市で開催したときに6社に8名、11月26日延岡市で開催したときに8社で11名と、やっぱりちょっと参加者が少ない傾向がございます。また、常時、マッチングのサイトでの支援もしておりますので、うちの事業を通じて1月末で一応内定者が18名ありまして、正

規が10名、非正規が8名になります。正規のほうがいいとは思うんですけども、長く仕事をされていない方でありましたら、最初は、やっぱり時間が短いほうがいいとかいうこともありますので、そこも寄り添いながらマッチングをしているところであります。

サポートステーションでそういう方たちの就職支援をしていただくんですけども、今年度はちょっと手薄でございましたので、来年度からは都城と延岡のステーションに、10日ずつなんですけれども、それぞれ1人ずつ入っていただいて、こちらのほうからお誘いする、出張型の支援に取り組みたいと考えているところでございます。

○二見委員 意外といろいろされているんだなと、そういうものの情報もやっぱり電波とかに乗っていかないと伝わらないので、もうちょっとアピールしてほしいなと思いました。今はネット社会なのかもしれませんけれども。それこそなかなか光の届いていないところだと思うので、我々も気をつけながらやっていきたいと思っていますけれども、引き続き温かくサポートしていただきたいと思います。

○重松委員 29ページの女性と高齢者の就業支援事業について、働きやすい職場「ひなたの極」認証制度に選ばれるためのポイント、どういうことを改善してどういうことを変更された、切り替えたとか、いろんなことがあろうかと思いますが、そのポイントを教えていただきたいなと思います。

○児玉雇用労働政策課長 私どもでこういう認証制度は、家庭と生活の両立応援宣言と「ひなたの極」と2つ取り組んでおります。家庭と仕事の両立応援宣言は、事業主の方に、我が社で

はこういう取組をしますという宣言をしていただいて、従業員の方に周知をしていただいて、皆さんで取り組んでいただく。対しまして、「ひなたの極」は、社会保険労務士にも相談しまして、ある程度項目を定めて審査をしております。書類の審査と実地の審査を併せて行ってございまして、おおむね8割以上合格されたところに対して認証をさせていただいてございまして、認証式をさせていただいております。

○重松委員 実際、そこの現場で働いている従業員の声とかもキャッチされていらっしゃるのでしょうか。

○児玉雇用労働政策課長 認証を受けていただいた後に事例集を作成して、そちらで「ひなたの極」の取組を一般の企業にも普及させていきたいと考えてございまして、その際、従業員の御意見も伺ったりいたしますが、大分働きやすくなったとかいうお声は聞くところでございます。会社にとりましても、求人応募者数が増えたという話を聞くこともございまして、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○重松委員 本当に素晴らしいことだと思うんですが、それを県内の企業の各社にどのようなアナウンスの仕方をされていらっしゃるのか。

○児玉雇用労働政策課長 先ほど御紹介しました事例集の配布などをしておりますので、それを御覧になっていただくとか、県庁ホームページなどでも公開しているところなんですけれども、来年度は、「ひなたの極」制度とか働きやすい職場づくりを広めたいと考えてございまして、アドバイザー派遣制度を使いまして、取り組んでいただく企業をどんどん増やして、極を取っていただく企業も増やしていきたいと考えております。

○重松委員 女性や高齢者は、どんどん大事になってくると思いますので、本当にこの素晴らしい仕組みを広げていただきたいと思います。

○二見委員 企業振興課の産業集積対策の中の半導体等先端技術の話、もう話題的には熊本県に行っているんじゃないかなと思います。正直、もう関連産業が向こうには、いろいろ何十社って来ているみたいで、どうしてもやっぱり宮崎県は乗り遅れたなという思いなんです。

その半導体の話を少しカバーしつつ、ほかに電気自動車とか今まで多少検討していたんでしようけれども、何か慌てて組み立てたのかなという感じがするんですが、ここまでの事業構築に向けてどれだけ計画を練ってこられたのかなということをちょっとお聞きしたいです。

○佐々木企業振興課長 今、二見委員がおっしゃったとおり、この分野に関しては、ここ数年コロナとか原材料高とか、いろいろなところで産業分野を問わず苦しんでございまして、中でも今回、例示として挙げておりますけれども、半導体分野とか電気自動車とか蓄電池、航空宇宙産業というのは、非常に先進的な技術を使った新しい産業分野で、国も含めて、今後の大きな成長が見込める分野だというふうに見ておりました。

特に、今おっしゃったようにTSMCが熊本県に立地するということもありまして、いろいろな可能性が今後出てくるんだろうなとは思っておりました。

ただ、こういった分野に、すぐに県内企業で取り組めるかということ、非常に技術的にもいろんな環境面でも、難しいところが多分にいろいろあって、すぐに県内で取り組みましようということが簡単には言えない分野だとも、一方で

考えております。

実際に、例えばこういった分野の企業に対して県内企業が取引を増やすことができるのかとか、場合によっては、県内にそういった新しい産業を生むことができるのか、あるいは、誘致をしなければいけないのかとか、いろんな選択肢なり取組の方向性はあると考えております。けれども、これまでにない分野でございますので、基本的にいろんな情報やノウハウが県内になかなかないというところで。まずは、こういった分野に関して、例えば、国内でどんなところが有力な企業で、今後どんな事業展開を考えているのかとか、いろんな情報を集めて、県がどういった角度で取り組んでいく必要があるのか、きちんと情報を集めて整理をしたいというところがございましてこの事業を考えたということでございます。

やみくもに、これやりますということではなくて、しっかりと事前に情報の収集なり調査検討を、ここは産学官の研究会と考えているんですけれども、特に宮崎大学にもそれなりにいろんな情報なり知識を持った方もいらっしゃいますので、そういった方々も含めて、県で一度、少し調査研究をしたいということで、この事業をやろうと考えているところでございます。

○二見委員 要するに、熊本県にも今いろいろなところが、企業立地で行かれていますけれども、どういったところが来ているかというような情報は取られているんですか。

○佐々木企業振興課長 現時点で、熊本のTSMCの周辺で、具体的にどのような企業が来ているかという情報は、まだつかんではおりません。ただ、熊本県自体もいろんな誘致活動を一生懸命やっておりますし、それ以上に企業側か

ら関連の産業、サプライヤーとかが立地したいと、集まっているというお話は聞くところではございます。

○二見委員 恐らく、縁のない宮崎県の企業で幾ら知恵を絞ったって生まれてこないと思うんですよね。どういったところが向こうにアプローチしているのか、その中で熊本のTSMCの周辺じゃなければならぬのか、これだけいろいろと道路交通網とかも整備されてきているし、インフラも本当にできてきているわけですから、じゃあ宮崎県内にそれを誘致できないのか。先ほど言われましたけれども、誘致のことも含めてですよね。とにかく、まず何かの足がかりになる情報を取っていかなければ、一歩前に進んでいけないんじゃないかなと感じるんですけれども。そのためには、やっぱりこっちから熊本県に行かなければいけないと思うんですが、そこ辺はいかがでしょうか。

○佐々木企業振興課長 場合によっては、私どもから熊本県に情報を取りに行くということもあろうかと思えます。今、九州経済産業局がこういったところに非常に力を入れておりまして、私どもにもいろんな情報を持ってきていただいております。特に今、人材不足も問題になっておりますので、九州各県が九州経済産業局を中心として、連携した活動をしているところでございます。

ある意味、TSMCの立地というのは国家プロジェクト的なところもございまして、なかなか我々に情報が下りてきていないものもあるんですけれども、この事業を使いまして、情報収集とその中身の分析等をしっかりやっていきたいなと思っています。その確度が、本当に正しい情報なのかどうなのかとか、今後の、数年先

とかも含めて、どんなふうの流れていくのかだとか、そういった情報を、しっかりつかんで、今後の県内の産業のために生かしていけるように取り組んでいきたいなと思っております。

○二見委員 やっぱ国家プロジェクトですからね、おっしゃったように。それをいち早く——できるのは仕方ないにしても、それに付随してくるところに我々も積極的にいかないと。これ、もう始まるのが、計画ができていわけだから、今からこの情報を取っていきますというのでは、どうしても遅い気がするんです。国の情報ならば、国の情報を取りに行くための手立てを打っておかなければならなかったのかなと思います。今後、しっかり対応していただくように。宮崎県にも波及効果を本当に引っ張ってくるんだという思いがなければできないと思うので、ぜひ期待も込めてお願いしたいと思います。

○山内副委員長 今のプロジェクト事業を、私は非常に期待をしています。ものづくりに関しては、マイクロエース——今年度、中小企業大賞を受賞された企業もあって、宮崎県でも、小さくても頑張ってる世界に誇る技術を持っている企業は、まだまだいらっしゃると思います。そういう企業が活躍できる舞台をつくるというのが県の役割だと思っていて、今、課長からも話がありましたけれども、九州経済産業局の情報、熊本県を引っ張ってくるというのは、やっぱり一つの企業では、なかなか難しいと思うので、そこをぜひ県が持ってきて、それを研究会の皆さんで収集して分析して、じゃあ宮崎県の今持っている技術でどんなことができるのか、どんな商品が出していけるのかというのをやっていけるような、ぜひ実行組織としての研

究会になるといいなと考えています。

あとは、人材育成という部分もありましたけれども、産学官連携ということなので、大学などは、ぜひ教授の知恵だけじゃなくて、今いらっしゃる学生に、ものづくりってすごく意義があって楽しい分野なんだと、これから成長する分野なんだということを、学生ともぜひ共有して、これからの宮崎県のものづくりを担う方たちに宮崎県に残ってもらおうというような部分に関しても、生かしていただきたいと思います。

○佐々木企業振興課長 我々も通常は、直接的な企業への支援の事業が多いんですけども、この事業では、しっかり取組の方向性も含めて検討してまいりたいと思います。

特に、大学に関しましては、この事業の中でも多く意見をいただきたいと思っておりますし、もう一つは、大学の技術を産業に生かすというところでいうと、次のページの、みやざきスタートアップ創出・成長促進事業でも、大学が県内で研究しているようなユニークな技術だとかアイデアを、産業として生かしていただくようなことをやりたいと思っております。県内の大学が持っているいろんな研究成果を企業にも共有していただいて、それをスタートアップというような形で産業化ができないかなということで、今お話ありましたように、ものづくりの産業、企業というのは非常に面白いものですよというようなことも一緒に伝えながら、そういったものに、ぜひつなげていきたいなと思っております。

○二見委員 僕も宮崎大学は地元の大学として大事だと思うけれども、この事業に関しては、僕は国立高専としっかり連携をしていくことが大事だと思います。実際、もう人材育成をする

ように方針も決まっているじゃないですか。この宮崎県には、初代卒業生とその後輩の満行議員もいらっしゃいますから、この人脈はフルに生かして、国立高専とのパイプをしっかり作って、そこから情報をもらえるようにしておかないと。この半導体関係については、絶対そっちのほうが重要ですから、ぜひそこは、しっかりお願いしたいと思います。もう答弁はいいです。

○山内副委員長 また別の質問になります。18ページの商工会事務局体制強化事業で、4商工会も対象に追加していただいたということは大変ありがたいなと思っています。

あと最近よく聞かれるのが、インボイス制度への対応について、非常に不安の声を県内の事業者の方から伺います。インボイスへの対応とか相談に関して、商工会も担っていくのかなと思うんですけども、そういう部分のフォローとか支援体制についてお伺いしたいと思います。

○高橋商工政策課長 インボイス対応につきましては、まず商工会、商工会議所では、大勢の方々を集めたセミナーをされています。それに加えて、セミナーに行く前段階として、そもそもインボイスって何なのか、自分にとって関係があるのか、いろいろな要望ございますので、そういった方々に対しましては、経営指導とか窓口指導だとか、そういった1対1の場面で個別に対応させていただいているような形があります。

最近、商工会の状況を聞いていますと、昨年末辺りから相談の件数も非常に伸びてきているような状況です。当然、商工会だけではなくて、今までも国税庁のほうでは一元的なコールセンターも設けられていたりだとか、いろいろな資料が乱立をしているような状況であります。

それにつきましては、県でもホームページの一元化をさせていただいて、例えば国税庁もチェックリストがあるんですけども、県のホームページでも非常に分かりやすい資料を掲載したり、またコールセンターの番号も紹介をして対応させていただいております。当然もし困れば、まずは商工会、商工会議所に御相談をいただくこともございますが、今、県全体として対応させていただいております。

○山内副委員長 私は個人的には、インボイス10月導入は延期すべきじゃないかなという考えではあるんですけども、やっぱりもう半年に迫ってきて、いよいよ関心が高まってきているという部分もありますので、ぜひその契機を捉えて、またしっかり必要な情報を伝えていただきたいなと思います。

もう一つ伺います。26、27ページ、先ほど県内就職促進に関して、今は中高生もしくは大学生向けのというお話がありました。その事業内容としては、企業の魅力を知っていただくという部分が強く受け止められたメッセージなんですけれども、一方で、ニュースとかを見ていると、大学卒の初任給を10万円アップするというような、本当に大胆な取組をして、少しでも人材確保をしようというような動きが、コロナ以降さらに本格化していくのかなという部分がありまして、情報発信だけじゃなくて、企業としてどのような取組をしたら人材を確保できるのかということに非常に悩んでいる事業者もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、そういった部分に対しての支援とか県の取組をお伺いしてよろしいでしょうか。

○児玉雇用労働政策課長 おっしゃるとおり、初任給のアップのニュースが多いんですけども

も、もう一方で、今就職をされる若い方たちの中には、給与ではなくて働きやすい職場に勤めたいと。例えば、しっかりと休みが取れるとか、もし自分が何か困ったときにどういう相談の体制が取られているとか、そういった点での働きやすい職場を求められる方も多くなっているところがございます。

私どもでは、働きやすい職場づくりに取り組んで、会社の取組、従業員に対する姿勢を見せていただくことで、若い方たちの就職にもつながる。また、もう一步、企業をよく知っていただくことで離職の防止にもつながっていくと考えておりますので、そういう働きやすい職場づくりに取り組んでいただく企業を増やしていただくという方向で、今、事業は展開しているところがございます。

○山内副委員長 就職説明会に参加するんだけど、ブースに学生が全然来てくれなかったというようなお話もよく伺うので、今すぐ何かしたら解決できるという話ではないですが、本当にこれから、さらに人材確保が難しくなってくると思うので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ちょうど時間となりましたので、一旦ここで休憩を入れたいと思います。午後は、1時10分再開いたします。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後1時7分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

効率よく審議したいと思いますので、要所を

絞って答弁いただきますようお願い申し上げます。

それでは、その他で質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑はないようですので、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○高橋商工政策課長 常任委員会資料の44ページをお願いいたします。

令和5年度商工観光労働部組織改正案について御説明いたします。

ページの中ほどに今回の組織改正の概要を記載してございますが、今般、オールみやぎ営業課の業務再編により、新たに国際・経済交流課を設置するものであります。

その内容としては、まず1つ目の黒丸についてでございます。県内在留外国人の増加や国際情勢の変化等に伴い、重要性を増す多文化共生社会づくりの推進や国際的人道支援など複雑化・高度化する課題に的確に対応するため、現行の国際交流・旅券担当を国際企画・旅券担当及び国際交流担当に再編するものであります。

また、2つ目の黒丸についてでございますが、県産品の販路開拓、販売促進等について、国内外を問わず一体的かつ効果的な取組を強化するため、現行の物産振興担当とグローバル戦略担当を再編し、物産・海外展開担当を設置するとともに、課の名称を国際・経済交流課とするものであります。

なお、一番下に組織図を掲載してございますが、左側は現在の組織、右側は改正後の組織となります。

続きまして、常任委員会資料45ページであります。

ここからは、みやぎ産業振興戦略の改定に

ついて御説明いたします。

本戦略の改定につきましては、これまでも本常任委員会で御報告させていただいてございましたが、今回その素案を取りまとめましたので御説明させていただきます。

まず1の趣旨についてであります。人口減少、少子高齢化の進行やコロナ禍を契機としたデジタル化の進展など、社会情勢は大きく変化し、将来の予測も不確実性を増しております。このような中、現行戦略の推進期間の終了に合わせまして、今後4年間に取り組むべき商工業に関する施策の基本的方向等を示すため、戦略を改定するものであります。

その下にこれまでの経緯を記載してございますが、これまで県内事業者に対するアンケート調査、県内各地域での意見交換、また11月には有識者や関係団体の皆様と意見交換を行い、昨年末の本常任委員会において、骨子案の御報告を行っていたところであります。

次に、2の概要は、常任委員会資料の47ページ以降で御説明させていただきます。

表題2、みやざき産業振興戦略(素案)の概要でございますが、こちらに基づき説明いたします。

まず一番上の項目の次期戦略の位置づけでございますが、県総合計画長期ビジョンを具現化するための商工業に関する分野別計画でありまして、推進期間といたしましては令和5年度からの4年間としたいと考えております。

その下の項目の、時代の潮流でございますが、先ほど申し上げましたように、人口減少・少子高齢化、気候変動と自然災害、新型コロナ、デジタル化など不確実性が高まっている状況にございまして、そうした状況において、その下に

本県の課題として記載しているものに対しまして、的確に対応していく必要がございます。

一番下の戦略の目標と基本姿勢についてありますが、本戦略では付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を目標に掲げております。本戦略の基本姿勢につきましては、現行の戦略では宮崎県企業成長促進プラットフォームなど、産学金労官による支援の輪、ネットワークと企業は共に歩み、新たな価値をつくる共創というものを一つの軸としていたところであります。

次期戦略では、これに加えて、不確実性が高まる中であっても、新しいことに積極的にチャレンジしていく自己変革を新たなもう一つの軸に据えまして、未来につながる産業づくりに挑戦し、確実に成果につなげていく、これを次期戦略の基本姿勢としたいと考えております。

次に48ページをお願いいたします。

こうした基本姿勢を基にいたしまして、次期戦略では大きく二つの方針を設定しております。1つ目の方針は、みやざきの経済と雇用を支える企業・産業の持続的発展と競争力強化のためのチャレンジ支援であります。既存事業をしっかりと持続的に発展させていくとともに、先ほどの基本姿勢にのっとりまして、新たなことへのチャレンジを後押ししていくことがこれまで以上に重要となってくることから、この方針を掲げたところであります。

本方針は11項目を掲げてございますが、次期戦略において特に新たにに取り組む内容を中心に記載させていただいております。まず項目1でございますが、デジタル変革への対応支援や脱炭素経営の転換等に取り組んでまいります。

次に、項目2につきましては、県内経済を牽引する役割が期待される成長期待企業や次世代

リーディング企業等への集中支援などを行ってまいります。

項目の3と4でございますが、成長産業の育成加速や先端産業への参入促進に加えまして、戦略的な企業立地を進めてまいります。

項目5と6であります。商店街等の新たな魅力の開発やデジタル技術の活用への支援を行うとともに、観光振興につきましては、この後説明を行います宮崎県観光振興計画等に基づきまして、観光メニューの磨き上げや宮崎の魅力を生かした観光の推進などに取り組んでまいります。

一番下の7につきましては、次期戦略により新たに設けた項目でございます、事業継続計画の策定や事業継続につながる新事業展開への支援などに取り組んでまいります。

49ページをお願いいたします。

一番上の項目8では、この後御説明いたします宮崎グローバルプラン等に基づき、県産品の輸出促進など海外への展開促進を進めてまいります。

項目9では、次期戦略からの新たな取組といたしまして、スタートアップ企業の育成などに取り組むこととしております。

その下の項目10と11につきましては、起業・創業に挑戦しやすい環境づくりのほか、貴重な経営資源を次世代へ引き継ぐための事業承継、引き継ぎ支援に取り組んでまいります。

次に、方針2、みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保であります。方針1を推進していくためには、産業人材の育成・確保を図ることが大変重要でございますことから、この方針を掲げているところです。

項目の1につきましては、働きやすい職場環

境づくりを推進するとともに、新たな取組といたしまして、経営者や従業員などのスキル向上につながる学び直し等を促進してまいります。また、一番下の2につきましては、宮崎で暮らし、働く魅力のPR、インターンシップ等を推進し、若者の県内就職と離職防止を促進してまいります。

50ページをお願いいたします。

一番上の項目の3では、県内企業とUIJターン希望者とのマッチング支援やワーケーションの推進などによりまして、県内への移住やUIJターンの促進に取り組んでまいります。

その下の項目の4と5であります。女性や高齢者など多様な方々が働き続けられる職場環境づくりやマッチング支援を推進するとともに、本県の重要な労働力であります外国人材の県内企業への受入れ促進、サポートセンターなどによる暮らしへの支援にも取り組んでまいります。

その下の6は、次期戦略より新たに設けた項目でありまして、本県産業のデジタル化を加速するため、デジタル技術を学ぶ機会の提供や人的ネットワークの強化などを通じたデジタル人材の育成・確保を強化してまいります。

7では、技能者の育成・確保を図るため、児童・生徒のものづくりへの関心を高め、技能者の高い技能を次の世代へ継承してまいります。

一番下に本戦略の推進に向けてという箇所がございますが、次期戦略の二つの軸としてございます、自己変革と共創を常に念頭に置きながら、関係機関が一丸となって本戦略を推進すること等としてございます。

51ページをお願いいたします。

主な成果指標でございます。基本的には現戦略の指標を踏襲しながら、デジタル化の推進や

スタートアップ企業の育成など、次期戦略に新たに盛り込む内容に対応した新たな指標も設定したところであります。

46ページにお戻りいただいて、一番下の箇所、3の今後のスケジュールでございます。本日、御報告した後に、パブリックコメントを実施いたします。その後、本日の委員会やパブリックコメントでいただいた御意見、その後の動向の変化などを踏まえた必要な修正を加えた上で、6月定例会におきまして、議案として御提案させていただきたいと考えております。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時19分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、企業立地課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○松浦企業立地課長 企業立地課の当初予算について御説明いたします。

令和5年度歳出予算説明資料の企業立地課のインデックスのところ、269ページをお開きください。

当課の当初予算額は10億7,895万1,000円となっております。

主な事業について御説明いたします。

271ページをお開きください。

中ほどの(事項)企業立地基盤整備等対策費2,128万5,000円であります。

説明欄の1、企業立地基盤施設整備事業は、企業立地の受皿となる県営工業団地の維持管理等に要する経費であります。2の地域工業団地整備促進事業は、市町村が実施します工業団地の整備や調査、分譲促進のための取組に対して、その一部を補助する経費であります。

その下の(事項)企業誘致活動等対策費3,069万4,000円であります。

説明欄の1、情報収集整備事業は、企業誘致活動に係る職員の旅費、需用費等の経費や、県内各地域の企業立地促進協議会への負担金などであります。説明欄3の、誘致対象企業開拓事業は、企業立地を促進するため、インターネットや民間企業のネットワークを活用して、企業の地方進出の動きやニーズを的確に捉え、立地可能性のある企業を効率的に新規開拓するために要する経費であります。

次に、(事項)立地企業フォローアップ対策費9億4,360万6,000円であります。

272ページをお開きください。

説明欄2の企業立地促進補助金について、常任委員会資料の30ページで説明いたします。

企業立地促進補助金は既定事業であります。予算の枠内で新たなメニューを追加しましたので、説明させていただきます。

予算額は9億4,276万円です。この事業は、事業の目的にありますとおり、企業の本県への投資を促し、雇用の場を創出するため、工場建設や事業所開設等の初期投資や、新規県内雇用者数等に応じた支援を行うものであります。

事業の概要ですが、(2)事業内容の①から③は従来から取り組んでいる事業でありま

す。

①の企業立地促進補助金は、立地企業の投資額や新規県内雇用者数等の実績に応じた補助を行うものであります。

②の立地企業人材確保支援事業補助金は、県外から進出する立地企業に対し、県内で事業を立ち上げる際の従業員の採用や研修などに要した経費を補助するものであります。

③の企業立地支援事業サポート補助金は、立地企業への賃貸を目的に、新たに工場やオフィスなどの建物整備を行った者に対し、その整備に要した経費を補助するものであります。

④の中山間地域企業立地強化事業補助金が令和5年度新設のメニューとなりますが、中山間地域において企業等による情報通信業等の事業所開設を支援する市町村に対し、その支援に要した経費を補助するものであります。

現在の①の企業立地促進補助金において、中山間地域も含めて投資や雇用に応じた支援を行っているところですが、一定の用地や雇用の確保が必要な製造業や流通業が中山間地域で企業立地することは、諸条件が厳しいのが現状であります。

そこで、テレワーク等の柔軟な働き方の進展で、地方でも都市部と同じ働きが可能となった今、若者や女性、UIJターン者等に魅力ある雇用の場を確保するため、インターネット利用サポート業、アニメーション制作業等の情報通信業や、経営コンサルタント業やデザイン業をはじめとする学術研究、専門技術サービス業などの製造業などと比較すると、事業を始めやすい、いわゆるオフィス系の業種を営む事業所開設を支援する事業を新たに追加することとしたものです。

①から③は企業に対する直接補助としており、④については市町村を通じた間接補助としております。

(3)の成果指標ですが、この事業の実施により、令和5年度から令和8年度までの4年間で、新規企業立地件数120件、中山間地域における新規事業所開設数20件を目標としています。

○海野観光推進課長 観光推進課の当初予算について御説明いたします。

お手元の令和5年度歳出予算説明資料、観光推進課のインデックスのところ、273ページをお開きください。

令和5年度の当初予算額は、ページ一番上の行、左から2列目の欄になりますが、15億7,000万9,000円となっております。

内訳であります。一般会計につきましては、2行目の15億3,072万4,000円、特別会計につきましては、7行目の3,928万5,000円で、内訳はえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計が485万円、3つ下の行、県営国民宿舎特別会計が3,443万5,000円であります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

276ページをお開きください。

上から3つ目の(事項)観光情報活動事業費4,115万8,000円であります。説明欄の改善事業、観光デジタルプロモーション強化事業4,115万8,000円は、本県観光サイトのリニューアル等による情報発信機能の強化により、本県観光の認知度向上と観光誘客の一層の推進を図るものであります。

277ページを御覧ください。

1つ目の(事項)観光交流基盤整備費6,659万9,000円であります。

説明欄の1、改善事業、ポストコロナに向けた稼ぐ観光地域づくり推進事業4,484万9,000円は、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の説明欄の2、改善事業、ユニバーサルツーリズム受入環境整備事業2,000万円につきましては、ユニバーサルツーリズムに関して旅行者等に向けた情報発信や相談に対応するため、ユニバーサルツーリズムセンターを運営するとともに、宿泊施設や観光施設の改修・設備導入に対する支援を行い、ユニバーサルツーリズムの環境整備充実を図るものであります。

続いて、(事項)国内観光宣伝事業費6億3,888万1,000円であります。

説明欄の1、改善事業、九州広域連携観光誘客事業478万円は、九州内からの誘客促進のため、NEXCO西日本との連携による高速道路周遊割引企画等、ドライブ情報の発信や大分県との共同事業を行うものであります。

説明欄の4、改善事業、教育旅行誘致・定着促進事業費3,063万1,000円は、教育旅行の誘致・定着化を図るため、貸切りバスの借り上げ費用や旅行会社の商品企画開発に対する補助などを行うものです。

説明欄の5、新規事業、観光みやぎき需要回復・再生プロジェクト事業5億8,424万5,000円は、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

続いて、(事項)国際観光宣伝事業費1億4,906万1,000円であります。

説明欄の3、改善事業、海外市場デジタル活用誘客促進事業2,300万円は、今後のさらなるインバウンドの誘客のため、東アジアやASEAN等の今後誘客が期待できる国や地域に対し、SNS等の媒体を活用したデジタルマーケティング・プロモーションなど、戦略的な誘客対策

を行うものであります。

説明欄の4、改善事業、みやぎきインバウンド誘客回復・強化事業9,635万円は、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

続いて、一番下の(事項)スポーツランドみやぎき推進事業費2億5,007万5,000円でありませ

278ページを御覧ください。

説明欄の3、改善事業、プロ野球キャンプ管理・運営事業828万7,000円は、春・秋に行われるプロ野球キャンプで必要な器具の管理や、グラウンドキーパー等のキャンプ運営に必要な人員を確保するものであります。

次に、説明欄の4、改善事業、スポーツランドみやぎき誘客推進事業8,500万6,000円は、スポーツキャンプ・合宿等の誘致実績を伸ばすため、主にアマチュアスポーツ合宿の誘致セールス活動や、インセンティブとなる助成制度等を行い、スポーツランドみやぎきの推進強化を図るものであります。

説明欄の5、改善事業、スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業7,837万5,000円、及びその一つ下の説明欄の6、新規事業、屋外型トレーニングセンター管理運営事業5,280万円ではありますが、こちらについては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

説明欄の7、改善事業、屋外型トレーニングセンター開設準備事業790万6,000円は、屋外型トレーニングセンターの4月供用開始に向け、4月15日、16日に実施する開所式及びキックオフイベントの準備運営を行うものであります。

以上が、一般会計の事業であります。

続いて、特別会計でございます。

279ページを御覧ください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計であります。(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費485万円ですが、アイススケート場の維持補修費や事務費であります。

280ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計であります。(事項) 国民宿舎「えびの高原荘」運営費1,185万7,000円、その下の(事項) 国民宿舎「高千穂荘」運営費2,257万8,000円ですが、国民宿舎施設の維持補修費や事務費などとなっております。

続きまして、主な新規重点事業について御説明いたします。

常任委員会資料31ページを御覧ください。

改善事業、ポストコロナに向けた稼ぐ観光地域づくり推進事業であります。

予算額は4,484万9,000円を計上しており、財源は国庫が2,236万4,000円、一般財源が2,248万5,000円であります。

次に、事業の目的につきましては、ポストコロナ時代に向けた地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げ、観光地の受入れ環境整備に対して支援するとともに、地域を牽引する観光人材を育成し、県と市町村、観光関係団体、観光事業者等が一体となった観光地域づくりに取り組むものであります。

次に事業の概要ですが、(1)の事業の仕組みは、県観光協会に対する補助や市町村や市町村を構成員に含む観光協議会等に対する補助を行うものであります。

(2)の事業概要につきましては、①外部専門人材配置による観光地域づくり支援では、県観光協会に外部専門人材を配置し、観光地域づくりの取組に対する助言や支援を行うものであ

ります。②観光みやざき創生塾では、地域の中核となる観光人材を育成するものであります。③稼ぐ観光地域づくり支援では、新しい観光ニーズやテーマ別観光に対応した観光資源の掘り起こし、磨き上げや地域連携による周遊・滞在型観光への取組に対しての補助や、自然景観を生かした観光や体験型観光、ペットと一緒に楽しむ観光に対応した観光施設等の受入れ環境整備に対する補助を行うものであります。

(3)の成果指標としまして、みやざき観光情報旬ナビに掲載しております体験メニュー数を、令和4年度の49件から令和5年度には57件にすることを目指しております。

事業期間は令和5年度となっております。

続きまして、32ページを御覧ください。

新規事業、観光みやざき需要回復・再生プロジェクト事業であります。

予算額は5億8,424万5,000円を計上しており、財源は全額宮崎再生基金となっております。

事業の目的であります。この事業は新型コロナウイルスの長期化により低迷する観光需要を回復し、観光再生の加速化を図るとともに、宮崎県置県140年を契機として、本県の魅力を国内外に発信するため、県内周遊促進事業やプロモーション等に取り組むものであります。

次に事業の概要ですが、1の周遊促進事業として、本県の強みを生かした「5つのS旅」、神話、食、スポーツ、自然、森林による県内周遊促進対策を実施するものであります。

2の遊客促進事業では、全国を対象とした県内旅行割引キャンペーンや、県内旅行会社と連携した交通つき旅行宿泊支援、路線バスやタクシー利用の割引支援を実施するものであります。

3の観光事業者等との連携プロモーションで

は、交通機関との連携や県外事務所による首都圏プロモーション、民間事業者との連携や観光関連イベントでのプロモーションを実施するものであります。成果指標として、この事業の実施により、観光消費額30億円を見込むとともに、県内魅力の再発見や県内観光の需要回復、観光事業の継続を図り、誘客の定着化につなげてまいります。

事業の期間は、令和5年度となっております。

続きまして、33ページを御覧ください。

改善事業、みやざきインバウンド誘客回復・強化事業であります。

予算額は、9,635万円を計上しております。

事業の目的であります。重点市場を中心とした誘客を行うとともに、官民一体となった新たなテーマ型観光での誘客に取り組み、インバウンドの誘客強化を図るものであります。

次に、事業の概要ですが、(2)①の現地セールスプロモーションでは、重点市場である韓国、台湾、香港や中国、ASEAN市場等を対象に、海外事務所を活用した現地での情報発信強化や商談会出展等に取り組みます。

②の重点市場からの誘客回復促進では、韓国、台湾、香港の現地旅行会社が造成する宮崎空港・隣県空港を活用した旅行商品への支援を行います。

③の新規コンテンツ造成・販売力強化では、本県の豊かな自然や文化を生かすことのできるアドベンチャーツーリズムの商品化支援、セールスやフォローアップ支援に取り組み、欧米豪や富裕層の誘客促進を図ります。

④のクルーズ誘致セールス強化では、大きな経済効果が期待できる海外クルーズ船誘致に向けたセールスプロモーションに、地元自治体と

連携して取り組むとともに、クルーズ専門メディアを活用した情報発信を行います。

(3)の成果指標については、これらの取組によりまして、外国人延べ宿泊客数、令和7年度32万6,000人、国際クルーズ船寄港回数、令和7年度30件を見込んでおり、インバウンドの早期回復につなげてまいります。

事業の期間は令和5年度から令和7年度となっております。

続きまして、34ページを御覧ください。

改善事業、スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業であります。

予算額は7,837万5,000円を計上しており、財源は宮崎再生基金が6,599万円、一般財源が1,038万5,000円、国庫が200万円であります。

事業の目的であります。スポーツキャンプ・合宿の全県化に取り組み、新たなキャンプ・合宿の誘致や県外からの誘客数を増加させ、観光業をはじめ県内に大きな経済効果を創出したと考えております。

次に、事業の概要ですが、(1)の事業の仕組みについては、市町村や県観光協会への補助金、また、県と市町村などで構成している国内外代表受入実行委員会をはじめとしたスポーツキャンプやイベントの各受入れ実行委員会への負担金が、主な事業スキームとなっております。

(2)の事業内容としましては、①の市町村が整備するスポーツ施設等の環境のための支援や、②の来年度新たに開催されるなど、不定期に開催されるスポーツイベントへの支援、また、③の国内外代表チームが本県で合宿する際、その受入れに必要となる経費の一部負担、さらに④の来年度供用開始する屋外トレーニングセンター等への誘致セールスを行うため、職員旅費、

セミナーの開催やコーディネーターの委託に要する経費を計上しております。

(3)の成果指標として、県外からのキャンプ・合宿延べ参加者数について、令和3年度の12万8,578人から令和7年度には22万5,000人に増やすことを目指します。

事業期間であります、令和5年度から令和7年度であります。

続きまして、35ページを御覧ください。

新規事業、屋外型トレーニングセンター管理運営事業であります。

予算額は5,280万円を計上しており、財源は一般財源が4,280万円、ネーミングライツ収入として1,000万円であります。

事業の目的ですが、4月に供用開始する屋外型トレーニングセンターの管理運営を行い、スポーツランドみやぎきのブランド力の向上をはじめ、プロスポーツキャンプ等の誘致による観光振興や県内の競技力向上を図ることとしております。

次に、事業の概要ですが、(1)の事業の仕組みについては、県が指定管理者に委託料を支払う仕組みとなっております。

(2)の事業内容ですが、施設名は宮崎県屋外型トレーニングセンターであります。④の設備につきましては、天然芝のサッカー・ラグビー場や400メートルトラック、ハイブリッド芝を備えた多目的グラウンドをはじめ、クラブハウス、室内練習場などを備えております。⑤の管理運営につきましては、株式会社馬原造園、フェニックスリゾート株式会社、株式会社MR Tアドを構成員とする共同事業体シーホース宮崎が指定管理者として施設の管理運営を行うこととなります。

(3)の成果指標として、スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業と同様、県外からのキャンプ・合宿延べ参加者数について、令和7年度に22万5,000人を目指します。

事業期間ですが、令和5年度から令和7年度であります。

○吉田オールみやぎ営業課長 オールみやぎ営業課の当初予算について御説明いたします。

お手元の令和5年度歳出予算説明資料、オールみやぎ営業課のインデックスのところ、281ページをお願いいたします。

オールみやぎ営業課の令和5年度当初予算額は、10億557万3,000円となっております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

283ページをお願いいたします。

まず、上から6行目の(事項)海外渡航事務費5,700万7,000円であります。これは、パスポートの発給などを行う業務及び申請窓口の運営に要する経費であります。

次の(事項)国際交流推進事業費2億2,232万8,000円あります。まず、説明欄5の改善事業、多文化共生地域づくり推進事業3,133万円は、県民と外国人住民が共に地域の一員として協力し合う多文化共生の地域づくりを推進するため、様々な普及・啓発事業や外国人住民支援に取り組むものであります。

次に、9の改善事業、外国人材受入環境整備事業4,094万1,000円は、外国人住民等への生活全般に関する相談対応を、多言語で一元的に行います相談窓口の運営や、日本語教育を実施するものであります。

10の新規事業、宮崎県人会世界大会開催事業1億円につきましては、後ほど常任委員会資料

で御説明いたします。

次の(事項)海外技術協力費511万円であります。これは、県費留学生を本県で受け入れ、研修機会や修学の機会を提供することにより、本県とブラジル等との良好な国際関係を構築するものであります。

続きまして、284ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)貿易促進費1億1,922万6,000円であります。

まず、1の改善事業、みやざき海外拠点運営強化事業3,849万4,000円は、上海・香港に海外事務所を設置し、現地のマーケット情報の収集や人的ネットワークの構築などを行い、県産品の輸出拡大と本県への観光誘客を図るものであります。

次に、3の改善事業、みやざきSHOCHU輸出促進事業2,982万6,000円は、国内外での焼酎のプロモーションや情報発信を行うことにより、県産焼酎の輸出額や出荷額の拡大と焼酎産業の振興を図るものであります。

次に、4のみやざき加工食品海外販路拡大支援事業1,970万2,000円は、輸出に取り組む県内の地域商社及び生産者等が行う海外の販路開拓に係る活動経費を補助するとともに、企業の販路拡大に向けた支援のための体制づくりを行い、海外での販路拡大のサポートを行うものであります。

6の新規事業、発酵×AIで北米に切り込むSAMURAIプロジェクト推進事業1,200万円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)県産品販路拡大推進事業費3億7,147万2,000円であります。

まず、説明欄1の県産品振興事業1億4,284

万4,000円は、新宿みやざき館KONNEに係る維持管理費等であります。

続きまして、285ページをお願いいたします。

5の改善事業、県産品PRイベント・フェア展開事業5,164万9,000円、6の改善事業、バイヤー等向け県産品販路開拓事業1,231万円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、ページ中ほどの(事項)県外広報対策費3,302万5,000円であります。説明欄1の県民総参加!ひなたプロモーション事業3,221万3,000円は、本県の多様な魅力の統一的なコンセプトであります「日本のひなた宮崎県」を用いまして、県民からの声も積極的に取り入れながら、観光や食、スポーツ、歴史、文化、生活環境といった本県の様々な魅力を発信するものであります。

それでは資料を替えていただきまして、常任委員会資料の36ページをお願いいたします。

新規事業、宮崎県人会世界大会開催事業は、置県140年となります令和5年、2023年に国内外の本県出身者やゆかりのある方が本県に一堂に会する宮崎県人会世界大会を開催するものであります。

予算額は1億円で、財源は宮崎再生基金を活用いたします。

事業内容は、シーガイアコンベンションセンターにおいて、記念式典や歓迎レセプションを、また、ふるさと巡りツアーなどを開催し、参加者にふるさと宮崎への思いを共有していただきたいと考えております。

成果指標としましては、大会参加者数の目標を1,700名としております。

事業の期間は令和5年度です。

次に、37ページを御覧ください。

改善事業、県産品PRイベント・フェア展開事業は、県産品PRイベント・フェア等を開催することにより、県産品の販売促進、認知度向上、販路開拓につながるコロナ後の早期経済復興を図るものであります。

予算額は5,164万9,000円で、財源は宮崎再生基金を活用いたします。

事業内容につきましては、(2)にありますとおり、大手百貨店等での県産品のPRイベント・フェア、物産展等の開催を考えております。

成果指標としましては、(3)にありますとおり、物産展等参加事業者数を現状の年間250社から、令和7年度には年間400社へ、物産店等売上額を現状の年間1億円から、令和7年度には年間2億5,000万円とすることを目標としております。

事業の期間は、令和5年度から令和7年度です。

次に、38ページをお願いいたします。

新規事業、発酵×AIで北米に切り込むSAMURAIプロジェクト推進事業は、AI技術を用いた味覚分析技術を活用しまして、北米市場でのマーケットインの食品開発を支援することで、県産品の輸出拡大を図るものであります。予算額は1,200万円で、財源は一般財源を活用いたします。

事業内容は、(2)にありますとおり、①AIによる北米市場向け食品づくりの支援は、AI技術を用いて米国人の嗜好を分析し、北米市場に向けた発酵食品の開発を支援するものであります。②北米市場食品展示会・商談会等の出展・テストマーケティングは、①で開発した発酵食品等の米国市場での見本市や商談会の出展・

テストマーケティングを実施するものであります。

成果指標としましては、(3)にありますとおり、本プロジェクトによるマーケットインの商品づくり、年3件を目標としております。

事業の期間は令和5年度となっております。

次に、39ページをお願いいたします。

改善事業、バイヤー等向け県産品販路開拓事業であります。この事業は、首都圏を中心とした大都市圏での販路を開拓することにより、県産品のさらなる販路拡大につなげるものであります。予算額は1,231万円で、財源は国庫補助金及び一般財源を活用いたします。

事業内容につきましては、(2)にありますとおり、①首都圏バイヤー事情に精通した企業体に委託し、県内事業者へのマーケット情報の提供や商談機会を創設し、②大規模商談会等への県内事業者の出展支援を図るといったものでございます。

成果指標としましては、(3)にありますとおり、商談成約事業者数を現状の年間12社から令和7年度には年間20社へ、商談成約金額を現状の年間2,600万円から令和7年度には年間4,500万円とすることを目標としております。

事業の期間は、令和5年度から令和6年度となっております。

続きまして、43ページをお願いいたします。使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

1の改正理由につきましては、旅券法が一部改正されたため、旅券の発給に関わる手数料額の改定等を行うものであります。2の改定の内容につきましては、1つ目は申請した旅券を受け取りに来ず、未交付のまま失効させた者が、

失効後5年以内に再度申請する場合、未交付となった旅券の発行経費を勘案した額の徴収が可能となるため、条例別表第2の手数料額の一部を改正するものです。

2つ目は、旅券の査証欄、いわゆるビザページの増補制度が廃止されますため、手数料の額等の規定を削除するものでございます。

3の施行期日につきましては、旅券法の一部改正の施行日であります、令和5年3月27日となっております。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○来住委員 トレーニングセンターに関して一つ、二つ確認したいと思います。

1つ目は、本会議の中で、私は、部長答弁の前に、屋外型トレーニングセンターの整備に至るまでの経過を、当然、本会議でもお聞きしますからということで、経過についての文書を頂いておりました。

その文書で一番肝心なのは、フェニックスリゾート株式会社から、オーシャンドーム跡地に屋外型トレーニングセンターの誘致を行いたい意向を受けたことから、平成27年8月25日、シーガイアで、誘致についての記者会見を行ったと。

部長の答弁では、そこは丸っきり抜けていたんです。あなたの答弁では、そこは全くなくて、県では国において屋外系競技等の拠点施設の在り方について調査研究がなされていたことから、宮崎市及びフェニックスリゾート株式会社とともに、オーシャンドーム跡地へ国が整備するトレーニングセンターの誘致に取り組んできたところありますという内容だったんですね。

これは意図的にそれを抜かしたのかどうかは

分かりませんが、僕は、もともこの話は県のほうから出発したものなのか、どこから出発したものなのかというのが一番気になっています。

さっき言いましたように、2月21日に頂いた資料では、フェニックスリゾート株式会社から話があったということなんですね。それを確認しておきたいと思いますが、改めてよろしくお願いたします。

○横山商工観光労働部長 委員おっしゃったとおり、フェニックスリゾート株式会社からの提案というのがあってスタートしたということで、お示した資料のとおりでございます。答弁でそこを申し上げなかったのは、隠す意図は全くございませんでしたが、どうしても答弁時間の制約がございますので、結果としてその部分を申し上げることができなかったということでございまして、フェニックス株式会社からの提案で誘致活動を進めたというのは、これまでも対外的にも何度も申し上げてきております。

○来住委員 本会議の場では、事前に部長の答弁の内容は聞いておりませんでしたし、耳もちょっとよくなくて、しっかり聞き取れなかったこともあって反論しなかったんですけども、今日改めてそれについてはちゃんと言っておきたいというのが一つ。

それからもう一つ、委員会資料の35ページですが、成果指標ということで、県外からのキャンプ・合宿延べ参加者数について、令和3年度の12万8,578人を令和7年度には22万5,000人にしたいという意味だと思っておりますが、令和元年度は幾らなのか数字がありますか。

というのは、令和3年度というのは、コロナでかなり厳しいときじゃなかったのかなと思う

んです。そことの比較というのは、あまりどうなのかなと思うものですから、令和元年度はまだそういう点では少なかったのか。

それともう一つ前の平成30年度はどうだったのかというのがあれば、出していただきたいと思うんです。

○那須スポーツランド推進室長 令和元年度ですけれども、延べ参加人数が16万3,839人になります。

○来住委員 ちなみに、平成30年度は分かりませんか。

○那須スポーツランド推進室長 平成30年度が19万3,610人です。

○来住委員 分かりました。そこは非常に大事なところで、やっぱりコロナとの関係から見たときには、そこと比較したほうがいいと思いましたので、了解です。

○二見委員 確認です。歳出予算説明資料の277ページの教育旅行誘致は、各学校で使ってもらっているんですけれども、その行き先等のバランスは取れているんですか。教育旅行の誘致で、県北、県央、県南、偏りが無いようにということも考慮しながら、この事業をやってもらいたいという思いがあるだけけれども、そこ辺はどうだったかなと思ってお聞きしたんですが。

○海野観光推進課長 県内の教育旅行ということで、各学校、旅行会社から申請が上がってきたものは、順次ほぼ全て受け入れておりますが、特段こちらで地域ごとのバランスの指定はしておりません。

詳細については確認をさせていただきます。

○山下委員 これは一つ要望ですけれども、277ページの観光交流基盤整備事業、青島・都井岬観光資源保全事業は175万円ですよね。もう一つ、

説明資料の31ページ、ポストコロナに向けた稼ぐ観光地域づくり推進事業は4,400万円でやるわけですけれども、私は宮崎県の自然的な観光地というのは青島、都井岬だと思っているんです。

都井岬も、日南まで高速道路が通ると随分近くなります。今までは遠かったけれども、行きやすくなりますから、こういうところにもっと金を入れて、例えば、都井岬の馬に触れるとか乗れるとか。ちゃんと調教すればそういうこともできるんですよ。ですから、そういうものに金を入れてやらないと、都井岬だけではできないはずなんです。青島も整備に、じゃんじゃん金を入れてやらないと、あそこで金儲けはできないんですよ。

そういうところにもっと積極的に予算を費やしてやらないと、なかなか観光客は来ないんじゃないかなと思います。多めに予算をつけてやってほしいなと思います。

○海野観光推進課長 歳出予算説明資料277ページの一番上の(事項)観光交流基盤整備費の3、青島・都井岬観光資源保全事業は、青島地域の美化活動や都井岬の馬の保護活動をしている、各地元の市町村と民間団体、県が一体となった協力会等に対する負担金等、その地域の環境整備のために使われているものになります。

委員おっしゃるように、清武南から日南北郷までの区間の高速道路開通もございますので、県南地域にとっては観光面で非常に有利な状況になるということで、地元の日南市、串間市と一体となって、観光地域づくりと誘致に取り組んでいかないといけないと思っております。

常任委員会資料の31ページのポストコロナに向けた稼ぐ観光地域づくり推進事業では、市町村やその地域にある観光事業者が施設改修をす

るといったことにも使えますので、関係団体と意見交換しながら、県南観光の推進に資する取組をしていきたいと思っております。

○来住委員 事務的に聞きますけれども、委員会資料30ページの企業立地課です。今回から④中山間地域企業立地強化事業補助金を新設して市町村を支援するということになっていますが、いわゆる中山間地に企業を呼び込もうというものか。

細かく報告してもらわなくてもいいんですが、例えば従業員が最低何人以上だとか、何か1つの基準があるんだろうと思うんですね。それとも、市町村に補助を出すでしょうから、最低の基準というのはこうですよとか、原則みたいなものがあったら教えていただければ。

○松浦企業立地課長 ただいまの中山間地域企業立地強化事業補助金は、市町村に対する補助金ということで、委員がおっしゃられましたような雇用者数とか、そういった基準は設けておりません。

より小さい、1人でも事業所を開設するという場合には、市町村と一緒に支援する形で考えております。

○山内副委員長 委員会資料34ページのスポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業について伺いたいんですが、この事業は、スポーツキャンプ・合宿の全県化が目的ということなんですけれども、全県化されていない現状について確認をさせていただきたいです。

例えば、大体何市町に集中しているという現状を表すデータがあったら、お示しいただきたいです。

○那須スポーツランド推進室長 地域別ですけれども、例えば令和3年度を例として申し上げ

ますと、全体の数字ですが、県央で大体502団体、県南で37団体、県西で66団体、県北で29団体といった感じで、やはり県央地区に集中しているという現状があります。

○山内副委員長 具体的にどういうふうに広域化を進めていく事業なのか教えてください。

○那須スポーツランド推進室長 一つは、常任委員会資料の34ページにありますように、市町村の受入れ施設等の環境整備ということで、県の財政力指数と比較して、その指数に応じて施設の補助をしていくということで、このあたりは経済効果的なものも一つ、考慮の要素としてはあるんですけれども、もう一方で全県化という意味で県南地域や県北地域、県西地域も考慮しながら、施設もしくは設備の補助を行っていきたいと考えています。

同様に、②の大規模スポーツイベントにつきましても、イベントの大きさ、規模等にもよりますけれども、やっぱり全県的に経済効果等がしっかり及ぶようなイベント等に、それぞれの地域に応じた形で支援等を行ってまいりたいと考えているところであります。

○山内副委員長 いい施設があったとしても、やっぱり遠いから、なかなか遠くまで足を運ぶことができないという現状もあると思いますので、具体的に考えたときに広域化って結構難しい話じゃないかなと思ったところですので、そこは今後も注目しないといけないなと思っています。また、根拠がないわき話なんですけれども、キャンプとか合宿の受入れの際に宿泊施設がアスリートメニューに対応できなくて、食事に選手向けの料理が提供できないという話があって施設を変えてしまったとか、もしくは宮崎県から鹿児島県に合宿する場所を変えてし

まったというお話を聞いたことがあって。またちょっと確認をしないといけないなと思っているのですが、コロナ禍だけじゃなくて、宮崎県からなぜ離れていったのかという部分の分析も必要かなと思います。もし、宮崎県から離れて行ったチームがあるのであれば、どういう原因があるのかを把握されていたら教えてくださいませんか。

○那須スポーツランド推進室長 近年、例えばプロチームやJリーグ、プロ野球、そういったところで大きく数的な変動があるわけではございません。Jリーグですと17チーム、プロ球団ですと楽天の2軍を含めて7チーム、見えているところです。どちらかという、アマチュアの特に屋内系のスポーツは、非常にコロナ禍の影響を大きく感じているところで、誘致を働きかけても、環境面も考慮して来られていなかった面はあろうかと思っています。

先ほどお話に出ました食事の部分ですけれども、アスリート向けでないのといったような具体的な話は、特に伺っておりません。一般的に、スポーツチームの場合はキャンプ合宿、練習試合の相手といった部分も比較的大きな部分を占めていますので、全県化に向けては、例えば県北ですとか、県西、県南あたりで、既に合宿がある程度定着してきているチームを中心に練習試合を組めるような環境というのも、一つポイントになってくるかなと思っています。

○二見委員 委員会資料39ページの、バイヤー向けの県産品販路開拓事業、改善事業なんですけれども、今年度の予算は幾らぐらいだったんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 令和5年度は立てつけを変えておりますので難しいんですけ

れども、おおむね同様の予算額でございました。

○二見委員 同様の予算額で、令和5年度はちょっと成果を上げていこうという見通しでやっていたらということですか。というのも、1,200万円ぐらいかけて売上が2,600万円じゃ、ちょっと申し訳ない事業のような気もして、これがしっかり発展していつているという説明があれば、まだ我々も納得しやすいんですけども。この事業の経緯、経過報告も含めて何か話があればお願いします。

○吉田オールみやざき営業課長 バイヤー向けの販路開拓につきましては、もともと首都圏にコーディネーターを置いて、その方の御尽力で百貨店等を開拓しておりましたが、高齢でお辞めになりたいというお話がありましたので、今年度からは企業に委託をする形で実施しております。予算額としては大きく変わってはいないんですけども、ただ、企業に委託をしたことで販路をたくさん持っていらっしゃる企業を選定することができましたので、その方を活用して首都圏に攻め込んでいきたいと考えております。

事業費につきまして、費用対効果というお話がございましたけれども、我々としましては費用対効果をきちっと発揮できるように、その販路開拓企業とも連携して頑張っていきたいと思っております。

○二見委員 今回、新たなところに委託することができたから令和7年にこれだけの伸びを見込めるということでしょうか。

○吉田オールみやざき営業課長 あともう一つ、改善事業でお願いをしております再生基金を使った県産品PRイベントフェア展開事業がございまして。この事業も活用する中で成果を出し

ていきたいと考えております。

○二見委員 そうなるとかなり予算が増えてしまうけれども。要するに、最終的に商談契約金額と事業費とが本当に見合っているのか。新しく契約ができた取引がちゃんとつながっているのか。こういったところが県内の産業の発展につながっているのかという効果をしっかり見極めないといけない話なので、そこ辺の説明をいただきたいんです。

○吉田オールみやざき営業課長 委託事業者からはきちんと成果についてフィードバックをいただくことになっておりまして、その情報をまた県内事業者にきちんとつなぐことで、消費者が欲するような商品開発であったり、パッケージであったり、あるいは味であったり、そういうところをきちんと伝えられるようやっていきたいと思っております。

○二見委員 いや、経済効果が——要するに販売額が増えていっているという、今まで取り組んできたことの成果はどのようになっているんですか。向こう側が求めているものの情報収集という事業じゃないと思うんです。販売促進だから、販売額が伸びていっていなければ意味がないし、もしこれで売上金と予算とが変わらないんだったら、その商品をこっちで買っているのと同じじゃないですか。それじゃ意味がないわけです。やっぱりこの事業を通して首都圏での販売額が伸びていっているということがなければ意味がないから、そこ辺の効果を聞いているわけなんです。

○吉田オールみやざき営業課長 御指摘の点、ごもっともかと思っておりますので、きちんとやっていきたいと思っております。

○山内副委員長 屋外型トレーニングセンター

なんですけれども、4月スタートということなんですけど、現時点で予約状況など報告いただける部分があればお願いいたします。

○那須スポーツランド推進室長 屋外型トレーニングセンターの現在の予約状況なんですけれども、2か月前から一般の予約等を受け付けておりまして、今、4月の予約が入っている状況であります。ちなみに4月の予約状況は、ラグビー・サッカーグラウンドが延べ22団体、それから多目的グラウンドも延べ22団体、室内練習場が7団体となっております。稼働日数は21日です。その他、例えばプロスポーツのキャンプ合宿等については、ラグビーのリーグワン、それからJリーグ、このあたりから4～5チーム、施設の視察も含めて興味を示していただいている団体があり、4月以降視察等にお見えになるといったような動きもございます。

○山内副委員長 ラグビー・サッカーグラウンドが延べ22、多目的グラウンドが延べ22、室内練習場が7団体ということなんですけれども、こちらはもう全て県外の団体の利用になるのでしょうか。あとプロ、アマとかも、もう一度確認させてください。

○那須スポーツランド推進室長 すみません、詳細な資料を持ち合わせていないんですけれども、この時期はプロのキャンプ合宿はあまりございませんので、アマチュアがほとんどということになります。

恐らく県内中心になろうかと考えております。

○山内副委員長 稼働日数21日ということなんですけれども、この日数は当初、県が想定している利用日数と比べるといかがなんでしょうか。想定を上回っているのか、下回っているのかか、教えてください。

○那須スポーツランド推進室長 稼働日数は4月ということもあって、G7の会合等の関係で稼働できない期間が一定期間ございます。それ以外については、ほぼ毎週火曜日がお休みになっていますので、それ以外の日は、ほぼチームの予約をある程度いただいているような状況であります。

○山内副委員長 分かりました。今のところ、運営上、混乱が生じそうとか、何か起きそうだったから対処したというような事案はあったんでしょうか。

○那須スポーツランド推進室長 今は特に何か混乱が生じているとか、そういったような状況ではございません。3月末までにしっかり施設の完成に結びつけて、4月以降しっかりと管理運営できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○重松委員 新規事業の発酵×AIで北米に切り込むSAMURAIプロジェクト推進事業の件です。ちょっと聞き逃したのかもしれませんがけれども、もう一度、この事業の背景と、北米に限定したのはどういう理由なのか教えてください。

○吉田オールみやざき営業課長 この事業は北米向けに発酵食品を磨き上げるという事業でございますが、北米の方々に、今、発酵食品が非常に注目されているという事情が1つと、あと市場としてかなり大きい、その割には県内事業者がなかなか進出できていないという状況を踏まえまして御提出させていただいているところでございます。

○重松委員 発酵食品はおみそ、しょうゆ、どんなものなんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 発酵食品全て

ですけれども、基本的にはみそ、しょうゆ、あとはビール等々も入ってくるかなと思っております。

○重松委員 分かりました。「SAMURAI」をつけたのはどういう意味なんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 なかなか入り込んでいけないところに入り込んでいくという勢いといいますか、そのようなところを表現させていただいております。

○重松委員 頑張ってください。

○海野観光推進課長 先ほどの二見委員からの県内教育旅行の状況についてですけれども、令和3年度の実績等、県内のどちらあたりに訪問されているかを見ますと、宮崎市とか日南市とか青島、日南海岸方面というのはやはり多くなっております。都城市や延岡市では、地引き網体験。都城市だと高千穂牧場が多くなっているんですけれども、霧島ファクトリーガーデンとか島津邸とか。あと小林市、日向市、串間市。それから西都市の西都原考古博物館等、主要な市の施設には行かれていらっしゃるようです。あと高千穂町、高鍋町のルピナスパーク、綾町の体験といったところに行かれている状況があるようでございます。今年度の分については取りまとめ中ということでございます。

○二見委員 大体行かれている場所は分かるんですけども、その割合です。やっぱり学校の規模とかにもよるから、それを踏まえた上である程度うまく県内を回していくように、向けていく必要があるのかなと思っているから今お聞きしました。そうじゃないと県内の各地域から不平不満の声が出てきたりして困るじゃないですか。そこら辺もしっかり見ながら推進していったほしいなと思っています。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○海野観光推進課長 常任委員会資料の52ページをお願いいたします。

宮崎県観光振興計画の改定について御説明いたします。

本計画の改定につきましては、これまでも本常任委員会で御報告を随時させていただいておりましたが、今回、その素案を取りまとめましたのでその内容について御説明いたします。

まず、1の趣旨についてですが、人口減少・少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症による旅行需要の減少、観光ニーズの多様化、デジタル化の進展、持続可能性に対する意識の高まりなど、観光を取り巻く環境は大きく変化しております。このような中、本県観光の振興を県政の重要な課題と位置づけ、県だけではなく観光に携わる様々な機関が連携し、総合的かつ計画的に観光の振興に取り組むために宮崎県観光振興計画を改定するものであります。

その下にこれまでの経緯を記載しておりますが、昨年6月の常任委員会において計画の改定について御報告を行って以降、市町村や市町村観光協会、観光事業者等との意見交換を行ってまいりました。

また、10月には県観光審議会において委員の皆様から本県観光の進むべき方向等について御意見を伺うとともに、12月の常任委員会におきましては骨子案の御報告を行ったところであります。

続きまして、資料の53ページを御覧ください。

2の概要についてであります。まず、(1)計

画の位置づけですが、県総合計画長期ビジョンを具現化するための観光に関する分野別計画であり、(2)推進期間としましては、令和5年度から8年度までの4年間としております。また、(3)目指す姿につきましては、大きく3つの姿を目指すこととしております。1つ目は、「地域住民や観光関連事業者等による持続可能な観光地域づくりが推進され、地域社会が活性化するみやざき」、2つ目は、「観光資源の掘り起こし・磨き上げと効果的な情報発信により本県の魅力が向上し、認知され、国内外から多くの観光客が訪れるみやざき」、3つ目は、「「スポーツランドみやざき」でスポーツの魅力を感じ、感動してもらうことで、心も体も再生し、訪れる人々に、明日への希望と活力を与えるみやざき」であります。

この3つの姿を踏まえ、「魅力実感！感動と元気あふれる「観光みやざき」～CHALLENGEみやざき、新しい景色へ～」を本県観光のスローガンとして取り組んでまいりたいと考えております。

資料の55ページを御覧ください。

観光の現状と課題についてであります。まず、観光を取り巻く環境の変化ですが、先ほど御説明させていただきましたように、観光を取り巻く環境は大きく変化しております。そうした状況において、本県観光の現状としましては、通過型観光になっていることや九州外からの観光客はあまり多くないという状況があります。

その下に、本県観光の課題として記載している周遊・滞在型観光の推進や、九州外からの観光誘客、外国人観光客の誘致推進、デジタル技術の活用、スポーツランドみやざきの取組強化などに積極的に取り組んでいく必要があると考

えております。

続きまして、資料の56ページをお願いいたします。

まず、基本方針についてであります。次期計画では大きく4つの点、みやぎの魅力を最大限に生かした観光の推進、観光サービスの高付加価値化と持続可能な観光への取組、戦略的なプロモーション、デジタル技術の活用を基本方針として掲げ、具体的な施策に取り組むこととしております。

その下の取り組むプロジェクトについてであります。ただいまの4つの基本方針に基づき、4つの大きなプロジェクトに取り組むこととしております。

プロジェクト(1)国内外から選ばれる観光地域づくりについては、周遊・滞在型観光推進のための観光資源の磨き上げや地域の観光を牽引する観光人材の育成、利便性と満足度向上のための基盤の整備等に取り組んでまいります。

プロジェクト(2)みやぎの強みを生かした誘客の推進については、本県ならではのテーマ観光の推進や世界ブランド等を生かした観光の推進、MICEや教育旅行の誘致・定着の推進に取り組んでまいります。さらに、観光関連事業者等との連携や広域連携による取組も進めてまいります。

プロジェクト(3)外国人観光客の誘致の強化推進については、東アジアを重点地域とした誘客対策、欧米豪や富裕層など新規市場の開拓、クルーズ船の誘致等に取り組んでまいります。

プロジェクト(4)スポーツランドみやぎの推進については、国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上、スポーツキャンプ・合宿及びスポーツイベントの全県化・通年化・

多様化の推進、スポーツツーリズムの推進等に取り組んでまいります。

続きまして、資料の57ページを御覧ください。

数値目標につきましては、7つの成果指標を設定しており、いずれも過去実績の最高値を上回る目標を掲げております。

観光入り込み客数や宿泊客数、観光消費額の数値については、国の観光立国推進基本計画において、令和7年度に令和元年度水準まで戻すことを目標としていることを受けまして、本県の計画においても同様の考え方で令和7年度に令和元年度の水準まで戻し、令和8年度はそれを上回る数値ということで設定をしております。

54ページにお戻りください。

3の今後のスケジュールですが、本日の御報告後にパブリックコメントを実施した後、本日の委員会やパブリックコメントでいただいた御意見等を踏まえ必要な修正を加えた上で、6月定例会におきまして、議案として提出させていただきたいと考えております。

○吉田オールみやぎ営業課長 常任委員会資料の58ページをお願いいたします。

みやぎグローバルプランの改定についてでございます。

本計画は、令和元年6月に策定したみやぎグローバルプランにつきまして、計画年度の令和元年度から令和4年度のうち、約3年もの間、コロナ禍による大きな影響に見舞われまして、各種の取組が道半ばでございますことから、大きな方向性は継承しながら、1、趣旨の1つ目にありますように、世界情勢が大きく変動する中、世界の潮流を見極め、変化に的確に対応しながら、社会・経済・産業の活性化を図ることが重要との認識の下、本県の持続的な発展に向

け、輸出促進や観光誘客による世界の活力の取り込みや、多文化共生社会づくりの推進、グローバル社会で活躍する人づくりなど、今後4年間のグローバル関連施策を総合的かつ計画的に推進するため改定を行うものでございます。

これまでの経緯であります。本計画は、2021年12月以降、県内事業者、県民、外国人住民へのアンケートや有識者による懇話会、常任委員会への報告等を通じまして、皆様からの御意見を伺いながら改定作業を進めたところであり、本日の報告に至ったものでございます。

2、概要ですが、60ページ、みやざきグローバルプランの改定について③をお願いいたします。

計画概要であります。みやざきグローバルプランは、先ほどの改定趣旨の下、県総合計画のグローバル関連施策に関する部門別計画、また、多文化共生や日本語教育の推進計画としても位置づけ、関係部局により構成する推進本部による進捗管理を行いますとともに、海外拠点機能の活用、関係機関等との連携・協働を図りながら推進してまいります。

また、推進期間につきましては、令和5年度から令和8年度までの4年間としております。

61ページをお願いいたします。

みやざきグローバルプランでは、「世界の活力をとりこむ」、「世界とつながる」、「世界とともにあゆむ」という3つの理念を掲げまして、施策Ⅰ、グローバル経済交流の強化、施策Ⅱ、多文化共生社会づくりの推進、施策Ⅲ、国際交流の促進とグローバル社会で活躍する人づくり、の3つの施策の柱の下、各種施策に取り組むことで、「世界に開かれ、世界を舞台に躍動するみやざき」を目指してまいります。

次に、3つの施策の柱ごとの主な取組について御説明いたします。

62ページをお願いいたします。

まず、施策Ⅰ、グローバル経済交流の強化につきましては、1、海外への展開促進、2、海外からの誘致推進、3、経済交流を担う人材の育成・確保、4、交流基盤の維持・充実、の4つの分野で取り組ましまして、このうち、1、海外への展開促進の取組では、新規事業でお願いしておりますAIを活用したマーケットインの商品開発などデジタル技術の活用による商品改良の支援や、EC等の新たな流通チャネルの活用などの取組を行ってまいります。

また、2、海外からの誘致推進では、海外市場のデジタルマーケティングの推進など、コロナの中で進展したデジタル化への対応も見据え、取組を行ってまいります。

63ページをお願いします。

施策Ⅱ、多文化共生社会づくりの推進につきましては、1、外国人住民への支援としては、外国人住民向け一元的相談窓口の運営のほか、2、外国人と共生する地域社会づくりの分野における地域住民と外国人住民が相互に交流する場づくり等に取り組んでまいります。

施策Ⅲ、国際交流の促進とグローバル社会で活躍する人づくりでは、1、国際交流の促進の中で、今年10月に開催します宮崎県人会世界大会を契機とした本県出身者とのネットワークの再構築とその活用を図りますとともに、2、グローバル社会に対応できる幅広い人材の育成の分野では、引き続いて、教育現場での国際理解教育に取り組むことと併せ、SDGsの意識について教育の分野で浸透を図る、持続可能な開発のための教育——ESDの取組を進めることと

しております。

64ページの成果指標につきましては、①から⑤は経済交流に関する指標、⑥から⑨は多文化共生の意識や国際交流関連の指標として掲げておりまして、庁内に設置しております推進本部の下で進捗管理を行いながら、プランを推進していくこととしております。

59ページの、みやざきグローバルプランの改定について②にお戻りください。

(4)では、ここまで説明いたしました素案の改定のポイントについて、1つ目は新型コロナの影響により、現行プランでの取組は大きな制約を受け、道半ばとなっておりますことから、大きな方向性は継承しつつグローバル関連施策の取組を加速すること。2つ目はコロナ禍を契機としたデジタル化の進展や環境を重視する価値観への転換など、世界情勢の変化を踏まえた施策を展開していくこと。また、3つ目は宮崎県人会世界大会等により、世界における本県のネットワークの再構築を推進すること、の大きく3点にまとめております。

3、今後のスケジュールであります。本日の素案で、委員からの御意見をいただきまして、パブリックコメントを経た上で最終案を取りまとめ、6月の定例会に議案として提出させていただく予定としております。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○二見委員 両プランについて確認です。令和元年度と比較して、目標値はどのようになっていますか。コロナ前の状況と令和8年度の設定、先ほど課長からも少し説明があったんですけども、そこを確認しておきたいと思っております。

○海野観光推進課長 資料の57ページでござい

ますが、令和元年の実績は、観光入り込み客数が1,588万人回、延べ宿泊者数が432万人泊、うち外国人宿泊者数が33万人泊、観光消費額が1,832億円となっております。

県外からのスポーツキャンプ・合宿延べ参加者数は、令和元年度に16万3,839人、国外からのクルーズ船の寄港回数は、令和元年に11回でしたけれども、平成29年が最高で30回になっております。MICEの延べ参加者数は、令和元年度が14万8,827人でしたが、平成22年度が最高で29万2,164人ありました。

○吉田オールみやざき営業課長 みやざきグローバルプランの当初との比較でございます。*策定時の現況値と比較をさせていただきますと、輸出額については1,845億円でございます。農林水産物・食品の輸出額が71.3億円、輸出に取り組む企業・団体数が172社、訪日外国人延べ宿泊者数が30万人、国外からのクルーズ船寄港回数が9回、外国人や外国の文化・習慣などに対する偏見や差別があると感じたことのある県民の割合が19.7%、外国人住民が暮らしやすいと感じる割合85.9%、外国人や外国の団体との交流・国際協力に関する行事・活動に参加したことのある県民の割合13.7%でございます。県民のパスポート所有率が12.1%というのが策定時の現況値でございます。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして、企業立地課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

※89ページに訂正発言あり

午後2時43分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これより総括質疑を行います。

商工観光労働部全般についての質疑はございませんか。

○来住委員 先ほど報告で、みやぎき産業振興戦略の改定というのがありました。その中の、2つの方針と主な施策、みやぎきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保の最後に、7、技能者の育成・確保という項目がありました。これは改定ですからその前にも当然あったんだろうと思うんです。この確保の具体的な内容として、児童・生徒の段階からの「ものづくり」への関心の醸成・促進、それから訓練指導の質の向上など技能者の育成・確保というのが大きなた柱として出されております。技能検定の技術試験については本会議で議論をいたしまして、答弁をお聞きしました。それ以上の答弁はもちろん今の段階ではないと思います。

ただ私が申し上げたいのは、代表質問に対する答弁でも、私の一般質問に対する答弁でも、検討したいという内容だったと思います。こうやって皆さん自身が産業振興戦略の改定の中にも、具体的な技能検定試験とかそんなこと書いてないんですけども、しかし、内容は技能者の育成・確保という大きな項目が出されていて、技能者の育成・確保が大きな柱になっておりますので、そういう点から見てもぜひ検討を——私から言わせれば検討は1日あればできるぐらいの内容だと思います。検定試験を受ける生徒が少なくなった原因というのは非常に明確で、これはもう間違いなく手数料が引き上がったこ

とによるものでありますから。かなり深い理論的なものを解明しなきゃならんようなものでもないと思います。ぜひその辺について、改めてこういう改定との関係から見ても、早めに検討して結果を出したほうがいいと僕は思うんです。部長、今年度で卒業されますが、ぜひ何かあれば出していただきたいと思います。

○横山商工観光労働部長 技能者の確保の重要性というものは、私ども本当に承知しているつもりでございまして、この試験の手数料が事実上の引上げ——国が減免措置を縮減ということになりましたので、そのときどうするかと本当に悩みました。ただ、もともと国が財源を手当てして国として始めたものが、国の事情でなくなるということでありましたし、どれぐらいの影響があるのか、ちょっと状況を見る必要があるのではないかということもあって、ぎりぎりの判断として、そのまま国のとおりに引き下げるという形で縮減を受けるというふうにしたんですけれども、ただ、今回答弁でも申し上げましたように、高校生の受験の申請者数というのは本当に大幅に落ちました。予想以上に落ち込んだというところもありまして、本当に正直なところ、その要因をしっかりと分析する必要があると思っております。県内のこれまで受験していた高校でどういう理由でここまで落ち込んだのかということや他県の状況も見る必要があると思っております。そういったところもしっかり見た上で検討していきたいと思っております。

この技能者試験のこともそうですけれども、それ以外に子供たちに興味を持ってもらうところにも、しっかり力を入れていきたいと思っておりますので、そこの前提を含めてしっかり検討していきたいと思っております。

○来住委員 私はあまりくどく言うことは好きじゃありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○吉田オールみやざき営業課長 先ほど二見委員より、成果指標の令和元年度の実績について質疑がありましたけれども、大変申し訳ございません。私、策定時の平成29年度をお答えしておりましたので、令和元年度の数値をお答えしたいと思います。

まず、①の輸出額は2,000億円でございます。それから、②の農林水産物・食品の輸出額は107.3億円。③の海外展開を行う企業・団体数が178社。訪日外国人延べ宿泊者数が32万人。国外からのクルーズ船寄港回数が11回。外国人が暮らしやすいと感じる割合88.9%。外国人や外国の文化・習慣などに対する偏見や差別があると感じる県民の割合19.1%。外国人や外国の団体との国際協力に関する行事・活動に参加したことの県民の割合13.8%。県民のパスポート所有率12.4%でございました。大変申し訳ございませんでした。訂正いたします。

○西村委員長 そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上で商工観光労働部の審査全て終了いたしました。ここで今月末で退職される横山商工観光労働部長より御挨拶をいただきたいと思ひます。

○横山商工観光労働部長 私の県庁生活は38年になりますけれども、最後の2年間でこの商工観光労働部長の仕事をしていただいたことを本当にありがたく思っております。とはいえ、この2年間、コロナ禍でありますとか物価高騰でありますとか、そういったことに正直振り回されてきたこの2年間であったなと思っております。

まして、昨年度は議会の皆様の御理解をいただきながら14回の補正予算を組んでおります。今年も毎議会、補正予算を組ませていただひて様々な対応をしながら、そういう中で屋外型トレーニングセンターの整備を進めたりとか、WBCの侍ジャパンの合宿の受入れをやったりとか、様々な課題に対応してきたわけでございますけれども、何とか対応できたのではないかなというふうに思っております。それも県議会の皆様方の御理解、御指導があったからというのはもちろんでございますが、やはり何と言ひましても、こちらに来ております各課室長、それから職員の皆さん方、本当に一生懸命頑張ってくれたおかげだと本当に思っております。感謝の気持ちでいっぱいでございます。

全ては県民のためにと職員にもいつも言ひまひすけれども、思ひは県議会の皆様方も私も職員も一緒でございます。ですので、これからも県議会の皆様方と私もしっかりと力を合わせて、県政が一步ずつ着実に進んでいくことを願ひしているところでございまして、私もどうひう形か分かりませんけれども、また違ひった形で少しでも貢献できればなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。貴重なお時間、ありがとうございました。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○西村委員長 これまで長きにわたり、宮崎県の発展のために御尽力いただきまして、本当にありがとうございました。今後は、ぜひ健康に十分留意されて、県政を温かく見守っていただければと存じます。本当にお疲れ様でした。

以上をもちまして、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時55分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

明日10時の再開としまして、本日の委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後2時55分散会

令和5年3月7日(火曜日)

午前10時1分再開

出席委員(8人)

委員 長	西村 賢
副委員 長	山内 佳菜子
委員	坂口 博美
委員	二見 康之
委員	野崎 幸士
委員	山下 寿
委員	重松 幸次郎
委員	来住 一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	西田 員敏
県土整備部次長 (総括)	日高 正勝
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	原口 耕治
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	境 光郎
高速道対策局長	廣松 新
管理課長	井上 大輔
用地対策課長	鍋島 宏三
技術企画課長	中原 学
工事検査課長	斉藤 幸男
道路建設課長	加行 孝
道路保全課長	東 和俊
河川課長	山浦 弘志
ダム対策監	山田 清朗
砂防課長	行田 明生

港湾課長	松山 英雄
空港・ポート セールス対策監	岩切 靖考
都市計画課長	黒木 正行
美しい宮崎づくり 推進室長	迫 節夫
建築住宅課長	巢山 昌博
営繕課長	金子 倫和
設備室長	中武 英俊
高速道対策局次長	伊福 隆徳

事務局職員出席者

議事課主査	川野 有里子
議事課主任主事	木村 結

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

○西田県土整備部長 県土整備部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着席して説明をさせていただきます。

今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案につきましては、お手元の商工建設常任委員会資料1ページの目次を御覧ください。

I、予算議案につきましては、一般会計、特別会計合わせて3件をお願いしております。

IIの特別議案につきましては、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例など2件をお願いしております。

最後にIII、その他報告事項としまして、高潮浸水想定区域の指定について報告をさせていただきます。

それでは、資料の2ページを御覧ください。

県土整備部の令和5年度当初予算一覧の部総

括であります。

令和5年度当初予算額は、真ん中の列の太線で囲んでおりますBの欄であります。骨格予算となっております。

1行目の一般会計が688億円余、下から4行目、特別会計が21億円余、一番下の部予算合計で710億円余となりまして、その左の欄にあります前年度の当初予算と比較しますと、5.2%減となっております。

また、資料11ページには、主な新規・重点事業につきまして、令和5年度の施策の構築に当たっての視点に沿って掲載しております。

私からの説明は以上ですが、詳細については、それぞれ担当課長等から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 県土整備部長の説明が終わりました。

引き続き説明をお願いいたしますが、4班に分けて議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に、簡潔明瞭に行い、併せて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、管理課、用地対策課、技術企画課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○井上管理課長 まず、令和5年度当初予算におきます県土整備部予算の概要について御説明させていただきます。

委員会資料の3ページを御覧ください。

まず、2、補助公共・交付金事業であります。太線で囲んだBの欄が令和5年度当初予算額に

なります。

一番下の計にありますように、合計で318億2,902万5,000円であります。対前年度比で、金額ベースで4億3,875万7,000円、率にして1.4%の減であります。

次に、4ページを御覧ください。

3、県単公共事業であります。Bの欄の一番下の計にありますように、合計で102億4,793万3,000円と、対前年度比で、額にして66億8,599万3,000円、率にして39.5%の減であります。

なお、今回は骨格予算となっておりますため、国土強靱化分の予算を計上しておりません。今後、6月補正におきます肉付け予算の中で検討をまいります。

続きまして、5ページを御覧ください。

4、直轄事業負担金であります。Bの欄の一番下の計にありますように、合計で71億9,267万円、対前年度比で8億519万6,000円、12.6%の増であります。

続きまして、6ページを御覧ください。

5、災害復旧事業であります。Bの欄の下から3列目にありますように、合計で110億7,049万5,000円、対前年度比で20億円、22%の増であります。これは、災害発生時に速やかに復旧するための経費のほか、昨年の台風第14号に係る災害復旧事業費を計上しております。

次に、7ページを御覧ください。

6、課(局)別内訳であります。

これは、当初予算の金額を課ごとに集計したものであります。

続きまして8ページを御覧ください。

一般会計の債務負担行為の追加であります。このページから9ページにかけて、債務負担を設定する事業を掲げております。これは、

道路や橋梁などの工事契約等におきまして、工事期間が年度をまたがりますことから、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

これらの債務負担行為の合計は、9ページの一番下の計の欄にありますとおり、合計で全部で15件、54億1,803万4,000円となっております。

次に、21ページを御覧ください。

議案第39号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

令和5年度の土木事業に要する経費に充てるため、こちらの5つの事業について、資料に記載の負担率のとおり、市町村負担金を徴収することにつきまして、地方財政法第27条の規定により、議会の議決に付すものであります。

なお、これらの負担金の徴収につきましては、既に関係市町村からの同意を得ているところであります。

県土整備部の当初予算の概要等につきまして、以上であります。

続きまして、管理課の令和5年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の363ページをお開きください。

当課の当初予算額は、左から2列目、20億3,709万2,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

365ページをお開きください。

まず、上段の(事項)職員費は14億9,647万円で、管理課及び土木事務所などの人件費を計上してあります。

次に、一番下の(事項)建設技術センター費は2億8,627万4,000円あります。

366ページをお開きください。

説明欄の1から4にありますとおり、建設技

術センターの施設設備等の維持管理費や、産業開発青年隊の運營業務に伴う指定管理料などあります。

次に、表の中段(事項)建設業指導費は2億3,878万円で、これは建設業の許可や経営事項審査に要する事務費のほか、説明欄3のみやざき建設産業経営基盤強化支援事業は、建設業者の経営基盤の強化等を図るため、資金調達に対する支援や、建設業者に対する法令等の制度周知や指導等を行う経費であります。

次に、説明欄4の未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業は、建設産業の深刻な担い手不足に対応するため、働き方改革や生産性向上への支援、産業の魅力発信など、担い手の確保・育成に産学官一体で連携して取り組むための経費であります。

続きまして、委員会資料の16ページをお願いいたします。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」であります。

1の改正の理由であります。管理課で所管しております建設技術センターの使用料及び手数料につきまして、適正かつ効率的な管理運営を図るため所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。1の使用料につきましては、建設技術センターの大教室について、間仕切りを使用し教室の半面を利用した場合の料金を新たに設定するものであります。

17ページを御覧ください。

(2)の手数料につきましては、建設技術センターで行っております建設材料試験につきまして、今後実施見込みのない項目について削除するものであります。

○鍋島用地対策課長 当課の当初予算について

御説明いたします。

歳出予算説明資料367ページをお開きください。

当課の当初予算は、一般会計が4億6,652万2,000円、公共用地取得事業特別会計が6億1,499万円、合わせて10億8,151万2,000円となります。

主な内容につきまして御説明いたします。

369ページをお開きください。

まず、一般会計であります。

中ほどの(事項)収用委員会費1,970万9,000円ですが、これは収用委員の報酬のほか、収用裁決に必要な鑑定費用など、委員会の運営に要する経費となります。

続きまして、(事項)用地対策費493万1,000円ですが、これは、登記事務委託料のほか、事業認定に関して、土地収用法に基づく公聴会や審議会の開催費用など、用地対策の推進に要する経費となります。

370ページをお開きください。

(事項)特別会計繰出金3億8,299万円ですが、これは公共用地取得事業特別会計の事業費として、一般会計から特別会計への繰出金となります。

371ページを御覧ください。

次に、公共用地取得事業特別会計であります。

(事項)公共用地取得事業費6億1,499万円ですが、これは、九州中央道五ヶ瀬高千穂道路などの先行取得等に要する経費と、先行取得用地の事業化による買戻しなどによって生じる収入の一般会計への繰出金となります。

令和5年度は、九州中央道のほか、小林市の夷守線、高鍋町の町小丸線におきまして先行取得を行うこととしております。

○中原技術企画課長 当課の令和5年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の373ページをお開きください。

当課の当初予算額は、4億3,295万9,000円です。

以下、主なものについて御説明します。

375ページをお開きください。

中ほどの(事項)土木工事積算管理検査対策費1億3,774万7,000円です。このうち、1の労務及び建設資材単価の調査1億360万1,000円ですが、これは公共事業の積算に用いる設計単価を設定するために、建設労働者の賃金や建設資材価格などの実態調査を行うものであります。

また、3の公共工物品質確保推進事業3,171万円ですが、これは公共工事の品質確保のため、監視チームによる施工体制の点検や、県内技術の活用、並びに地産地消を図るためのシステムの運用などを行うものであります。

資料の376ページをお開きください。

中ほどの(事項)盛土防災総合推進事業費500万円です。これは、緊急性、危険度の高い盛土等に対しまして、必要に応じて大型土のうを設置するなどの応急対策を行うものであります。

最後に、(事項)インフラDX推進事業費であります。

詳細につきましては、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の12ページを御覧ください。

新規事業、インフラDX推進事業について説明します。

予算額は1,479万円です。

まず、事業の目的であります、BIM/CIMをはじめとしたインフラDXを推進することにより、建設産業における担い手の育成確保や生産性の向上を図るものであります。

ここで、BIM/CIMについて御説明します。

13ページを御覧ください。

左上になりますが、調査や測量、設計の段階から3次元モデルを導入することにより、その後の施工や維持・管理の各段階においても、受発注者双方における業務の効率化及び高度化を図る取組であります。

再び12ページにお戻りください。

次に、事業の概要であります、事業の仕組みとしましては、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構や民間事業者に委託して実施するものであります。

続きまして、事業内容のうち、①のBIM/CIM推進事業であります、先ほど御説明した土木分野におけるCIMの取組を本県でも推進するため、必要なソフトウェアやシステム等の導入に向けた検討を行うものであります。

次に、②の建設ICT活用工事推進事業につきましては、建設ICT活用工事のさらなる普及拡大を図るため、建設技術センターにおいて民間技術者に対する建設ICT活用工事の研修を実施するほか、産業開発青年隊を対象とし、集中的に講義を実施することで、ICTに関するエキスパートを養成するものであります。

次に、③の台帳等管理システム整備事業につきましては、公共施設の管理台帳や施設点検・補修履歴などを閲覧・更新できるGISを活用したシステムの構築を図るものであります。

続きまして、成果指標であります、CIM

の実施件数を令和7年度までに8件、また、ICT活用工事の実施件数を令和7年度には90件にまで拡大したいと考えております。

最後に、事業の期間であります、令和5年度から7年度を予定しております。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○二見委員 技術企画課への確認です。今のインフラDXの現状として、この3次元モデルの工事は実際にもう行われているわけですよね、ICT活用工事については現状で60件。3次元モデルは今からの取組ということなんですか。

○中原技術企画課長 そのとおりです。ICT活用工事は60件なんですが、BIM/CIMは、これからの取組ということになります。

○二見委員 実際、産業開発青年隊とかでこういった人材を育成して、現場のほうに派遣するということなんですか。

○中原技術企画課長 青年隊の講義を来年度から新たにスタートしたいと思っております、今、技術企画課で考えているのはICT活用工事をマスターしていただくための講義です。

具体的に申しますと、2次元の設計図面を3次元化して、それをういてICT重機で工事をして、工事した後の出来高管理もドローン等を飛ばして3次元で管理していただく、そういった経験を積んでもらう事業を集中的に行うというものでございます。

○山内副委員長 今の事業に関連して、青年隊が講義で学んだ後に、実際に民間事業者就職した時に、民間事業者にそういうシステム、ソフトが整っているかどうかという部分に関して、例えばそのソフトを導入するための支援などはされているのか、される予定があるのかを確認

させていただきます。

○中原技術企画課長 青年隊は40人程度隊員がいるんですけれども、毎年20人程度県内の建設業に就職されています。その第一線で活躍していただくことが目的なんです、今のICT活用工事のソフト等については、県で助成するところまではまだできておりません。

実際に委託する場合がありますし、自社で保有している会社もございます。重機については、数社は自社でICT活用重機を持っていらっしゃるんですけども、多くはレンタルというのが多いのかなと考えております。

○山内副委員長 分かりました。レンタルでちゃんと確保できる状態であるならばよかったなと思います。導入に関しても、やはり高額なんじゃないかなという部分が心配で、その部分の支援も必要なのかなと感じていたのですが、よく分かりました。

○二見委員 今、宮崎県はこういうスタートの段階だけでも、ほかの福岡県とか大都市圏のほうではもうこれ始まっている内容なんですか。隣の熊本県とか鹿児島県とか。

○中原技術企画課長 まずBIM/CIMの取組については、九州各県ではまだ実績はゼロ、今からということと同じスタートなのかなと考えています。

ただ、ICT活用工事につきましては、実績件数でいくと宮崎県は九州でもトップクラスの実績になっております。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは以上をもって、管理課、用地対策課、技術企画課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時25分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○加行道路建設課長 当課の令和5年度当初予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の377ページをお開きください。

当課の当初予算額は148億3,468万8,000円であります。

以下、主な事業について御説明いたします。

379ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)直轄道路事業負担金19億9,076万6,000円であります。これは、国道10号や国道220号で行われている国の直轄道路事業に対する県の負担金であります。

次に、表の一番下の(事項)公共道路新設改良事業費120億9,066万9,000円であります。

主な内容について御説明をいたします。

まず、説明欄の1、道路改築事業45億9,988万5,000円であります。

次の380ページをお開きください。

この事業は、国道447号などの整備に要する経費でございます。

次に、2の社会資本整備総合交付金事業73億7,918万5,000円あります。この事業は、国道448号などの整備に要する経費でございます。

最後に、一番下の(事項)県単特殊改良費4億2,500万円あります。これは、南俣宮崎線などの県道において、局部的な改良や待避所設置などを行う整備に要する経費でございます。

○東道路保全課長 当課の令和5年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の381ページをお開きください。

当課の当初予算額は141億4,979万円でありませう。

以下、主なものを御説明いたします。

383ページをお開きください。

中ほどの(事項)道路管理費8,975万円でありませう。これは、県管理道路の管理に要する経費でありませうして、道路台帳の修正やボランティア団体等が行う活動への支援などを行ってございませう。

続きませうして、384ページをお開きください。

上から2番目の(事項)地域総合メンテナンス事業費11億8,078万5,000円でありませう。これは、日常の道路巡視や緊急時などの巡回パトロール、応急的な維持工事に要する経費でありませう。

次に、その下の(事項)公共道路維持事業費67億2,876万8,000円でありませう。これは、国の補助金や交付金を受けて行う交通安全施設の整備や橋梁・トンネルなどの点検・補修に要する経費でありませう。

次に、その下の(事項)県単道路維持費30億2,918万6,000円でありませう。これは、県が管理する道路の日常的な維持補修に要する経費でありませう。

385ページを御覧ください。

一番上の(事項)県単舗装補修費7億4,000万円でありませう。これは、路面のひび割れやわだち掘れなど、傷んだ道路舗装の部分的な補修工事や打換工事を行う経費でありませう。

次に、その下の(事項)沿道修景美化推進対

策費9億4,401万4,000円でありませう。これは、沿道修景植栽地区などにおいて、植栽の維持管理や除草などを行い、良好な道路環境の保全を行う経費でありませう。

一番下の(事項)県単橋梁維持費2億円でありませう。これは、橋梁の点検結果に基づき、補修を行う経費でありませう。

予算関係につきませうしては、以上でありませう。

続きませうして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の10ページをお開きください。

⑨「通学路における安全対策について、警察や教育委員会等と連携し、対策が必要な箇所を適宜把握するとともに、安全対策を可能な限り早急に講じること」についてでありませう。

通学路の安全対策につきませうしては、県民の安全・安心を確保する観点から、大変重要な取組であると考えてございませう、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、関係機関が連携し、県内全市町村において、平成26年度に通学路交通安全プログラムを策定してございませう。

また、当該プログラムに基づき、警察や学校、道路管理者等が合同で点検を実施し、対策の検討、実施、効果の把握、さらには、その結果を踏まえた改善等をPDCAサイクルとして毎年繰り返して行うことで、通学路の安全性向上を図っているところだす。

県管理道路における通学路の安全対策は、当該プログラムにおける要対策箇所から交通量などを勘案し、優先度の高い箇所から順次整備を進めてございませうが、事故の危険性が高い箇所につきませうしては、防護柵を設置するなどの応急的な安全対策を可能な限り早急に講じるよう努め

ております。

なお、令和3年度に千葉県で発生した事故を受けて実施した合同点検における県管理道路の要対策箇所は176か所ありましたが、歩道整備や防護柵、区画線の設置などにより、今年度末までには103か所の対策が完了する見込みであります。

県としましては、今年度、新たに創設された国の交通安全対策補助事業も活用し、今後とも必要な予算の確保に努め、順次、整備を進めてまいります。

○廣松高速道対策局長 歳出予算説明資料の429ページをお開きください。

当局の令和5年度当初予算について御説明いたします。

当初予算額は34億6,515万1,000円であります。

以下、主な内容について御説明します。

431ページをお開きください。

初めに、中ほどの(事項)高速道路網整備促進費2億1,123万7,000円であります。これは、高速道路網の早期実現に向けて、用地国債を活用した用地先行取得分の公共用地取得事業特別会計への繰出金や建設促進大会の開催に必要な経費の負担、国など関係機関への要望活動などを行うものであります。

次に、その下の(事項)高速自動車国道等直轄事業負担金31億6,514万6,000円あります。これは、東九州自動車道及び九州中央自動車道について、国が実施する高速自動車国道等事業に対する県の負担金で、これらの整備促進を図るものであります。

○西村委員長 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○重松委員 道路保全課の先ほどの指摘要望事

項の10ページにつきまして、令和3年度の千葉県事故を受けて、176か所要対策箇所があって、103か所が今年度までにできますということで、進捗しております。

残りの73か所については、翌年度までにはできる見込みなんでしょうか。

○東道路保全課長 現在、年度末で103か所が終わる見込みですけれども、残りの73か所のうち、現在、66か所が事業中でございます。未着手の7か所につきましては、令和5年度に抜本的な対策が厳しい箇所は、暫定的な対策ということで、来年度までには全体の箇所に着手をしたいと考えております。

完成のめどにつきましては、道路改良や街路の整備、用地取得が絡むものもございまして、時間のかかるところも多少ございます。

○重松委員 地元でもいろんなところで要望がありますので、しっかりと進めていただきたいと思っております。

それから、信号機の改良について、矢印をつけてほしいというところも何箇所かあって、どうしても道路幅が足りなくて矢印が出せないというお話もあるんですけども、そういうこともひっくるめて検討されるものなんでしょうか。

○東道路保全課長 先ほどの決算特別委員会に関する報告は歩道についてですけれども、今のお話は交差点の改良のケースでございまして、国庫補助の対象となります交通安全施設整備事業で対応しているところがございます。また、御要望等が多い信号機については、県単の交通安全の事業の中で交通安全対策として進めているところがございます。

○来住委員 通学路交通安全プログラムというのが各市町村で作られて、それに基づいて進め

ていくというふうになっているんです。それで、僕がちょっと気になるのは、志布志道路が都城市の乙房まで部分開通して、すごい交通量になっていて、特に乙房の県道の交差点はとにかく大型車が多くて、しかも小学校に100メートルか200メートルというところで、安全柵がないわけです。それを前から要望されているみたいなんですけれども。

各市町村の段階で通学路交通安全プログラムができていくと思うので、県はなかなかそれがかみにくいと思うんですが、市町村でどうやってこれを作るのかというのが気になっています。

例えば乙房の信号の渋滞というのは、志布志道路があそこまで開通すると相当な量になるだろうと前から想像がついたんですけれども、なぜそれが早くできないのか。いまだにできていないんです。どうも聞く話では、5月頃にできるとかいう話なんですけど、入学式がもうすぐそこになっているし、そういう意味で、通学路交通安全プログラムというのがどうやって作成されるのかというのが、ちょっと気になる場所です。

○東道路保全課長 このプログラムにつきましては、各小学校区単位で作成しております。保護者、PTA、道路管理者等おりますけれども、各市町村でやり方はそれぞれであります。一例で申しますと、保護者やPTAから、この箇所にこういった防護柵がほしいとか、御要望が上がってきまして、それぞれの道路管理者、警察、学校関係者とで、毎年、点検、合同パトロールをしております。パトロールをやった結果、現場的にすぐやらないといけないところ、やれるところ、ちょっと時間がかかる場所、

そういったところをまとめてプログラムに反映させて、公表されております。

それを受けて、各道路管理者が予算要求——各土木事務所から要求が上がってきまして、優先度をつけて早くやらないといけない箇所は、単独で手当てできる場所は単独費、予算がかかる場所については次年度以降の補助要求という形で対応しているところでございます。

○山内副委員長 道路の巡視、巡回パトロールの事業、道路維持費に関連しての質問なんですけれども、今年度、委員会で北海道の室蘭工業大学に視察をさせていただいて、AIを活用して車載カメラで道路の状況をデータ化してデータベースを作って維持管理するというような技術を見てきました。補修の優先度に関しても、そういうデータを活用することで住民の理解も得られやすい、客観的な判断もできるというような御説明がありました。こういった部分にも、AIとか、ITを活用するような時代にもなっているのかと思うんですけれども、御検討はされているのでしょうか。

○東道路保全課長 道路の巡視・巡回について、現在、毎日パトロールしております。ポットホールがあったり、段差があったり、いろんな危険情報等がございます。そういった情報をスマホのアプリ等を活用しながら報告いただいて、その報告があった箇所を年間を通して整理していくと、道路の傷んでいる箇所がどこかとか分かるようになっております。そういうものを活用しながら、新たな長寿命化計画にも反映させております。また、山を切ってコンクリートで吹きつけしている箇所が老朽化して、近年クラック等が発生しているところを国の基準に基づいて点検していますが、昨年、RICOHか

ら、そういった点検の結果を活用して勉強したいというお話がございまして、最新のカメラ技術で点検結果を再度見てみたら、カメラで十分把握できるといったところがございました。今後、そういったいろんなICTの技術も用いながら、今後の道路管理に生かしていけたらと思っていますところでございます。

○山内副委員長 ぜひお願いします。

○坂口委員 点検した結果、セーフティコーンとか、トラロープを張っているところが何年もそのままのところがあるんです。見てみると、確かにガードレールを2メートルぐらい延ばすのに、ここに工事を入れたら相当な単価高になるというようなところではあるんですけども、ここらもやっぱり、飛び込んだ実績がある場所とかが結構あるもんですから、思い切ってまとめて発注するとか、一遍にやられるといいかも分からないです。一つ一つやると、なかなか大変かと思うので、これをちょっと検討していただきたい。

○東道路保全課長 最後の私の仕事として、ぴしゃっとそこをやります。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時45分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、河川課、砂防課、港湾課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○山浦河川課長 当課の令和5年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の387ページをお開きください。

当課の当初予算額は174億6,046万5,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

389ページをお開きください。

初めに、一番下の(事項)ダム施設整備事業費5億6,900万円であります。

次の390ページをお開きください。

これは、ダム管理施設の改良や更新を行い、機能の向上を図るものであります。

次の(事項)公共河川事業費32億2,285万9,000円であります。これは、国の補助により実施する河川改修などに要する経費であります。

次に、391ページを御覧ください。

上から2番目の(事項)県単河川改良費3億314万7,000円であります。これは、国の補助対象とならない河川改修や堆積土砂の除去などを実施するものであります。

次に、392ページをお開きください。

一番下の(事項)直轄河川工事負担金7億3,989万5,000円あります。これは、国が実施する大淀川などの直轄区間の河川改修や岩瀬ダム再生事業に対する県の負担金であります。

次に、394ページをお開きください。

一番下の(事項)公共土木災害復旧費102億3,400万円あります。これは、道路や河川などの公共土木施設が被災した場合の復旧に要する経費であります。

予算関係につきましては、以上であります。

○行田砂防課長 当課の令和5年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料397ページをお開きください。

当課の当初予算額は49億2,323万9,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。
399ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)公共砂防事業費25億7,137万9,000円であります。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や地すべりのおそれがある箇所での対策工事を行う事業であります。

400ページをお開きください。

一番上の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費17億5,948万5,000円であります。これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工・のり面工などの整備を行う事業であります。

次に、(事項)県単公共砂防事業費1億5,280万円であります。これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事を行う事業であります。

一番下の(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策事業費1億2,745万7,000円であります。これは、既存の急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に係る工事などを行う事業であります。

401ページを御覧ください。

一番上の(事項)直轄砂防工事負担金2億2,843万3,000円あります。これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために国が実施する直轄砂防事業に対する負担金であります。

最後に、土砂災害防止啓発推進事業費185万7,000円あります。これは、土砂災害に関する防災知識の普及・啓発活動などに要する経費であります。

○松山港湾課長 当課の令和5年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の403ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計55億2,257万円、港湾整備事業特別会計15億5万9,000円、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして70億2,262万9,000円あります。

以下、主なものを御説明いたします。
405ページをお開きください。

まず、一般会計であります。

下から2番目の(事項)空港整備直轄事業負担金4億1,573万円あります。これは、宮崎空港の耐震化等に係る直轄事業に対する負担金であります。

次に、406ページをお開きください。

一番上の(事項)公共海岸保全港湾事業費6億7,725万円あります。これは、台風等により海岸に漂着した流木等の処理や海岸の津波対策を行うための経費であります。

次に、一番下の(事項)港営費3億4,905万1,000円あります。これは、県内港湾施設の管理運営やポートセールス活動等に要する経費であります。

次に、407ページを御覧ください。

一番上の(事項)港湾維持管理費5億1,603万6,000円あります。これは、岸壁や臨港道路等の港湾施設の維持補修に要する経費であります。

次に、下から2番目の(事項)港湾調査費2億1,600万円あります。これは、船舶等の安全な航行のための深浅測量や港湾に関する調査等を行うための経費であります。

次に、408ページをお開きください。

一番上の(事項)直轄港湾事業負担金6億270万円あります。これは、細島港及び宮崎港の

防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金であります。

次に、一番下の(事項)公共港湾建設事業費13億2,677万7,000円であります。これは、国庫補助及び交付金事業により防波堤や岸壁などの整備を行うための経費であります。

次に、409ページを御覧ください。

中ほどの(事項)港湾災害復旧費7億4,741万円であります。これは、公共港湾施設が被災した場合の復旧に要する経費であります。

一般会計については、以上であります。

次に、410ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計について、主なものを御説明いたします。

まず、一番上の(事項)細島港管理運営費2億2,483万7,000円であります。これは、細島港の荷役機械、引き船等の管理運営に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)宮崎港管理運営費1億6,441万4,000円であります。これは、宮崎港のフェリーターミナルビル、マリーナ等の管理運営に要する経費であります。

次に、411ページを御覧ください。

中ほどの(事項)細島港整備事業費8億1,000万円あります。これは、細島港の港湾機能施設の整備に要する経費であります。細島港で整備しております岸壁の背後埋立地を造成するほか、荷役機械の整備、修繕等に要する経費であります。

次に、下から4段目の(項)公債費2億1,164万7,000円あります。これは、荷役機械や上屋等の港湾機能施設の整備に要した起債の元利償還に要する経費であります。

港湾整備事業特別会計については、以上であ

ります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○野崎委員 前にも聞いたことがあるんですけども、393ページの河川課の河川パートナーシップ事業の件でよろしいですか。

この事業は、いろんな自治会とかでそれぞれ仲間をつくって河川の草刈りをすると思うんですが、多分面積で報奨金の単価を出している。例えば、そこを5人でやる団体もあるし10人でやる団体もあるけれども、多ければ多いほど単価を時給とか日給に換算すると、最低賃金を割るぐらいになっているので、見直しは考えていらっしゃるのかなというのが一つです。

○山浦河川課長 委員の御指摘のとおり、この河川パートナーシップ事業というのは、美しい宮崎づくりを推進するという事業でございます。近年、特に燃料の価格高騰でありますとか、コロナの影響もありましてボランティア団体の減少等というのも少しある中で、やはり報奨金の見直しについては必要かなということで、令和5年度にはボランティア団体の方々の意見も聞きながら検討も必要かなと考えております。

○野崎委員 もう1点は、河川もダブって管理しているところがありまして、例えば、パートナーシップで刈った後に、また宮崎市が何日か後に刈るという非常に無駄にダブってやっちゃっていることがあるので、できれば各自治体との管理の情報共有をしてもらって。刈った2～3日後にまた宮崎市が刈るという場所もありますから、そうすると非常に無駄に重複するので、そこら辺の状況というのはどうなっているんですか。

○山浦河川課長 河川の堤防で市道との兼用道

路については、道路管理者でのり肩の部分を草刈りすることになっておりまして、基本的には事前にその調整は各事務所で行うような形で考えているんですけれども、毎年、年度当初にボランティア団体の方との説明会等を開催いたしますので、そういった形の御意見を踏まえまして、今後、調整していきたいと考えております。

○野崎委員 業者に頼む単価の多分半額以下で河川パートナーシップ事業はやっていると思うんですよ。やはりその見直しを県でしっかり、考慮してもらって単価を上げてもらうといいなと、要望で終わりますけれども、以上でございます。

○山内副委員長 今回の事業に関連してなんですけど、宮崎市内の別々の地域の方から、これまで地元でやってきたけれども、お金をもらってももう高齢化でできる人もいないというような御相談で、草がぼうぼうになってきて、県で刈ってもらえないだろうか。県も予算が限られていて厳しいという事情もすごく分かるんですけれども、これからそういう場所がどんどん増えていくのではないかなと思うんですが、どういうふうに御検討されているのか教えてください。

○山浦河川課長 そういう意味でも、野崎委員から御指摘のありました報奨金の見直しでありますとか、そういったものの検討が必要なのかなということ考えております。

○重松委員 砂防課でしょうか。400ページの公共急傾斜地崩壊対策事業費になるのかどうか。よく家の裏山から大きな木が倒れてきたりとか、土砂がどんどん流れてきたりとかという話があって非常に不安を持っていらっしゃる、ところがその裏山は自分の土地でもないし、地権者とか地主が調べられないので工事ができないと

かいうことの対策はどのようにされるのかなと思っております、お尋ねいたします。

○行田砂防課長 家の裏側で危険なところがあれば、当然、急傾斜地崩壊対策事業ということで整備を進めます。それは当然、用地を取得した上で県の施設として整備をします。

ただ、委員おっしゃられるように、所有者が不明で用地の取得が難しい場合は、急傾斜の事業ではなかなか難しいので、いろんな事業もっている林務や市役所と情報共有して、やれる事業でやっていくということになると思います。

○重松委員 承知しました。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○山浦河川課長 委員会資料の22ページを御覧ください。

高潮浸水想定区域の指定について御説明いたします。

まず、取組の背景でございます。

平成27年5月に水防法が改正され、高潮に係る浸水想定区域を示すこととなり、本県では、日向灘沿岸におきまして高潮浸水想定区域図を作成し、令和3年3月に公表しております。

今回、国において、これまでの検討実績や研究などによる知見を踏まえ、作成手引きの改定がなされたことから、区域図の見直しを行い、高潮浸水想定区域の指定・公表を行うこととしております。

今回の主な見直し点としましては、台風の移動速度を複数設定し、検討したところです。

まず、高潮浸水想定区域図の概要でございま

す。

資料23ページを御覧ください。

これは、日向灘沿岸の高潮浸水想定区域図でございます。県北、県央、県南の3か所について、事例として拡大して載せております。北から、漁港の例としまして土々呂漁港付近、河川の例として一ツ瀬川河口付近、そして、港湾の例として外浦港付近です。

また、右下に凡例を載せておりますが、黄色から赤紫までの7段階で浸水の深さに応じた区分を着色しております。

資料22ページに戻りまして、高潮浸水想定区域図の作成に当たっての検討条件は、日本に接近した過去最大規模の台風を想定し、中心気圧は室戸台風級、半径は伊勢湾台風級を想定しております。

また、沿岸10市町ごとに最大の高潮を発生させる台風の経路を想定し、主要な河川では高潮と同時に河川からの洪水や堤防などの決壊を見込んだ上でシミュレーションを実施しております。

公表内容は、浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間であります。

次に、今後の取組についてであります。県としましては、関係する沿岸の10市町が指定・公表した高潮浸水想定区域図を基に取り組む高潮ハザードマップ作成に、技術的支援を行ってまいります。

なお、関係市町は記載しております延岡市をはじめ10市町です。

最後に、指定・公表日についてであります。

今後、手続を進め、令和5年5月に指定、告示を行い、関係市町へ通知し、県のホームページなどで公表する予定でございます。

○西村委員長 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上で、河川課、砂防課、港湾課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時6分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○黒木都市計画課長 当課の令和5年当初予算について御説明します。

お手元の歳出予算説明資料413ページをお開きください。

当課の当初予算額は26億307万8,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

415ページをお開きください。

一番下の(事項) 住みよいふるさと広告景観づくり事業費4,957万9,000円であります。これは、屋外広告物監視員がパトロールを行い、監視・指導するためなどの経費であります。

次に、416ページをお開きください。

一番上の(事項) 都市計画に関する基礎調査実施事業費8,390万円であります。これは、都市計画の適切な見直しを行うために実施する調査で、都市計画区域内の人口や土地利用、建築物の現況等について調査・分析するための経費であります。

次に、その下の(事項) 津波防災地域づくり推進事業費1,800万円であります。説明欄にあり

まず新規事業、津波防災地域づくり推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、その一つ下の(事項)美しい宮崎づくり推進事業費2,859万6,000円であります。説明欄にあります、改善事業、持続可能な「美しい宮崎づくり」推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて説明いたします。

次に、417ページを御覧ください。

一番上の(事項)公共街路事業費9億7,618万5,000円あります。これは、都市における安全で円滑な交通の確保や、良好な市街地の形成を図るため、街路の整備を行う経費であります。

次に、その一つ下の(事項)公共都市公園事業費5億7,475万円あります。これは、老朽化した公園施設の更新などを行うための経費であります。

歳出予算説明資料の説明は、以上であります。

続きまして、委員会資料14ページを御覧ください。

新規事業、「津波防災地域づくり」推進事業であります。

予算額は1,800万円あります。

まず、事業の目的であります。本事業は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定を進めるため、区域の指定に必要な公示図書の素案を作成するものであります。

次に、事業の概要であります。事業の仕組みにつきましては、津波に関する技術的知見を有する建設コンサルタントへの業務委託を想定しております。事業内容につきましては、既に公表されている本県の津波浸水想定を踏まえて、津波災害警戒区域の指定に必要な基準水位――

これは、資料右側の図にありますとおり、建築物等による津波の堰上げを考慮した水位であります。――その基準水位の値を精査・確定させ、区域の指定公示に必要な津波災害警戒区域の位置図及び区域図の素案を作成するものであります。

成果指標につきましては、令和5年度中に津波による浸水が想定されている面積1万4,360ヘクタールの区域を対象に、公示図書の素案を作成することとしております。

なお、本事業により作成した図書の素案に基づき、関係市町との協議等を進め、令和7年までに津波災害警戒区域指定を目指すこととしております。

最後に、事業の期間につきましては、令和5年度の1年間を予定しております。

続きまして、委員会資料15ページを御覧ください。

改善事業、持続可能な「美しい宮崎づくり」推進事業であります。

予算額は2,859万6,000円あります。

まず、事業の目的であります。現在、県民一体となって取り組んでいる美しい宮崎づくりについて、植栽活動等による景観保全に加え、美しい景観の観光等への活用や人材の育成などを総合的に推進することで、美しい宮崎づくりを持続可能な取組とすることを目的としています。

次に、事業の概要であります。まず事業の仕組みは、学校や団体への補助と民間への委託を考えております。事業内容は、まず①美しい景観の保全・創出では、民間活力による景観形成を促進するため、ビューポイントの整備や景観形成活動等に取り組む活動団体への補助や、

クラウドファンディングによる資金調達支援などを行ってまいります。

②美しい景観を活用した観光推進では、県民投票により景観50選を選出し、県内外に広く発信するほか、それらをめぐるツアーの造成等に取り組むことにより、コロナ禍でダメージを受けた観光復興を図ってまいります。

③美しい宮崎づくり人材育成では、景観学習を実施する学校に補助し、未来の担い手の育成に取り組むほか、美しい宮崎づくりに取り組む団体等の表彰などで意識の醸成を図ってまいります。

次に、成果指標であります、美しい宮崎づくり活動団体登録数を令和7年度までに450件、景観学習を受けた生徒の意識向上率80%以上を目指します。

最後に、事業の期間につきましては、令和5年から7年度を予定しております。

○巢山建築住宅課長 当課の令和5年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の419ページをお開きください。

当初予算額は26億9,332万6,000円です。

以下、主な事業について御説明します。

421ページをお開きください。

一番下の(事項)建築確認指導費2,407万2,000円です。これは、建築物の建築確認、許可及び検査等に要する経費です。

422ページをお開きください。

一番上の(事項)建築物防災対策費5,575万円です。これは、地震や崖崩れ等による建築物の被災を未然に防止するための対策等に要する経費です。

423ページを御覧ください。

一番上の(事項)県営住宅管理費12億3,602万7,000円です。これは、県内に約8,800戸あります県営住宅の管理に要する経費で、入退去管理や建物の維持管理・修繕に要する経費などです。

次に、その下の(事項)公共県営住宅建設事業費11億5,893万1,000円です。これは、県営住宅の整備に要する経費で、宮崎市の出来島団地の建て替えを進めるとともに、既存の団地の外壁改修やバリアフリー化などを行うものです。

予算関係につきましては、以上です。

続きまして、委員会資料の18ページを御覧ください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由は、建築分野での省エネ対策を加速するために建築基準法等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。(1)の説明の前に、19ページのイメージ図を御覧ください。

既存建築物の外壁の外側に断熱層を設けたり、屋上に省エネ設備の設置を行ったりすることにより、建築基準法で定める容積率や高さの制限を超える場合があります。

このたび、省エネ対策を加速させるために、このような場合においては、認定や許可により緩和できるよう建築基準法が改正されたことから、それに対応するための改正となります。

戻っていただきまして、18ページを御覧ください。

(1)の省エネ改修等に係る高さ制限の特例許可等の申請手数料の新設は、建築物の容積率の特例認定申請手数料、第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの特例許可申請手数料

料及び高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料を追加するものであります。

(2)のその他は、都市の低炭素化の促進に関する法令に基づき、市街化区域等において、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物を低炭素建築物として認定する制度がございますが、このたび、認定のための省エネルギー性能の評価方法が改正されたことに伴い、文言の修正を行うものであります。

3の施行期日は、(1)が令和5年4月1日、(2)が公布の日からであります。

○金子営繕課長 当課の令和5年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の425ページをお開きください。

当課の当初予算額は、3億617万8,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

427ページをお開きください。

一番下の(事項)営繕管理費1,367万2,000円であります。これは、主に営繕工事に係る設計書の作成や工事監理などの業務に関する事務経費でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○山下委員 単純な質問なんですけれども、県営住宅管理費が12億3,600万円と出ているのですが、ちなみにこの県営住宅の入居費、家賃はどれくらい収入が上がるものですか。

○巢山建築住宅課長 家賃の額につきましては、19億3,459万3,000円の歳入を予定しております。

○坂口委員 委員会資料の14ページ、「津波防災地域づくり」推進事業。まず、民間企業への委

託ということで、やっぱりしっかり責任を持つというのか、本当に正しい精査・確定というのができるのかという疑問をどうしても拭えないんですね。

ここに書いてあるように、建築物など、障害物による堰上げを考慮して値を出すとなっているんですけども、摩擦も水の来る時間差も、そして押す時間の長さといった要素を入れて出さないと。こんなのが本当に想定できるのかなというのが疑問で。それを作ったら見る人、県民の人たちは信頼せざるを得ないですね。だから、それを本当に信頼して、それを根拠に自分の身を守るということを考えておけばいいのかなというのと。これが狂ったら大変ですものね。

僕たちの委員会も去年だったか、その前の委員会かな。北海道の奥尻なんかも見てきているんですけども、あれなんて計算の何倍も狂ってますよね。

だから、これはあくまでも参考としての策定じゃないと、大きい問題を中に持っていそうな気がして。

さっき高潮の想定がありましたよね。あれが宮崎は5から7メートルぐらいだったかなと思うんですけども、ことごとく高潮の方が高いという結果が、最初の計画のときは出ていたんですが、高潮と津波高とが逆転した場合とか。

今後やっぱり堤防の天端の高さの問題とか、そこらにこれがどう連動していくのかなと。本当にコンサルが信頼できる場所で、それだけのものを完成して上げてくるなら、これ基準の防災というものが始まらざるを得ないと思うんです。これ、出た結果に我々はどれぐらいの信頼というのか、重きを置けばいいのかなというの

がちょっと分からないんです。

○黒木都市計画課長 まず、津波の考え方なんですけれども、これは内閣府が南海トラフ巨大地震モデル検討会というのを実施しております、その中で11ケース、津波の考え方を示しております、その中の本県の沿岸に大きな影響を与える2ケースと、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺領域に影響して広がる宮崎県独自のモデル、この3ケースを重ね合わせまして、最大クラスの津波と想定しております。まずそれが1点。

あとは、その条件のときに、地震によりまして宮崎県沿岸の満潮位とか、そこが一番高いときに津波が起こるという想定と、あと陸域において地盤高が地震によって地盤沈下をしているという悪条件の下で、最大の津波が来たときにどうなるんだというのを想定しておられます。

その中で、そういう堰上げ効果も含めまして、国が算定している津波の流速と津波浸水深、これを要素にした計算式によりまして堰上げ高を決めるわけなんですけれども、津波想定は、津波防災対策を進める上での基準値となるものですから、その使い方について市町と慎重に検討していきたいと考えております。

○坂口委員 その基準値は使えないんじゃないかなと思うんです。浸水の進み方自体ですら、まずそこから想定で入って行って、ひょっとしたら、こちらの方がうんと早く行って、もう引いてくるかもしれない。そうすると、あくまでも堰上げはやっぱり摩擦と押すエネルギーによつての堰上げでしょうから、エネルギーは時間も、その勢いも、ことごとく違ってきますよね。水が前に進むとするエネルギー、それから、摩擦力なんていうのは、そこにある障害物

でことごとく違うもんですよ。それを何らか、一旦決めて、それを基にまた仮の数字。仮の数字の集合体です。だから、本当に信頼できるのかということ。

今度はそれを基本に、また次の防災の、特にハード整備なんかをやっていくとなると、後でやっぱり全く違っていたということにつながるおそれもあるんじゃないかな、本当にこれ信頼していいのかなど。あくまでも学者の一つの計算式を示してみましたよじゃないのかなと思います。

宮崎県も防災庁舎や県立宮崎病院を建設するときに、同じ専門家が出した数字が何か月かの間に50センチぐらいすぐ違いましたよね。だから、本当に信頼できるのかどうか。やらなきゃいけないけれども、今度は出た結果をどう位置づけるのかって。それを信頼してそれを基準に次の対策に入りますよっていうんだったら、やっぱり僕は、将来問題を残さないかなって気がするんです。くどくなりましたけれども、この出てくる数字は信頼度があるものなのか、ないものなのか。

精度というか。そのとおり津波って動くものなのか、僕は絶対違うと思うんですよ。海岸に到達する時間からもう違って来るから。

○黒木都市計画課長 先ほども申しましたけれども、いろんなケースが想定されまして、地域の条件も、例えばこういう町場で建物がいっぱい建っている際には、それを河川の外って言いますが、河川の下の方に摩擦係数を考慮してありますので、かなり精度としては高いものと考えております。今、全国39道県がこの津波浸水想定を発表しているんですけれども、そのうちの20都府県が、既にもうこの津波浸水警戒区域

を指定しているということもございますので、宮崎県としても取り残されないように取り組んでいきたいと思っております。

○坂口委員 言われることはよく分かるんですよ。だけど、せっかくやるなら信頼できるものでないとおだにならないかなという心配。それと、それが本当に信頼できるのなら、最初一番の問題で、市町村がなかなか厳しいよと言っていたのが不可能地域ですよ。対応ができない、津波は防げないんだという地域を市町村長は指定しろということがありましたよね。何とか不可能地域というんですか、対応ができない、浸水対策を講じられない地域を黒塗りかなんかする、それは市町村長がやるんだよというのがあったんです。今度はそれもやらなきゃ。そんだけ信頼できるものなら。その指定が本当にできるのかとか、いっぱい問題を含んでくるのかなって気がするんです。

やっぱり今言われたように、やらなきゃしょうがないというのも分かるけれども。例えば、昔の外所地震をシミュレーションしたとき、そのとおりにいくかということです。だから、やりようでは、何をどう入力するかで物すごく変わってこないかなという気がしています。

これちょっと、内部に問題含んで——あくまでも参考の一つなら分かるんですけども。コンサルなりでそういったものにたけた業者に調査させるんだって言うてるけれども、果たしてそういったものにたけたというか、答えきれるようなコンサルというのがあるのかどうかということです。一つの説を立てるという域を出ないんじゃないかって気がするんですよ。

僕はどうもこれ不安なんですよね。それをやって信頼させた途端にやっぱりあだにならないか

なという、言いがかりみたいに聞こえるかもしれないけれども、不安を持っているんです。本当に計算できるのか、それ。やれるんですか。

○西田県土整備部長 委員御指摘のとおり、例えば、堰上げの考え方等も、粗度であるとか流速であるとか、そういったものが一つ一つ複雑に影響し合って、干渉し合って、堰上げ高は決まってくるというところで、粗度が高ければ当然流速が弱まりますし、エネルギー一定速でいきますと、今度は高さが当然上がってくる、といったことが考えられます。

1万4,360ヘクタール、それぞれの場所で細かく粗度を調べながら、そのときのいろんなシミュレーションをしながら、津波の方向、どこから来るのかとか、そういったものを細かくやれば、無数にいろんなパターンが出てくるのではないかなというのが委員の御指摘で、これは全くそのとおりではあります。あくまで現在得られた知見に基づいて、現在の最高精度に基づく計算手法で設定をするということです。これはある意味、国の機関なりがそういう手法を確立したのでありますけれども、県として、その最新の知見に基づいて設定をするということで、それを信頼をして、今後、各種施策、区域の設定であるとか、高さの設定を行ってまいりたいと思っております。

これは、いつの時代も最新の知見に基づいてやっていることで、新たなとてつもない地震が予想されるとか、遠い将来においては見直しの可能性もあるのかもしれませんが、現段階におきましては、最新の知見に基づいた信頼できる計算手法に基づいて行うというところで御理解をいただきたいと思っております。

○坂口委員 今の理解のしようではそれしかな

と思うんですね。現実には、何かをやるとなったとき、今、最も信頼しているもの、それを基に計算してまいりますという以外の説明はないと思うんですけれども。今言われたように、想定している以上の地震が来たとかそんなのは別にして。想定している地震でいいんです。ただ、それを基に幾らどういうことを詰めていっても、一つの例としての高さでしかないという説明でない。これが正しい高さなんだというのは大きく間違えるものです。さっきも言いましたように、奥尻は、湾の入り口での高さが、あのとき8メートルだったかな。奥の方では30何メートルになっているんです。どんな計算をしても、あんな単純な島でそんな堰上げするぐらいのエネルギーは出てこないと思うんです。

それに、いつも今回の地震で津波の心配はありませんなんて言うけれども、津波があるかないかもわからないわけで。あったときは、高さよりも押してくる時間、そしてエネルギー。だからそんなのを考えたときに、あくまでも参考の一つという域を出ないマップしか出ないんじゃないかなという気がするんです。

参考として、今一番信頼できる、平均的な考え方で信頼できる図面がこれです、じゃないと、何か間違いそうな気がして。そここのところを言っても、言う意味も通じないかもわからない、考え方も違うかもわからないけれども、何かちょっと違うような、一つの例としての防災マップしか出ないような気がして。

これでやめますけど、何かこれ心もとないんです。何か一つ要素を変えれば、必要な入力の数値でも一つまた違うのを想定すれば、うんと変わってくるような気がして。これはもうこれで答弁は結構です。

○山内副委員長 関連して伺います。

危機管理課に、特定避難困難地域というのは今のところ宮崎県にはないということ伺っているんですけれども、例えばこの推進事業によって、基準水位が試算で値として出てきたときに、実はやっぱり避難が難しい地域が出てきたとか、もしくは今の堤防の高さとかでは、避難の高さが確保できないので公共事業、県としてのハード対策事業をしないとイケないというようなことが出てきたりするものなんでしょうか。

○黒木都市計画課長 先ほど言われた避難困難地域につきましては、市町の方で、避難山とか避難ビルを指定しておりまして、今はないということになっております。

その施設の高さについても、今、津波浸水の高さが公表されておりますので、これに市町村独自で——例えば消防庁から津波の浸水深プラス二階以上にビルを定めなさいとか、高さを定めなさいということが出されているので、二階、三階ぐらいの高さのところ避難施設をつくっております。

ですので、今回堰上げ高が加わったとしても、その高さは多分大丈夫じゃないのかなと聞いております。

○山内副委員長 はい、わかりました。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時40分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が終わりましたので、これより総括質疑を行います。

県土整備部全般についての質疑はございませんか。

○山内副委員長 委員会資料12ページの先ほど質問させていただいたインフラDX推進事業なんですけれども、九州トップクラスのICT活用の実施件数を誇るというお話を伺ったり、民間事業者が機器の確保に関してはレンタルなどで対応されているというお話でした。先ほどは納得したんですけれども、例えば事業者の規模などによってはレンタルできる資金力がある、もしくは人材力がある一方で、人材確保すらままならず、そういうレンタルの機器を整備するお金すらないというところとの格差が広がっていってしまうのではないかなど。そこはどうかかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○中原技術企画課長 このICT活用工事を活用するに当たって、やりますと言った企業に対しては諸経費の補正等を行って、レンタルとかソフトを委託した場合の費用とか、こういったのをカバーできるような別途費用を変更で計上しているところですか。ですから、自分で持っている大きな会社はいいんでしょうけれども、中小企業においてもそういった費用で持ってレンタル等をしていただいて、活用していただける環境になっております。

○西村委員長 私からいいですか。

昨年の台風第14号からの復旧復興というのが、新年度の大きな目標というものになっていると思います。各課それぞれ河川であったり砂防であったり様々な対策事業を打っていただいて、

1年でも半年でも早く工事を施工していただいて、その中山間僻地が少しでも早く回復することで人口の流出を防いでいくとか、早く家に帰れるとかそういうことがあると思うんですけれども、発注も工事の施工も、マンパワーも必要でありますし、県職員の設計のスピードも大事かと思いますが、現時点で当初予算に向けての到達度や目標の状況を伺いたいと思います。

○山浦河川課長 災害の復興ということで、2月10日までで台風第14号関係の災害査定が一応完了したところでございまして、現在実施に向けて取り組んでおります。災害復旧に当たっては、用地買収が必要な箇所を先行的に買収をしていきまして、早期の復旧を図っていききたいと。災害復旧は3年で完成させるというようなこともございますけれども、初年度も90億円ほど確保して、今回の予算でも4年債も30億円確保させていただいております。速やかに執行できるよう、関係団体とも協議しながら、不調不落対策に、復興JVという制度も活用しまして、一刻も早く被災箇所が復旧できるように努力してまいりたいと考えております。

○西村委員長 今回の被災箇所が中山間地が多いものですからマンパワーの部分もあるし、先ほど申し上げたとおり、3年も4年も待っていれば、その地域の住民がごそっと減ってしまう可能性もあります。そこで、なるべく前倒し、前倒しでやっていただきたい点と、先ほど復興JVの話もありました。地元にとってはマンパワーを補う上で物すごく期待をするところもあるんですが、一方では本当に集まっているのかということも聞きます。その復興JVに関して進捗というか、相談もあると思いますが、その状況はいかがのでしょうか。

○中原技術企画課長 今、2月から復旧復興JVの認定の登録を開始したんですけれども、今現在での11のJVが登録済み、もしくは手続中になっております。今、発注見通しの公表が、まだ災害分がほとんど出てないものですから、多分来月以降に大きく出てくると思います。それを見ていただいて、さらに登録が増えるよう、我々もこの制度の周知に引き続き努めてまいりたいと考えています。

○坂口委員 関連して、JVについて、地域内と地域外とのJVを想定してなんです。地域外の人が、地域内の業者と、しかもランク下の業者と組むというのが具体的に想定できるかなと思うんですね。例えば、Aや特AがBの人たちと組もうとしたときに、何らか、地域で堂々と戦えるだけの評価をもらえるような実績や技術者、そんなのを持ってなきゃメリットがないと思うんですね。まずそういったAやBの業者に実績をつけてもらうために、小さい工事を先行してどんどん出しておかないと。大きい工事だけじゃ、実績持たない、あるいは満点持たない地域内の業者はなかなかよそからスカウトされないと思うんです。思うように進捗しない工事や被災地がある場合を想定して、JVを達成できるように、地元の小さい企業があって、そこに大手が人も物も持って入ってくることを想定した発注の仕方というの必要じゃないかなって気がするんです。具体的に言うと、その管内の小さい業者が堂々と地域としての総合評価などの高い評価を持って、パートナーが自分に目を向けてくれるものをしっかり持つておかないと、外から来たって意味がないんですよ。総合評価を想定したときに、だから、そこら辺も想定してやっぱり地域内の人のごとく

い評価点をもらえるような業者になれるよう実績をつけさせてあげるといのが必要かな。そして、そういった人たちに、よそからの支援が入ってきて、具体的な受注に結びつくことができるというようなことが必要かなって気もするんです。

○中原技術企画課長 今回の復旧復興JVにつきましては、Bクラス以上の業者を対象にしておりまして、今、11JVの登録が進んでいるのですが、例えば日向市の会社と椎葉村の会社、もしくは諸塚村の会社と日向市の会社という形で、日向土木事務所管内の市町村の組み合わせがほぼ全てでございます。

我々の目論みとしては、今回、椎葉村、諸塚村にかなり集中していますので、できれば最初は日向市の業者の力を借りて、管内業者でJVを作って仕事していただきたいなど。当然、それでも足りなくなるフェーズが出てくるわけで、そのときにどうしていくのかというのを、委員がおっしゃるように総合評価をやめて価格競争でやりましょう、地域要件がなくなるので優先的に入っていけるといのも当然あるでしょうし。ただ、今回のJVは必ず地域の会社を1社入れるような形になっていますので、いろんな使い方をしていって、多分、管内がパンクすれば必然的にもう外から入ってくる。高鍋とか延岡から入れるような仕組みづくり、誘導づけを我々も図っていかないといけないのかなと思っています。

○坂口委員 結局、機動力や人的なパワーが不足することを想定して、1日でも早く工事を完成させるというのが目的でのJVだったら、地区外からの応援が入らないとあまり結果的に意味がないと思うんです。しかしながら、地元の

人たちは地元で、可能な限りは自分らの責任で施工をやっていきたいという使命感もあると思うんです。それをオーバーしたときにどうするかということがひとつ大きい目的としてそのの裏にはあるのかなということ。そこで価格競争で果たしていいのかなって、今後長いスパンを見たときに、そこらを総合的に考えたときに、地元で足りない部分をよそから喜んでというか、希望してそこに目を向けてくれる条件整備、競争するときに互角に戦えるものを作っていくというのが必要かなって気がします。

○中原技術企画課長 委員御指摘のとおりで、今回、日向土木事務所と西臼杵支庁の管内を対象に設定しているんですけども、今回のJVの制度説明のときに、その管内以外の業者にも外から入ってこれるという、この制度の説明をしっかりしてほしいという要望がありましたので、今月宮崎市で、地区外の方を対象に説明会を予定しております。

今後の動向を見ながら、我々も柔軟に制度の運用をしていきたいと思っております。

○西村委員長 その他で何かございませんか。

○山下委員 今回の予算の中にも道路補修費がだいぶ入っていますけれども、今道路を走ってみますと、もちろん高速道路もですが、県道、すごく路面が傷んでおります。車を運転していると危ないぐらいわだちができているところも多数あります。新しい道路を作ることも必要なんですけれども、やっぱり今ある道路で事故が起きたような報告もあります。なるだけ速やかにそういうところの補修はやっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○東道路保全課長 本当にありがたい御指摘だと思っております。限られた予算ではござい

ますが、今おっしゃったようにいろんな老朽化対策ございますけれども、私もここ2年間で管理瑕疵、かなりの数を報告させていただきました。やっぱり路面が一番大事だなと思っています。区画線が消えている箇所もいっぱいございまして、草が茂っているところもございまして、引き続きしっかり県民の皆様に応えるように維持管理やっていきたいと思っております。

○西村委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上で県土整備部の審査は全て終了いたしました。

ここで、今月末で退職される4名の方、西田県土整備部長、東道路保全課長、巢山建築住宅課長、斉藤工事検査課長を代表して西田県土整備部長より御挨拶をいただきたいと思っております。

○西田県土整備部長 このような機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。今、委員長からありましたように、私を含め4名の者がこの春県庁を卒業いたします。長いもので42年間、この42年というのは本日楽しい発言をした道路保全課長でありますけれども、叩き上げの道路保全の人間でありました。こういった者も含め退職をするということでもあります。昭和、平成、令和と3つの時代にわたって県土整備行政を進めてまいりました。恐らく私と同じと思っておりますけれども、やり切ったという思いと、ここを去るんだというちょっとだけ寂しいそんな気持ち、大半はほっとしているという気持ちも多分にあると思っております。この1年間、このメンバーで、さらに本庁、出先合わせて700名の職員で県土整備行政を行ってまいりました。その間、商工建設常任委員の皆様におかれましては多大なる御理解、御指導をいただいておりますこと

をこの場を借りて厚く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

私、部長に2年間在籍いたしました。コロナ禍の中でありましたけれども、国土強靱化の予算など、そういった追い風もありまして、相当程度社会資本整備が進んだのではないかと考えております。高速道路をはじめとする国県道の整備、河川整備、砂防・急傾斜、また港湾の整備、全て着実に進んだのではないかとと思います。また、国スポ・障スポに向けて各種施設も着々と進んでいる、そういった状況であります。

しかしながら、本委員会でも話題になりました昨年本県を襲った台風第14号、これは17年ぶりの大災害となりました。この災害に対しても、県土整備部職員一丸となって取り組みまして、先月上旬に1,400件、県市町村を合わせて公共土木施設災ありましたけれども、全て災害査定を完了させたところであります。職員の少ない役場も含めて多くの職員を派遣したところですが、そういったところも含めてやり切ったということは私の大きな喜びであり、また職員一人一人の自信につながったのではないかと考えております。引き続き、復興J・V制度なども活用しながら、早期復旧に努めてまいります。

今回の台風というのは一定程度それまでの防災対策が功を奏した部分もありますけれども、浸水した箇所もございます。そういった箇所は防災に関する予算を最大限活用して、早期対応を図ってまいりたいと思っております。

そういった県土の強靱化を進めて、県民の安全安心な基盤づくりをしっかりと残ったこの職員が進めてまいります。いずれ劣らぬ精鋭たちでございます。委員の皆様におかれましては、引き続き、更なる御理解、御指導をお願い申し

上げまして、挨拶に代えさせていただきます。大変ありがとうございました。

○西村委員長 これまで長きにわたり、宮崎県の発展のために御尽力いただきまして本当にありがとうございました。今後はぜひ健康に十分留意されて、県政を温かく見守っていただきたいと思っております。

また、任期いっぱいぎりぎりまで今日いただいた皆さんの意見を事業に反映していただきますようお願いを申し上げまして、以上をもちまして県土整備部を終了したいと思います。本当にお疲れ様でした。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時1分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会最終日に行うこととなっております。9日に行いたいと思っておりますが、開会時間を13時としたいのですがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、本日の委員会を終了いたします。

午後0時1分散会

令和5年3月9日(木曜日)

午後0時59分再開

出席委員(8人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	山内	佳菜子
委員		坂口	博美
委員		二見	康之
委員		野崎	幸士
委員		山下	寿
委員		重松	幸次郎
委員		来住	一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	川野	有里子
議事課主任主事	木村	結

○西村委員長 委員会を再開いたします。

議案の採決を行いますが、採決の前に議案につきまして賛否も含め、御意見をいただきたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時0分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決に移ります。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「個別に」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 一部を個別で、残りを一括採決

したいと思ひます。

それでは、議案により賛否が分かれておりますので、まず議案第1号及び第75号についての採決を行います。

議案第1号及び第75号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手多数であります。よって、第1号及び第75号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第9号、第10号、第11号、第13号、第14号、第22号、第39号、第43号、第51号、第52号、第53号、第55号、第56号、第70号、第71号、第76号、第77号、第79号、第82号の各号議案について一括して採決をいたします。

各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容につきまして御意見を願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時2分再開

○西村委員長 それでは委員会を再開いたします。

それでは委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それではそのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時2分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 西 村 賢